

第1次 五泉市総合計画 後期基本計画 (平成24年3月)



五泉市企画政策課

〒959-1692 五泉市太田1094番地1
TEL:0250-43-3911(代) FAX:0250-42-5151
E-mail:kikaku@city.gosen.lg.jp

第1次 五泉市総合計画 後期基本計画

五泉市



人と自然が織りなす
創造都市 五泉市

第1次
五泉市総合計画
後期基本計画
2012 (平成24年度) ▼ 2016 (平成28年度)



五泉市





－ はじめに －

五泉市は、平成18年1月1日に旧五泉市と旧村松町が合併して、新たな「五泉市」となり、平成19年には、新しいまちづくりの指針として、平成19年度から平成28年度までの10年間の第1次五泉市総合計画の基本構想と前期5年間の基本計画を定め、将来の都市像である『人と自然が織りなす 創造都市 五泉市』の実現に向けて、各施策を展開してまいりました。

この間、国や地方における財政状況の悪化、少子高齢化の進展、人口の減少、市民ニーズの多様化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。また、昨年3月に発生した東日本大震災、7月の新潟・福島豪雨などの自然災害により、災害に強いまちづくりはこれまで以上に重要な課題となっています。

このたび、前期基本計画が平成23年度をもって終了することから、今後5年間のまちづくりのための後期基本計画を策定しました。この計画を基に、地域の活性化や安全で安心して暮らせるまちに向けて各施策・事業を実施し、誰もが住みやすく、住んで良かったと感じることのできる、活気ある五泉市となるよう全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様からも一層のお力添えをお願いいたします。

最後に計画の策定にあたり、ご協力をいただいた五泉市総合計画審議会委員、村松地域審議会委員、五泉市総合計画市民まちづくり会議委員の皆様をはじめ、市民意識調査などを通して貴重なご意見、ご提言をいただいた市民の皆様、市議会議員並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成24年3月



五泉市長
伊藤 勝美

後期基本計画の策定にあたって

本市では、平成 19 年度に「人と自然が織りなす 創造都市 五泉市」を将来像とした平成 28 年度までの 10 年間を計画期間とする第 1 次総合計画を策定するとともに、平成 23 年度までの前期基本計画を策定し、まちづくりを推進しています。

このたび、前期基本計画の計画期間が終了することから、平成 24 年度から 28 年度までを計画期間とする後期基本計画を策定しました。

総合計画の構成

総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されています。

○基本構想

本市がめざす将来像や、その実現に向けたまちづくりの方針を明らかにしたもので、計画期間は平成 19 年度（2007 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの 10 年間となっています。

○基本計画

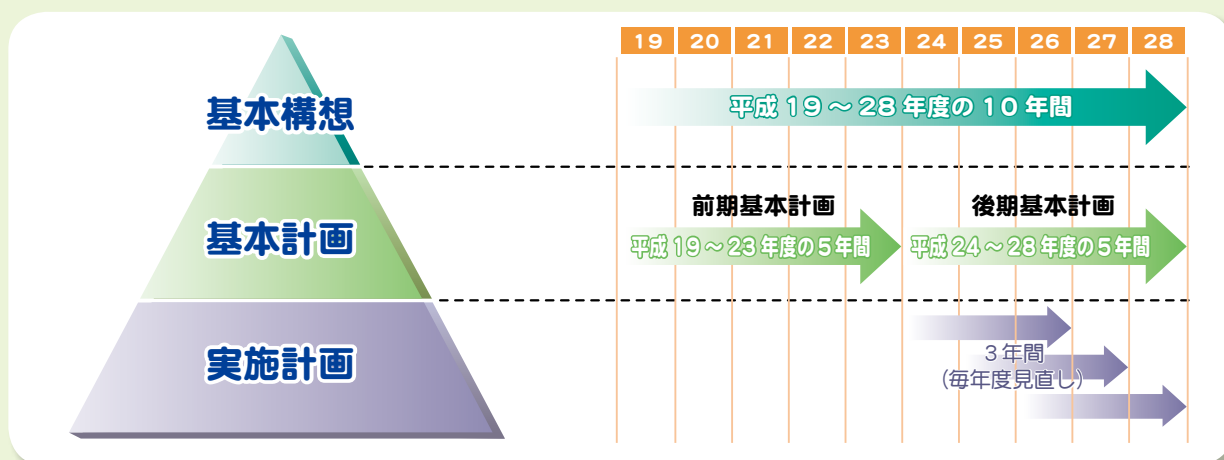
基本構想で示した将来の都市像や施策の大綱を受け、施策別に基本方針などを明らかにするとともに、その実現を図るための施策を体系的に示したものです。

社会経済情勢や行政制度の変化に対応し、実効性を確保するため、前期基本計画と後期基本計画の各 5 年間に分かれています。

○実施計画

基本計画に掲げた施策を効率的に実施するために、具体的な事業内容を明らかにしたものです。

計画期間は 3 年間で、ローリング方式により毎年度見直しを行っています。



基本構想

第1章 将来の都市像	2
第1節 将来像	2
第2節 将来像を実現するための基本政策	2
第3節 将来像を実現するためのイメージ図	4
第2章 主要な指標	5
第1節 人口及び世帯数	5
第2節 就業構造	6
第3章 土地利用構想	7
第4章 施策の大綱	8
第1節 笑顔あふれ、いきいきと暮らしているまち	8
第2節 信頼あふれ、安心して暮らしているまち	9
第3節 交流あふれ、ふれあい豊かに暮らしているまち	10
第4節 賑わいあふれ、活気がある暮らしをしているまち	11
第5節 潤いあふれ、快適に暮らしているまち	12
第5章 基本構想・基本計画の実現のために	13

後期基本計画

第1章 基本計画の位置づけ	16
第1節 計画の趣旨	16
第2節 計画の期間	16
第3節 計画の構成	17
第2章 後期基本計画における財政計画	18
第1節 財政の状況	18
第2節 財政推計	18
第3章 後期基本計画の施策体系	20

● **いきいきの^{いづみ}泉水** ～笑顔あふれ、いきいきと暮らしているまち～

○子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり	
▶ 生きる力を育む教育の推進	24
▶ 教育環境の充実	26
○ともに学び生きがいをもてるまちづくり	
▶ 生涯学習の充実	28
▶ 生涯スポーツの推進	30
▶ 芸術文化の推進	32
▶ 図書に親しむ環境整備の推進	34
▶ 文化財の保護と活用の推進	36
○一人ひとりが活躍できるまちづくり	
▶ 高齢者の社会参加の推進	38
▶ 障がい者の自立と社会参加への支援	40

● **安心の^{いづみ}泉水** ～信頼あふれ、安心して暮らしているまち～

○安心して子育てができるまちづくり	
▶ 親子の健やかな発達への支援	42
▶ 保育サービスの充実	44
▶ 子育て支援の充実	46
▶ 援助を必要とする子どもと家庭の自立への支援	48
○健康で安心して暮らせるまちづくり	
▶ 健康づくりの推進	50
▶ 保健予防の充実	52
▶ 食育の推進	54
▶ 高齢者福祉・介護保険の充実	56
▶ 安全・安心な保健・医療体制の充実	58
▶ 社会保障制度の円滑な運営の推進	60
○安全な生活環境を守るまちづくり	
▶ 安全・安心な水の供給	62
▶ 交通安全と防犯の推進	64
▶ 地球環境の保全	66
○非常時に十分な対応ができるまちづくり	
▶ 信頼できる消防・救急・救助体制の推進	68
▶ 防災意識の高揚と防災施設整備の推進	70
▶ 雪害対策の推進	72

●ふれあいの^{いずみ}泉水 ～交流あふれ、ふれあい豊かに暮らしているまち～

- 青少年を地域ぐるみで育むまちづくり
 - ▶ 青少年を地域ぐるみで育む環境整備の推進 74
- 地域で支える福祉のまちづくり
 - ▶ 地域における福祉活動の充実 76
- 多様な文化にふれあうまちづくり
 - ▶ 国際化に向けた環境整備の推進 78

●活気の^{いずみ}泉水 ～賑わいあふれ、活気がある暮らしをしているまち～

- 活力ある商工業を育むまちづくり
 - ▶ 商業の活性化 80
 - ▶ 工業の活性化 82
 - ▶ 雇用環境の整備と充実 84
- 魅力ある農林業を育むまちづくり
 - ▶ 農産物のブランド化と安全で安心な食の推進 86
 - ▶ 安定した農業経営と担い手育成の支援 88
 - ▶ 農地、農村の環境整備 90
 - ▶ 森林資源の利活用と保全 92
- 地域資源を活用したまちづくり
 - ▶ 地域資源を活かした観光と都市交流 94

●快適の^{いずみ}泉水 ～潤いあふれ、快適に暮らしているまち～

- 一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり
 - ▶ ごみの減量化とリサイクルの推進 96
 - ▶ 生活排水の適切な処理と生活衛生の向上 98
- 快適な都市基盤を利用できるまちづくり
 - ▶ 安全で快適な道路整備 100
 - ▶ 公共交通機関の利用しやすい環境整備 102
 - ▶ 快適な居住環境の整備 104
 - ▶ 緑豊かな憩いの場の整備 106

●基本構想・基本計画の実現のために ～市民協働と信頼による自立したまち～

○市民と行政による協働のまちづくり

- ▶ 市民との協働の推進 110
- ▶ 人権と平和の尊重 111
- ▶ 男女共同参画社会の実現 112
- ▶ コミュニティ活動の支援の推進 113
- ▶ 情報公開と説明責任の充実 114

○効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり

- ▶ 健全で持続可能な財政運営 115
- ▶ 行政改革の推進 116
- ▶ 組織・機構改革の推進 117
- ▶ 人材育成の推進 118

付 属 資 料

付属資料 119

●諮問・答申

○五泉市総合計画審議会

- ▶ 五泉市総合計画後期基本計画について（諮問） 121
- ▶ 五泉市総合計画後期基本計画について（答申） 122

○村松地域審議会

- ▶ 五泉市総合計画後期基本計画について（諮問） 124
- ▶ 五泉市総合計画後期基本計画について（答申） 125

●名簿

- 五泉市総合計画審議会委員名簿 127
- 村松地域審議会委員名簿 128
- 五泉市総合計画市民まちづくり会議委員名簿 129
- 五泉市総合計画策定委員会名簿 130
- 五泉市総合計画策定部会名簿 131

●五泉市総合計画策定体制図 132

●後期基本計画策定経過 133

●用語集（本文中の※印について解説） 134

施策別詳細目次

いきいき いずみ の泉水	子どもたちが明るくいいききとしているまちづくり	1 生きる力を育む教育の推進 …………… 24
	ともに学び生きがいをもてるまちづくり	2 教育環境の充実 …………… 26
		3 生涯学習の充実 …………… 28
		4 生涯スポーツの推進 …………… 30
		5 芸術文化の推進 …………… 32
		6 図書に親しむ環境整備の推進 …………… 34
	一人ひとりが活躍できるまちづくり	7 文化財の保護と活用の推進 …………… 36
		8 高齢者の社会参加の推進 …………… 38
		9 障がい者の自立と社会参加への支援 …………… 40
安心 いずみ の泉水	安心して子育てができるまちづくり	10 親子の健やかな発達への支援 …………… 42
		11 保育サービスの充実 …………… 44
		12 子育て支援の充実 …………… 46
		13 援助を必要とする子どもと家庭の自立への支援 …… 48
		14 健康づくりの推進 …………… 50
	健康で安心して暮らせるまちづくり	15 保健予防の充実 …………… 52
		16 食育の推進 …………… 54
		17 高齢者福祉・介護保険の充実 …………… 56
		18 安全・安心な保健・医療体制の充実 …………… 58
		19 社会保障制度の円滑な運営の推進 …………… 60
		20 安全・安心な水の供給 …………… 62
	安全な生活環境を守るまちづくり	21 交通安全と防犯の推進 …………… 64
		22 地球環境の保全 …………… 66
	非常時に十分な対応ができるまちづくり	23 信頼できる消防・救急・救助体制の推進 …… 68
		24 防災意識の高揚と防災施設整備の推進 …………… 70
		25 雪害対策の推進 …………… 72
ふれあい いずみ の泉水	青少年を地域ぐるみで育むまちづくり	26 青少年を地域ぐるみで育む環境整備の推進 …… 74
	地域で支える福祉のまちづくり	27 地域における福祉活動の充実 …………… 76
	多様な文化にふれあうまちづくり	28 国際化に向けた環境整備の推進 …………… 78
活気 いずみ の泉水	活力ある商工業を育むまちづくり	29 商業の活性化 …………… 80
		30 工業の活性化 …………… 82
		31 雇用環境の整備と充実 …………… 84
	魅力ある農林業を育むまちづくり	32 農産物のブランド化と安全で安心な食の推進 …… 86
		33 安定した農業経営と担い手育成の支援 …………… 88
		34 農地、農村の環境整備 …………… 90
		35 森林資源の利活用と保全 …………… 92
快適 いずみ の泉水	地域資源を活用したまちづくり	36 地域資源を活かした観光と都市交流 …………… 94
	一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり	37 ごみの減量化とリサイクルの推進 …………… 96
		38 生活排水の適切な処理と生活衛生の向上 …………… 98
		39 安全で快適な道路整備 …………… 100
	快適な都市基盤を利用できるまちづくり	40 公共交通機関の利用しやすい環境整備 …………… 102
		41 快適な居住環境の整備 …………… 104
		42 緑豊かな憩いの場の整備 …………… 106
		43 市民との協働の推進 …………… 110
計画の推進	市民と行政による協働のまちづくり	44 人権と平和の尊重 …………… 111
		45 男女共同参画社会の実現 …………… 112
		46 コミュニティ活動の支援の推進 …………… 113
		47 情報公開と説明責任の充実 …………… 114
		48 健全で持続可能な財政運営 …………… 115
	効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり	49 行政改革の推進 …………… 116
		50 組織・機構改革の推進 …………… 117
		51 人材育成の推進 …………… 118

基本 構想

〈キャッチフレーズ〉

人と自然が織りなす

創造都市 五泉市



第1章 将来の都市像

第1節 将来像

五泉市の最大の財産は、勤勉で人情豊かな「人」と、水や花、山などの豊富な「自然」です。「人と人」、「人と自然」のふれあいを大切にし、本市のもつ地域資源を最大限に活用するとともに、市民のみなさんとの協働による個性豊かで創造性に満ちたまちづくりを進め、次の将来像の実現をめざします。

キャッチフレーズ

「人と自然が織りなす 創造都市 五泉市」

第2節 将来像を実現するための基本政策

将来像を実現するために、次のテーマと5つの基本政策を掲げて計画を進めます。

将来像を実現するためのテーマ

「五つの泉水^{いずみ}わき出す 愛せるまち」

将来像「人と自然が織りなす創造都市」を実現するためには、分野別に施策を進めるのではなく、市民が望んでいる「いきいき」「安心」「ふれあい」「活気」「快適」といった5つの視点を基本政策として、分野を超えて横断的に施策を進める必要があります。

この「5つの基本政策」を、全国的にも特色のある「五泉」という地名にちなんで「五つの泉水（いずみ）」とし、泉水が絶え間なくわき出す姿を、施策が流れるように展開している様子や、他のまちに誇れる資源（人、自然、歴史、産業、文化など）が豊富な様子をイメージしています。

これらの財産を大切に次代へと引き継ぎ、今まで以上に磨いて積極的に活用することでまちが発展し、市民の誰もが誇りに思え、誰からも愛されるまちになるよう願いを込め、将来像を実現するためのテーマとしています。

5つの基本政策

いきいき いずみの の泉水

～ 笑顔あふれ、いきいきと暮らしているまち ～

誰もが生きがいをもち、いきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの自主性や個性を尊重し、たくましく生きる力を育む環境づくりや、いつでもどこでも学習や運動のできる機会を充実し、笑顔のあふれるまちづくりを進めます。

安心 いずみの の泉水

～ 信頼あふれ、安心して暮らしているまち ～

誰もが不安なく、安心して暮らすことができるよう、子育て支援の充実や心身の健康を守るための環境づくりを進めるとともに、防犯・防災に努め、万一の場合でも迅速に対応し、安全な生活を守ることのできる、信頼のあふれたまちづくりを進めます。

ふれあい いずみの の泉水

～ 交流あふれ、ふれあい豊かに暮らしているまち ～

誰もがともに支えあい、ふれあい豊かに暮らすことができるよう、地域ぐるみで青少年を育み、障がい者などが地域の中で自立した生活を送ることのできる環境づくりを進めるとともに、多様な文化ともふれあえる、交流のあふれたまちづくりを進めます。

活気 いずみの の泉水

～ 賑わいあふれ、活気がある暮らしをしているまち ～

誰もが活力に満ち、活気がある暮らしができるよう、地域の産業を支え、担い手となる人材を育成し、新たな産業育成を図るとともに、魅力ある産業や観光などによって市内外から人が集まる、賑わいのあふれたまちづくりを進めます。

快適 いずみの の泉水

～ 潤いあふれ、快適に暮らしているまち ～

誰もが不自由なく、快適に暮らすことができるよう、居住環境や公共交通網などの整備により日常生活における利便性の向上を図るとともに、地球環境に配慮した循環型社会の構築を進め、潤いのあふれたまちづくりを進めます。

基本構想・基本計画の実現のために

～ 市民協働と信頼による自立したまち ～

積極的な情報公開などにより市民と行政がお互いの役割分担を見直して協働のまちづくりを進めるとともに、経営感覚を持った行政経営を確立し、「行財政改革」を推進します。

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

将来像

「人と自然が織りなす 創造都市 五泉市」

〈将来像を実現するためのテーマ〉

いずみ
「五つの泉水わき出す 愛せるまち」

5つの基本政策

いずみ
いきいきの泉水

笑顔あふれ、いきいきと
暮らしているまち

いずみ
快適の泉水

潤いあふれ、快適に
暮らしているまち

いずみ
安心の泉水

信頼あふれ、安心して
暮らしているまち

いずみ
活気の泉水

賑わいあふれ、活気がある
暮らしをしているまち

いずみ
ふれあいの泉水

交流あふれ、ふれあい豊か
に暮らしているまち

〈基本構想・基本計画の実現のために〉

「市民協働と信頼による自立したまち」

第2章 主要な指標

第1節 人口及び世帯数

日本の人口は、平成 17 年（2005 年）に初めて出生数が死亡者数を下回り、人口の減少局面に入ったといわれています。

本市の人口は、既に昭和 60 年の国勢調査人口をピークとし、平成 17 年国勢調査で 56,962 人と、平成 12 年国勢調査より 1,858 人、3.1%減少しています。今後も出生率の低下や進学、転出などにより減少傾向が続くものと予想されます。

また、年齢構成は、少子高齢化の進展により年少人口及び生産年齢人口は徐々に減少し、一方で高齢者人口は、増加の一途をたどっています。今後、団塊の世代が、生産年齢から高齢者に移行することから、高齢者人口はさらに増加し、平成 28 年（2016 年）には、3 人に 1 人が 65 歳以上となる超高齢社会となることが予想されます。

本総合計画の計画的な推進を図り、人口減少を抑えることをめざし、目標年次である平成 28 年度の目標人口を 52,000 人と想定しました。

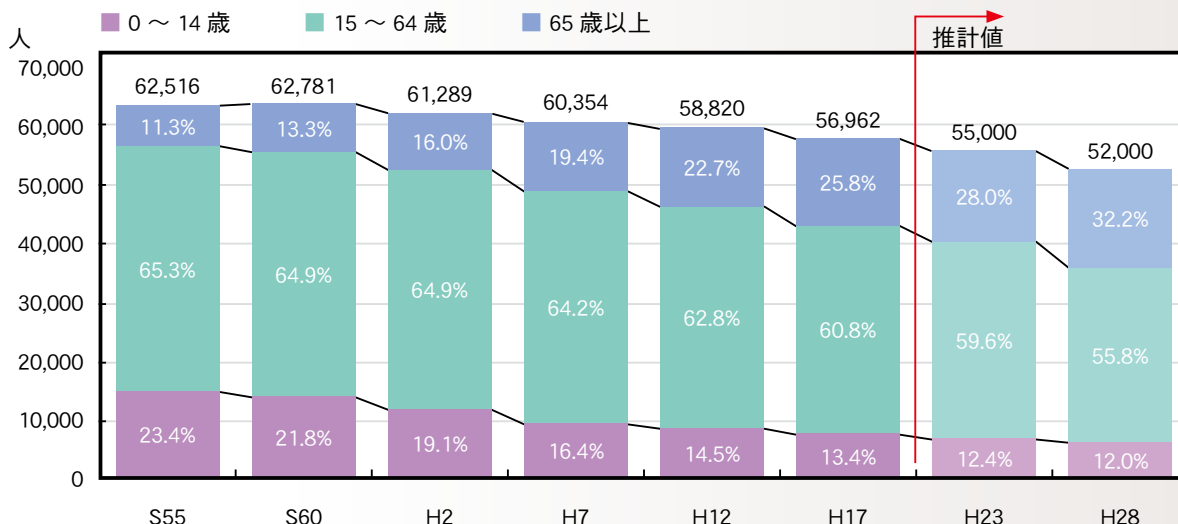
世帯数は、核家族化の進行により増加傾向にあり、平成 17 年国勢調査では 16,691 世帯となっています。また、一世帯構成員は年々減少し、平成 17 年では 3.4 人となっています。この傾向は、今後も続くものと考えられ、総合計画の目標年次である平成 28 年度の世帯数は 16,850 世帯（世帯構成員 3.1 人）と想定しました。

《将来人口及び世帯人員の推移》

区分	人口	世帯数	1 世帯 構成員	年少人口 (0 ～ 14 歳)	生産年齢人口 (15 ～ 64 歳)	高齢者人口 (65 歳以上)
昭和 55 年	62,516	15,153	4.1	14,622 (23.4%)	40,797 (65.3%)	7,097 (11.3%)
昭和 60 年	62,781	15,552	4.0	13,678 (21.8%)	40,765 (64.9%)	8,338 (13.3%)
平成 2 年	61,289	15,769	3.9	11,722 (19.1%)	39,789 (64.9%)	9,778 (16.0%)
平成 7 年	60,354	16,119	3.7	9,905 (16.4%)	38,758 (64.2%)	11,691 (19.4%)
平成 12 年	58,820	16,471	3.6	8,528 (14.5%)	36,930 (62.8%)	13,362 (22.7%)
平成 17 年	56,962	16,691	3.4	7,611 (13.4%)	34,647 (60.8%)	14,701 (25.8%)
平成 23 年	55,000	16,750	3.3	6,800 (12.4%)	32,800 (59.6%)	15,400 (28.0%)
平成 28 年	52,000	16,850	3.1	6,250 (12.0%)	29,000 (55.8%)	16,750 (32.2%)

資料：国勢調査 平成 23 年及び平成 28 年は推計値（コーホート要因法により計算し、本総合計画の施策実施の成果を考慮して推計したものです。）

《将来人口の推移》



第2節 就業構造

就業人口は、昭和55年以降減り続け、平成17年国勢調査で28,538人と平成12年調査と比べると、人数で1,348人、率で3.2%の減となっています。

人口の減少に伴い生産年齢人口が減少することから、就業者数は減少することが見込まれます。また、産業の構造割合は、第1次産業及び第2次産業は減少傾向が続き、第3次産業は増加するものと思われます。

このような推計により、総合計画の目標年次である平成28年度の就業者数を24,800人と想定しました。

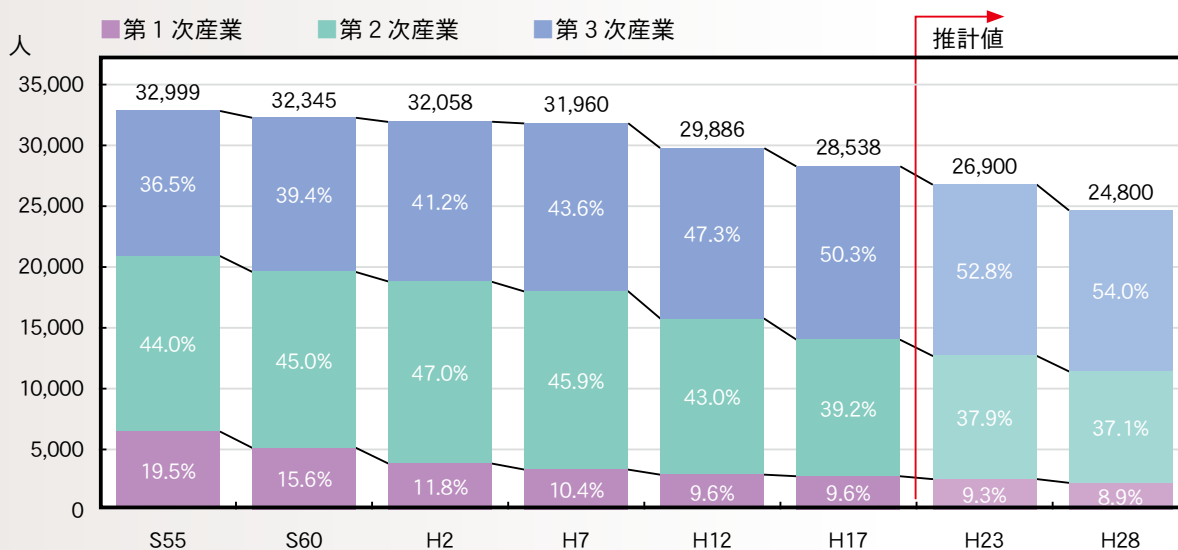
《就業者数の推移》

(単位：人、%)

年	総人口	就業者 合 計	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
			就業者数	比率	就業者数	比率	就業者数	比率
昭和55年	62,516	32,999	6,433	19.5	14,507	44.0	12,055	36.5
昭和60年	62,781	32,345	5,044	15.6	14,547	45.0	12,729	39.4
平成2年	61,289	32,058	3,791	11.8	15,064	47.0	13,199	41.2
平成7年	60,354	31,960	3,320	10.4	14,684	45.9	13,946	43.6
平成12年	58,820	29,886	2,867	9.6	12,851	43.0	14,139	47.3
平成17年	56,962	28,538	2,735	9.6	11,178	39.2	14,367	50.3
平成23年	55,000	26,900	2,500	9.3	10,200	37.9	14,200	52.8
平成28年	52,000	24,800	2,200	8.9	9,200	37.1	13,400	54.0

※平成17年までの数値は国勢調査結果、「就業者合計」には分類できない就業者を含む。

平成23年及び平成28年は、過去の産業人口の動向による推計値



第3章 土地利用構想

土地は、限りある資源であり、市民生活や産業経済活動の基盤です。

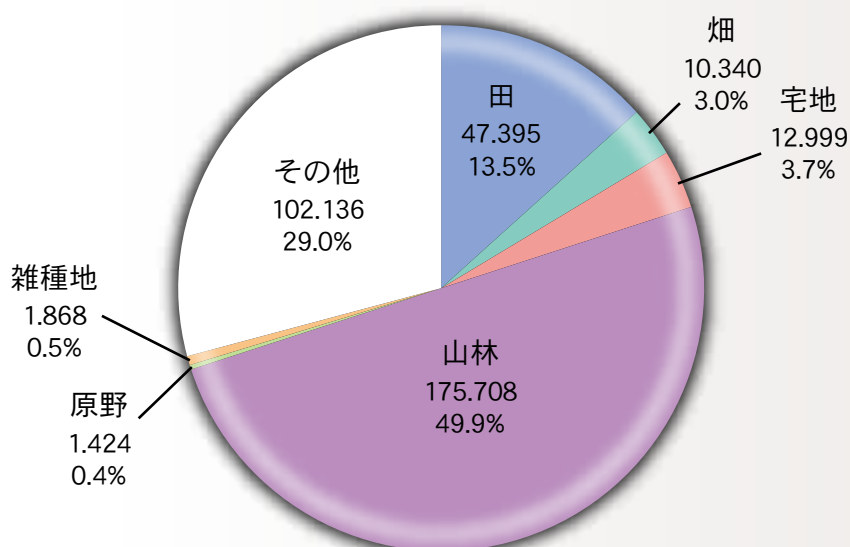
このため、土地利用にあたっては、本市の豊かな自然や歴史、文化、景観を活かすとともに、社会状況の変化に対応した総合的な視点により、計画的な活用を図っていく必要があります。

このような考え方に基づき、市街地は、居住機能をはじめ商業等都市機能などを集積した土地利用を図ります。また、市街地周辺部の農村地域では、自然景観や優良農地の保全に配慮しつつ市街地との土地利用の調和を図り、計画的な土地利用を進めていきます。

《土地利用別面積》 H18.1.1現在

(単位：km²、%)

区分	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	計
面積	47.395	10.340	12.999	175.708	1.424	1.868	102.136	351.870
割合	13.5	3.0	3.7	49.9	0.4	0.5	29.0	100



基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

第4章 施策の大綱

施策の大綱は、市の将来像を実現するため、まちづくりの視点に基づき施策の方向性を示すものです。

第1節 笑顔あふれ、いきいきと暮らしているまち

(1) 子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり

近年、子どもたちの学ぶことへの意欲や関心などの減退、体力の低下などの傾向が指摘されています。

そのため、これからの未来を拓く子どもたちが、健やかで自ら学ぼうとする意欲を高め、豊かな人間性と確かな学力、たくましく「生きる力」を身につけることができるまちづくりを進めます。

また、多様化する教育ニーズに対応できるよう、安全・安心で快適な教育ができる環境づくりをめざします。

(2) とともに学び生きがいを持てるまちづくり

- 高齢化や高度情報化など社会環境の大きな変化により、生きがいや豊かな心を求め、生涯学習や芸術文化活動に対するニーズが多様化しています。

そのため、いつでも、どこでも、誰でも学べ、さらに学んだことを教えることで、学ぶ喜びと学びあう喜びを実感し、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、自主的かつ創造的な芸術文化活動を行う中で、心の豊かさと潤いが実感できる環境づくりを行います。

さらに、子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に図書館を利用でき、利用者の要望に応えられる図書館資料の充実と情報提供ができるまちをめざします。

- 子どもからお年寄りまで、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活をおくることは、市民誰もの願いです。

そのため、いつでも、どこでも、誰でもスポーツやレクリエーション活動に親しめ、元気に心豊かで生きがいのある生活を送ることができるまちづくりを進めます。

- 郷土の自然や歴史、文化財は後世に伝え残さなければならない地域の財産です。

そのため、これらの財産を大切に保存し、活用したまちづくりをめざします。

(3) 一人ひとりが活躍できるまちづくり

高齢化社会が進展する中で、高齢者や障がい者が地域で活躍できるような支援が必要とされています。

そのため、誰もが住み慣れた地域で能力や適性に応じて自立し、生涯にわたり生きがいを持って、いきいきと安心した生活を送ることができるまちづくりを進めます。

第2節 信頼あふれ、安心して暮らしているまち

(1) 安心して子育てができるまちづくり

核家族化や少子化、就労形態の多様化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、子育てに不安を抱えている家庭が増加しています。

そのため、子どもを持つ親と、子育てにかかわる全ての人への負担をやわらげ、安心して子育てと仕事を両立することができるようなまちづくりを進めます。

また、赤ちゃんを安心して産むことができ、親子の愛情を育み、子どもの心と体が健やかにのびのびと育つことができる環境づくりを行います。

さらに、支援を必要としている全ての子どもやその家庭が、安心して生活が送ることのできるまちをめざします。

(2) 健康で安心して暮らせるまちづくり

- 医療技術の進歩、保健医療体制の整備などにより平均寿命が延びてきている一方で、食生活の変化や運動不足等による生活習慣病の増加、社会環境の変化によるストレスが増えています。

そのため、市民が自分の健康レベルを容易に知ることができるようにすることで、市民一人ひとりが主体的に健康づくりや健康管理を行い、生涯にわたりいきいきと健康に暮らせるまちをめざします。

- 少子化や核家族化などの家族構成の多様化に伴い、特に食生活を取り巻く環境が大きく変化しています。

そのため、家族みんなが、新鮮で安全な地場農産物を使った料理の並ぶ食卓を囲み、生涯にわたって健康で心豊かな生活が送れるまちづくりを進めます。

- 高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が年々増加してきています。

そのため、全ての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと安心して生活することができるまちをめざします。

- 少子高齢化や疾病構造の変化に伴い、さまざまな病気に対応できるよう、一定水準の医療体制が必要とされています。

そのため、誰もがいつでも身近なところで安心して、質の高い保健、医療及び福祉サービスを受けることができるまちづくりを進めます。

- 健康で文化的な最低限度の生活を営むためには、社会保険や公的扶助などの社会保障制度の充実と維持が必要です。

そのため、国民健康保険・後期高齢者医療や国民年金、生活保護など各制度の安定・円滑な運営を行い、市民が疾病や老後の生活、不慮の出来事による生活苦などの不安をなくし、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

(3) 安全な生活環境が確保されているまちづくり

- 私たちが毎日利用している水道水は、五泉の豊かな自然が育んだ良質な地下水、伏流水などから作られ、健康で文化的な生活や各種の産業活動を営むために欠くことのできないものです。

そのため、快適な生活や産業活動の原動力として安全で安心なおいしい水、災害に強く安定した水が供給されるまちづくりを進めます。

- 不審者事件や交通事故、消費者トラブルなどに対し、市民の命と財産を守るための取り組みが必要とされています。
そのため、身近な生活の中に犯罪や事故などがなく、誰もが安心して豊かな暮らしができる社会をめざします。
- 資源やエネルギーの大量消費により、温暖化や大気汚染・水質汚濁など地球規模での環境破壊が進んでいます。
そのため、次世代に豊かな自然と命を引き継ぐことで地球環境を保全し、安心して暮らせる環境づくりを行います。

(4) 非常時に十分な対応ができるまちづくり

- 火災予防活動を通じて市民の意識啓発に努めているものの、依然として不注意による火災発生が多い状況です。また、心疾患患者の増加等により疾病構造が変化し、救急需要は年々増加しています。
そのため、火災をはじめとするさまざまな災害や救急事故などへの対応が、迅速かつ的確に行われ、一人でも多くの生命と財産が守られるまちづくりを進めます。
- 「中越地震」など、過去に類のない地震や集中豪雨が頻発しており、市民の生活が脅かされています。
そのため、地震や台風、大雨などのさまざまな災害に対応した体制を整え、災害に強いまちづくりを行っていきます。
- 雪国に位置する本市においては、雪害対策が不可避となっています。
そのため、地域ぐるみで雪害対策に取り組み、誰もが不安なく安全に暮らせるまちづくりをめざします。

第3節 交流あふれ、ふれあい豊かに暮らしているまち

(1) 青少年を地域ぐるみで育むまちづくり

治安や社会環境の悪化などにより、各家庭だけでは対処できない問題が増えています。
そのため、家庭や学校、関係団体など、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組み、次代を担う青少年たちが、心身ともにたくましく成長できるまちづくりを進めます。

(2) 地域で支える福祉のまちづくり

地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し、各家庭を支えてきた地域社会のつながりが薄らいできています。
そのため、市民一人ひとりが福祉を自分のこととして考え、住み慣れた地域において、地域ぐるみで福祉を支えあうまちづくりを進めます。

(3) 多様な文化にふれあうまちづくり

外国人とお互いの文化や風習に対する理解を深め、地域社会の一員として認めあつて生活できる環境づくりが求められています。
そのため、国際交流を促進し市民の国際理解を深めるとともに、外国籍市民が不安なく、快適に暮らせるまちづくりをめざします。

第4節 賑わいあふれ、活気がある暮らしをしているまち

(1) 活力ある商工業を育むまちづくり

- 消費者の購買形態や交通手段の変化等により、市内における商業活動は厳しい状況にあります。
そのため、商工団体との連携により、地域に根ざした商業活動の活性化を進め、まちなかが賑わっているまちづくりを進めます。
- 地場の主力産業であるニットが廉価な輸入品などによる影響を受けていることから、産業全体に大きな影響を受けています。
地場産業の活性化と多様な産業の振興を図り、活気に満ちたまちづくりを進めます。
- 就業率は低迷しつつあり、雇用の場の確保が急務となっています。
そのため、地域産業の活性化を図るとともに、起業の支援や企業の誘致活動を展開し、新たな魅力ある産業と雇用を生み出すまちづくりをめざします。

(2) 魅力ある農林業を育むまちづくり

- 本市は水と自然環境に恵まれた立地条件を活かし、「国の指定産地」を受けた里いもなどの特産物が豊富にあります。
そのため、豊かな自然に恵まれた気候風土を活かし、特色ある農産物を生産するまちづくりを進めます。
- 農薬や化学肥料の使用を押さえた、安全性が高く、生産性の高い農業経営が求められています。
そのため、後継者の確保と育成を図るとともに、複合営農による安定した農業経営をしているまちづくりを行っていきます。
- 農村集落内は、市街地より道路や下水道施設等の基盤整備が遅れています。
そのため、豊かな自然環境と風景の保全に配慮しつつ、農村生産基盤と生活基盤が整備されているまちづくりを進めます。
- 広大な森林は、市民生活に憩いと潤いをもたらしてくれるとともに、水資源の涵養や国土保全及び環境面といった公益的な機能を発揮しています。
そのため、森林資源を有効に活用し、保全しているまちをめざします。

(3) 地域資源を活用したまちづくり

本市は、豊かな自然環境に育まれた観光資源が多く、その活用が不可欠となっています。
そのため、今ある魅力を再確認し、眠っている資源を掘り起こして、訪れた人がもっと滞在したくなり、再び来たくなるまちづくりを進めます。

第5節 潤いあふれ、快適に暮らしているまち

(1) 一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり

- 限られた資源を有効活用するため、廃棄物の排出量の抑制などの取り組みが求められています。
そのため、市民・事業所・行政が「もったいない」という心で、ごみの排出量削減と廃棄物の再利用・再資源化を図ることで、地球資源の消費を最小限とする環境への負荷を減らした「循環型社会」をめざします。
- 地球環境を守るための水質の保全や良質な飲料水の確保のために、生活排水の適切な処理が求められています。
そのため、水環境の保全を進め、快適で衛生的な生活が送れるまちづくりを進めます。

(2) 快適な都市基盤を利用できるまちづくり

- 日常生活に密着した道路は、地域間交流や物流を支える産業の基盤であるだけでなく、災害時におけるライフラインとしても重要な役割を果たしています。
そのため、誰もが安全、快適に利用することができる道路環境の整備を進めます。
- 公共交通機関は、市民生活に密着した基幹的な役割を担っています。
そのため、公共交通機関を必要としている全ての人が、バスやJRなどを使って気軽に出行することができ、利便性・交流性の高いまちづくりをめざします。
- 本市の持ち家率は県内でも高い状況にあり、今後、よりいっそう安全性が高く、省エネルギーなどの付加価値が高い住宅や、緑地空間の創出などによる住宅環境の整備が求められています。
そのため、地域の特性や気候風土にあった安全で快適な居住環境で、安心して生活できるまちづくりを進めます。
- 公園は、市民生活における憩いの場であるとともに、防災や地球温暖化防止といった環境的な側面から重要な役割を果たしています。
そのため、緑豊かな安らぎの場があり、健康で文化的な、潤いのある生活が送ることのできるまちづくりを進めます。
- 新市の秩序ある都市形成、農用地や森林地域の保全を図るため、計画的な土地利用を進める必要があります。
そのため、豊かな自然や歴史、文化、景観が活かされた街並みが形成され、市街地と農村地域との土地利用の調和が図られ、相互に機能が補完された一体感のあるまちづくりをめざします。

第5章 基本構想・基本計画の実現のために

基本構想・基本計画を実現するために「市民協働と信頼による自立したまち」をめざします。

1 市民と行政による協働のまちづくり

行政情報を積極的に提供し、わかりやすく説明することで、市民と情報を共有していきます。また、地域コミュニティへの支援により活動の活性化を図ることで、市民と行政がお互いの役割分担を見直し、お互いが持てる力を発揮できる協働のまちづくりを進めます。

また、全ての人々が平和を尊び、互いに人権を尊重し、男女がともに「自分らしく」いきいきと元気に歩むことができるまちをめざします。

2 効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり

行政評価※を活用して常に業務の見直しを行いながら、事務処理の迅速化と組織・機構の改革及び職員の資質の向上を図り、効果的・効率的な行政経営をめざすとともに、健全な財政運営を進めます。

また、地域情報化を推進することで市民や団体などのコミュニティ活動の活性化を図るとともに、省資源や省エネルギー対策などの地球温暖化対策に率先的に取り組みます。

基本 計画

〈テーマ〉

五つの泉水いずみわき出す

愛せるまち



第1章 基本計画の位置づけ

第1節 計画の趣旨

この基本計画は、基本構想に基づき、その将来像や5つの基本政策を実現するため、本市における現状と課題をとらえ、計画期間中に取り組むべき施策の方向性を明らかにしています。

また、財政推計に基づき計画期間を3年とする実施計画を別に策定し、計画の実効性を確保します。

第2節 計画の期間

後期基本計画の期間は、平成24年度（2012年度）を初年度とし、平成28年度（2016年度）を目標年度とする5年間とします。



第3節 計画の構成

この基本計画は、本市のめざす5つの基本政策をまとめた「五つの泉水^{いずみ}」編と、市民協働と信頼による自立したまちづくりを進め、基本構想・基本計画を実現するための「計画の推進」編で構成しています。各施策の内容は次のとおりです。

(1) 基本方針

施策のめざす基本的な方向性を示しています。

(2) 現状と課題

施策を取り組んでいく上で、社会・経済的な背景などの視点から、本市の置かれている現状と課題や問題点を示しています。

(3) 施策指標

市民と行政による協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政が「共通の目標」を持つことが必要です。そこで、後期基本計画では、5年後の最終年度となる平成28年度の目標値を施策ごとに数値化し、目標の共有化を図っています。

目標を数値化することにより、計画の適切な進行管理と評価を行うことができるとともに、市民が担うことが期待される役割も明らかにされ、協働によるまちづくりを進めることができます。

なお、数値設定にあたっては、できるだけ市民にとってわかりやすいもの、施策ごとに成果がわかるもの、継続的にデータを収集できるものなどの視点で選定しました。目標数値の設定は、指標値の過去の推移や他の都市の状況などを勘案して設定しています。

(4) 今後の取り組み

施策の着実な成果をめざすための具体的な取り組みの内容を示しています。

(5) 市民等との役割分担（「五つの泉水^{いずみ}」編のみ）

施策を進めるにあたり市民等が担うことが期待される役割を示しています。

第2章 後期基本計画における財政計画

第1節 財政の状況

平成 22 年度の決算統計に基づき本市の財政指標を分析しました。

(1) 経常収支比率[※]

財政の弾力性を示す経常収支比率は、一般の市においては 75 ～ 80%程度が妥当とされています。本市は 87.5%と、県内 20 市の比較で 8 位となっており、財政硬直化の改善が必要です。

(2) 基金残高

市の蓄えを示す人口 1 人あたりの基金残高は 55,667 円で、県内市では下位になっており、計画的な基金造成が必要です。

(3) 地方債[※]残高及び実質公債費比率[※]

市の借金を示す人口 1 人あたりの地方債残高は 415,374 円で、県内市では少ないほうから 4 位です。その一方、18%を超えないことが望ましいとされている実質公債費比率は 17.6%で、市の予算における公債費の負担は大きい状況が続いています。

(4) 財政力指数[※]及び税徴収率

自主財源の割合を示す財政力指数は、県内 20 市の比較で 13 位となっており、低い状況です。また、税の徴収率は現年度課税分が 19 位で、県内他市と比べると低水準であることから、収納率の向上が課題となっています。

《平成 22 年度決算統計に基づく財政指数》

項 目	五泉市	県内 20 市での比較	
		順 位	平 均
経常収支比率	87.5%	8 位	87.9%
基金残高 (人口 1 人あたり)	3,103,649 千円 (55,667 円)	16 位	— (181,736 円)
地方債残高 (人口 1 人あたり)	23,158,806 千円 (415,374 円)	4 位 (少ないほうから)	— (533,683 円)
実質公債費比率	17.6%	15 位	15.8%
財政力指数	0.464	13 位	0.518
税徴収率			
・ 現年課税分	96.9%	19 位	98.1%
・ 滞納繰越を含む合計	86.0%	17 位	91.1%

第2節 財政推計

後期基本計画に掲げた各施策を実施するため、今後 5 ヲ年の普通会計の歳出の総額を 100,893 百万円と推計しました。なお、この推計は、現時点での制度等に基づき推計したものであり、今後の経済動向や地方財政計画等により再調整します。

【歳入】

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	過去5ヵ年の決算 (H19～H23年度)		計画期間 (H24～H28年度)		
	決算額	構成比	推計額	構成比	対比
市税	26,070	25.0	24,500	24.2	94.0
地方交付税	33,102	31.8	34,549	34.1	104.4
国・県支出金	15,291	14.7	14,665	14.5	95.9
市債	11,677	11.2	12,311	12.1	105.4
その他	17,977	17.3	15,380	15.2	85.6
内地方譲与税	1,263	1.2	1,105	1.1	87.5
内地方消費税 交付金	2,445	2.4	2,490	2.5	101.8
内諸収入	7,372	7.1	7,150	7.1	97.0
内繰入金	940	0.9	300	0.3	31.9
合 計	104,117	100.0	101,405	100.0	97.4

【歳出】

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	過去5ヵ年の決算 (H19～H23年度)		計画期間 (H24～H28年度)		
	決算額	構成比	推計額	構成比	対比
人件費	22,352	21.9	19,625	19.5	87.8
扶助費	12,122	11.9	14,500	14.4	119.6
公債費	12,021	11.8	12,641	12.5	105.2
投資的経費	13,595	13.3	12,464	12.4	91.7
その他	42,220	41.3	41,663	41.3	98.7
内物件費	13,182	12.9	12,400	12.3	94.1
内繰出金	11,314	11.1	13,253	13.1	117.1
内補助費等	8,267	8.1	7,000	6.9	84.7
内積立金	1,855	1.8	300	0.3	16.2
合 計	102,310	100.0	100,893	100.0	98.6

(注) 表示未満四捨五入のため、積み上げと合計が一致しない場合があります。

(注) 過去5ヵ年の決算額のうちH23年度は見込額です。

(1) 歳入

基幹収入である市税については、不況の影響から個人住民税の伸びは期待できないことから、減少する見込みです。地方交付税は、合併支援措置による加算も引き続き計算できることから、概ね現行の水準で推移するものと思われます。ただし、加算は合併後10年間とされているため、平成28年度からは減少に転じる見込みです。

(2) 歳出

人件費については、より一層の削減に取り組むこととして推計し、扶助費については、少子・高齢化の進展により増加する見込みです。

公債費については、平成24年度以前に借り入れた分の償還予定額に、新たな市債に係る償還額を見込んで推計しています。

健全な財政運営を行うため、公債費の抑制に努めながら投資的経費を見込んでいます。

このように、引き続き厳しい財政状況が予測されますので、計画的な人員削減や行政評価^{*}による事務事業の見直しを進め、効率的な行政運営を行うとともに、産業の振興や市税の滞納対策の強化に取り組めます。

第3章 後期基本計画の施策体系

将来像

人と自然が織りなす

将来像を実現するためのテーマ

いずみ
五つの泉水わき出す

基本
政策

いきいき
いずみの泉水

笑顔あふれ、
いきいきと
暮らしているまち

安心
いずみの泉水

信頼あふれ、
安心して
暮らしているまち

政策

子どもたちが明るく
いきいきとしているまちづくり

- 教育環境の充実
- 生きる力を育む教育の推進

ともに学び生きがいをもてるまちづくり

- 生涯学習の充実
- 生涯スポーツの推進
- 芸術文化の推進
- 図書に親しむ環境整備の推進
- 文化財の保護と活用の推進

一人ひとりが
活躍できるまちづくり

- 障がい者の自立と社会参加への支援
- 高齢者の社会参加の推進

安心して子育てが
できるまちづくり

- 援助を必要とする子どもと家庭の自立への支援
- 子育て支援の充実
- 保育サービスの充実
- 親子の健やかな発達への支援

健康で安心して
暮らせるまちづくり

- 健康づくりの推進
- 保健予防の充実
- 食育の推進
- 高年齢福祉・介護保険の充実
- 安全・安心な保健・医療体制の充実
- 社会保障制度の円滑な運営の推進

安全な生活環境を守るまちづくり

- 地球環境の保全
- 交通安全と防犯の推進
- 安全・安心な水の供給

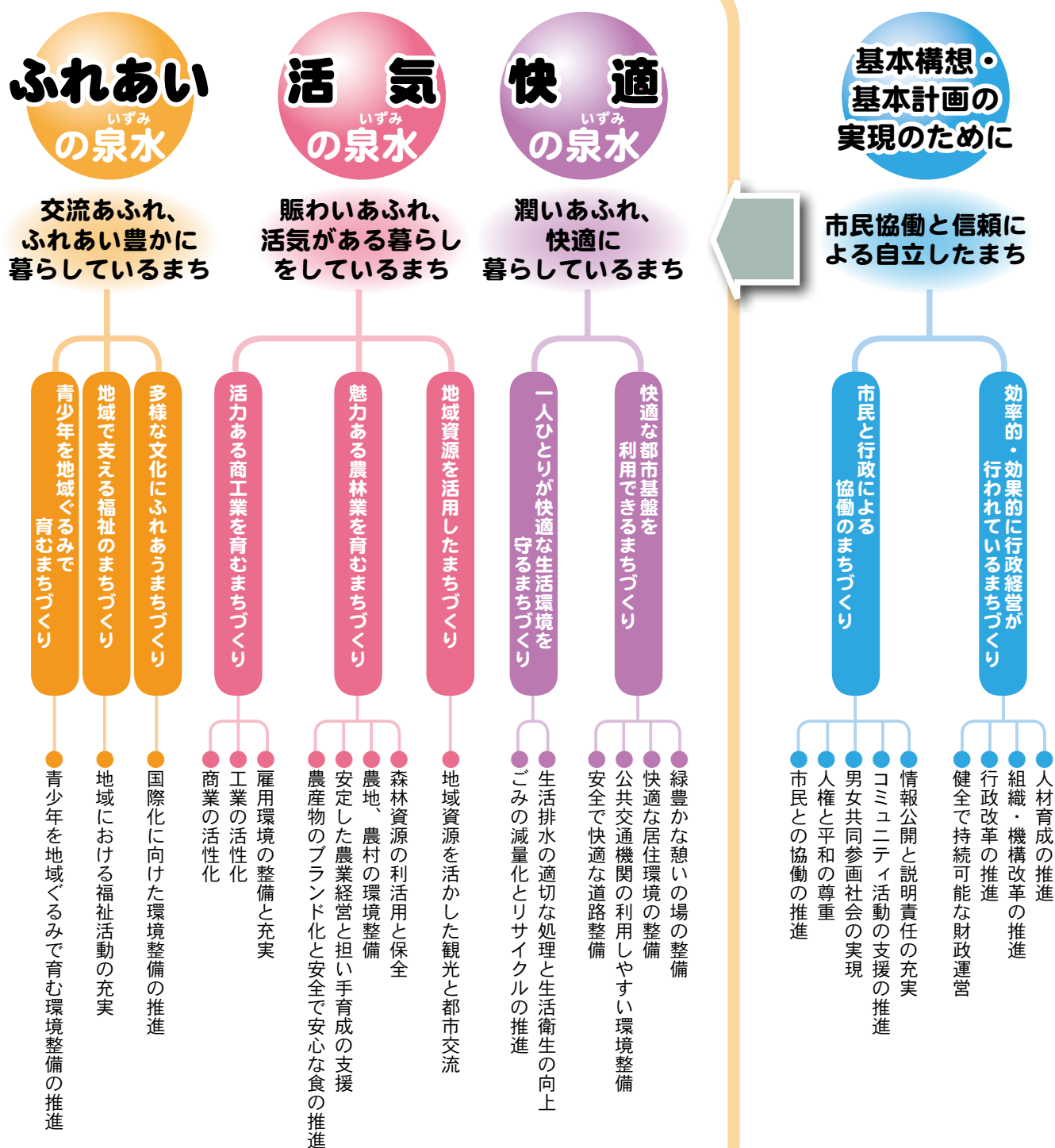
非常時に十分な対応が
できるまちづくり

- 雪害対策の推進
- 防災意識の高揚と防災施設整備の推進
- 信頼できる消防・救急・救助体制の推進

施策

創造都市 五泉市

愛せるまち



第4章 「五つの泉水」 編



「五つの泉水」編の紙面構成

めざすまちの姿と、今後取り組んでいく方向性についてまとめています。

施策の内容についてテーマごとに説明しています。

現状の把握と課題の整理を行っています。

めざすまちづくりの目安となる指標を掲げています。

施策を進めるにあたって、市民等が担うことが期待される役割をまとめています。

子どもたちが明るくいきいきと暮らしているまち

いきいきの泉水

笑顔あふれ、いきいきと暮らしているまち

施策1 生きる力を育む教育の推進

主担当 学校教育課

基本方針

未来を拓く子どもたちが、たくましく「生きる力」を身につけることのできるまちをめざします。

「生きる力」とは、自ら学び、自ら考え主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、自らを磨きつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性です。また、たくましく生きるためには、健康や体力も不可欠です。そこで、こうした資質や能力をバランスよく育む取り組みを推進します。また、特別支援教育の充実や、いじめや不登校などに対応できる体制づくりを推進するとともに、子どもたちが犯罪や事故に遭わないための体制の強化に努めます。

現状と課題

学校での学習に加え、家庭教育における子どもたちの「生きる力」を育むための取り組みや、登下校時などにおける安全確保が課題となっています。また、基礎学力を全学年平均まで引き上げるため、学校と保護者が一体となり子どもたちの学ぶ意欲を引き出すことが必要です。

- 登校したくてもできない、また、登校しても教室で授業を受けることが難しい等の問題を抱えた子どもたちのために、「楽しく学び」「楽しく遊ぶ」ことができる体制づくりが必要です。
- 貧困の低所得の影響で、幼稚園の就園、小中学校の就学が困難な子どもや高校や大学などに進学したくてもできない子どもが増えています。
- 「話す」「聞く」「読める」「書く」力を確実に育成するなど、人間関係形成の能力の向上を図る教育が求められています。
- 国際社会の発展に伴い、子どもたちが外国人と接する機会が年々増えている中、お互いの文化や風習に対する理解を深める教育が求められています。
- 学校内や通学路上で、子どもたちを標的にした悪質な犯罪が増加しているため、これらを未然に防ぐための体制が必要です。

施策指標

指標名	H20	H21	H22	H23	指標の算式等
1学期以上専攻学習して いる児童・生徒の割合 (6～8年)	小学校: 51.9% 中学校: 47.5%	小学校: 55.7% 中学校: 48.7%	-	65.0%	
不登校児童・生徒の割合	小学校: 2.7% 中学校: 28.6%	小学校: 4.4% 中学校: 33.7%	小学校: 5.2% 中学校: 27.2%	20.0%	児童・生徒1,000人あたりの 不登校児童・生徒の割合
読書量20%以上の児童・生徒の割合	小学校: 8.9% 中学校: 5.4%	小学校: 9.0% 中学校: 9.3%	小学校: 9.0% 中学校: 9.3%	9.0%	

今後の取り組み

- 1 誰でも楽しく、いきいきと学ぶ教育の推進**
基本方針は各部署の施策や働きかけの方向性を定め、全ての学校で力となる施策、新しい授業、学習意欲を引き出す授業を実施するとともに、子どもたちの個性や特性を活かす教育を推進します。
そのほか、基礎学力の向上を図るため、読書や読解力向上に努めるとともに、地域の歴史・伝統文化の学習や自然体験学習など、地域の特色を活かした特色ある教育を推進します。また、学ぶ意欲の向上を図るため、子どもたちの学習意欲を高める施策を推進するため、「学習、早起きや規則正しい食生活、など正しい生活リズムを身につけること」ができるよう、学校教育や家庭における食育の充実を図ります。
- 2 いじめや不登校の解消**
子どもたちが、楽しい学校生活を送るため、一人ひとりが抱えている問題を早期に解決できるよう、問題を抱える子どもたちに対する学校での理解を深めます。
また、教育委員会が中心となり、関係機関と連携し、機能を共有することで、体系的な支援体制の構築に努めます。
- 3 学習環境の充実**
健康で楽しい学校生活を送るよう、健康体制の充実や教育の推進を図るとともに、読み・運動・読書・読解を大切にし、学力向上に努めます。
また、一人ひとりの子どもたちの多様なニーズに応えるため、学校の状況に応じた教育環境を整え、特別支援教育の充実を図ります。
- 4 国際力の強化と国際理解教育の推進**
国際教育を中核に加え、学校教育の推進が重要となっていることから、国際力の強化である「読む力」「聞く力」「話す力」「書く力」の4つの能力を伸ばすことを重点とした基礎学力の向上を図ります。
また、国際社会の一員として、これからの世界には必要不可欠なため、外国人労働者（N・T）を中心とした国際理解教育を推進するとともに、コミュニケーション能力の向上を図ります。
- 5 小中学校等への就学援助及び大学等への進学支援**
幼稚園の就園と保護者負担の軽減を促進するため、補助を行うとともに、経済的な理由により進学が困難な児童・生徒の就学に対して学用品費等の補助を行い、教育の機会均等を図ります。
また、経済上の理由により、高校や大学等に進学することを目指す生徒・学生への奨学金の貸付を行い、教育の機会均等を図り、社会の発展に貢献する人材の育成を図ります。
- 6 安全体制の確立**
災害時に迅速に対応するための避難訓練や交通安全に関する交通安全教育などを実施するとともに、学校と警察が連携し、学校内や登下校時における犯罪や事故を未然に防ぐための体制を整えます。
特に、通学路における犯罪・事故防止対策として、通学路の安全点検と地域の団体やボランティアによる巡回（パトロール等）による犯罪の防止に努めます。

市民等との役割分担

- ・子どもたちが安心して学習しようという環境をつくりだすことが期待されます。
- ・保護者の学校行事への積極的な参加が期待されます。
- ・子どもたちのあり方、生き方を社会的規範に家庭教育が期待されます。
- ・子どもたちを育てる地域の体制づくりが期待されます。

施策
1

生きる力を育む教育の推進

主担当課 学校教育課

基本方針

未来を拓く子どもたちが、たくましく「生きる力」を身につけることのできるまちをめざします。

「生きる力」とは、自ら学び、自ら考え主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性です。また、たくましく生きるためには、健康や体力も不可欠です。

そこで、こうした資質や能力をバランスよく育む取り組みを推進します。

また、特別支援教育^{*}の充実や、いじめや不登校などに対応できる体制づくりを推進するとともに、子どもたちが犯罪や事故に遭わないための体制の強化に努めます。

現状と課題

学校での学習に加え、家庭教育における子どもたちの「生きる力」を育むための取り組みや、登下校時などにおける安全確保が課題となっています。また、基礎学力を全国平均まで引き上げるため、学校と保護者が一体となり子どもたちの学ぶ意欲を引き出すことが必要です。

- 登校したくてもできない、また、登校しても教室で授業を受けることが難しい等の問題を抱えた子どもたちのために、「楽しく学び」「楽しく遊ぶ」ことができる体制づくりが必要です。
- 景気の低迷等の影響で、幼稚園の就園・小中学校の就学が困難な子どもや高校や大学などに進学したくてもできない子どもが増えており、経済的な支援が必要とされています。
- 「話す」「聞く」「話し合う」力を確実に育成するなど、人間関係形成の能力の向上を図る教育が求められています。
- 国際社会の進展に伴い、子どもたちが外国人と接する機会が年々増えている中、お互いの文化や風習に対する理解を深める教育が求められています。
- 学校内や通学路上で、子どもたちを標的にした悪質な犯罪が増加しているため、これらを未然に防ぐための体制が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
1時間以上家庭学習している児童・生徒の割合（小6と中3）	小学校：51.9% 中学校：47.5%	小学校：55.7% 中学校：48.7%	—	65.0%	
不登校児童・生徒の数	小学校：2.7人 中学校：28.6人	小学校：4.4人 中学校：33.7人	小学校：5.2人 中学校：27.2人	小学校：2.0人 中学校：20.0人	児童・生徒1,000人あたりの不登校児童・生徒の数
肥満度20%以上の児童・生徒の割合	小学校：8.9% 中学校：9.4%	小学校：9.0% 中学校：9.3%	小学校：8.6% 中学校：9.8%	7.0%	

今後の取り組み

1 誰でも楽しく、いきいきと学べる教育の推進

基本的な生活習慣の定着や確かな学力の向上をめざし、全ての学校でわかる授業、楽しい授業、学ぶ意欲を引き出す授業を実現するとともに、子どもたちの個性や特性を活かす教育を推進します。

そのため、教職員研修の充実を図り、資質や指導力向上に努めるとともに、地域の歴史・伝統文化の学習や自然体験学習など、地域の特性を活かした特色ある教育を推進します。また、学ぶ意欲の基礎となる子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝、早起きや規則正しい食事」などの正しい生活リズムを身につけることができるよう、学校教育や家庭における食育^{*}の充実を図ります。

- ・学力向上形成事業
- ・食育推進事業
- ・総合学習支援事業

2 いじめや不登校の解消

子どもたちが、楽しい学校生活を送るため、一人ひとりが抱えている問題を早期に解決できるよう、問題を抱える子どもたちに対する学校での相談体制を確立します。

また、教育委員会が中心になり、関係機関と連携し情報を共有することで、全体的な支援体制の構築に努めます。

- ・適応指導教室事業
- ・スクールカウンセラー配置事業
- ・心の教室相談事業

3 学習環境の充実

健康で楽しい学校生活が送れるよう、健診体制の充実や食育の推進を図るとともに、進んで運動に親しむ習慣をつけ、体力の向上に努めます。

また、一人ひとりの子どもたちの多様なニーズに応えるため、学級の状況に応じて教育補助員^{*}を配置し、特別支援教育の充実を図ります。

- ・特別支援教育推進事業
- ・通級学級支援事業
- ・学校保健事業

4 国語力の強化と国際理解教育の推進

国語教育を中核に据えた学校教育の推進が重要となっていることから、国語力の中核である「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」の4つの能力を伸ばすことを重点とした基礎学力の向上を図ります。

また、国際社会の一員として、これからの世界にはばたいていくために、外国人指導助手（ALT）を中心とした国際理解教育を進めることで、コミュニケーション能力の向上を図ります。

- ・語学指導等外国青年招致事業
- ・学力向上形成事業

5 小中学校等への就学援助及び大学等への修学支援

幼稚園の就園と保護者負担の軽減を促進するため、補助を行うとともに、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費等の援助を行い、教育の機会均等を図ります。

また、経済上の理由により、高校や大学等に進学することに苦慮している生徒・学生への奨学金の貸付を行い、教育の機会均等を図り社会の健全な発展に尽くす有能な人材の育成を推進します。

- ・奨学金貸付事業
- ・要保護、準要保護児童生徒援助事業
- ・幼稚園補助事業

6 安全体制の確立

災害時に迅速に対応できるための避難訓練や交通事故に遭わないための交通安全教室などを実施するとともに、学校と警察が連携し、学校内や登下校時における犯罪や事故などを未然に防ぐための指導や訓練を実施します。

特に、通学路における犯罪・事故防止対策として、通学路の安全点検と地域の各団体やボランティアによる巡回パトロール等により犯罪の防止に努めます。

- ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
- ・巡回パトロール事業

市民等との役割分担

- ・子どもたちが家庭で学習しようという環境をつくりだすことが期待されます。
- ・保護者の学校行事への積極的な参加が期待されます。
- ・子どもたちのあり方、生き方を含め適正な家庭教育が期待されます。
- ・子どもたちを育てる地域の体制づくりが期待されます。

施策
2

教育環境の充実

主担当課 学校教育課

基本方針

子どもたちの健やかな成長と豊かな人間性を育み、多様化する教育ニーズに対応するため、安全・安心で快適な教育ができる環境づくりをめざします。

子どもたちが、どこの園、学校にいても同じ環境で教育を受けることができるように、備品などの計画的な整備を推進します。

また、安全で安心な園、学校生活を送るために校舎等の安全性を確保するとともに、子どもたちが食の大切さや楽しみを実感できる環境の整備を進めます。

現状と課題

近年、子どもたちの学ぶことへの意欲や関心などの減退、体力の低下などの傾向が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育むためにも充実した環境づくりを進める必要があります。

- 教育用コンピュータは、順次導入していますが、1人1台を達成していない学校が16の小中学校のうち4校あります。今後、機器更新とともに、整備を進めることが求められています。
- 学校図書については、毎年更新しながら整備をしていますが、古くなった図書を順次廃棄している為、16の小中学校のうち2校が基準未達成であり、整備が追いついていない状況です。今後、充足するよう整備を進めていく必要があります。
- 自校式給食施設の整備を全ての学校に順次行っていますが、あと3校を整備する必要があります。計画的な整備を進めることが求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
小中学校の教育用コンピュータの整備率	37.5%	62.5%	62.5%	100.0%	小中学校パソコン教室で、児童生徒1人1台を達成している学校数の率
文部科学省基準を満たしている小中学校図書館の割合	87.5%	87.5%	87.5%	100.0%	
自校式給食施設の整備率	75.0%	75.0%	81.3%	100.0%	小中学校の自校給食施設整備率

今後の取り組み

1 教材教具の充実

幼稚園・学校の図書や標本などの教材や、運動用具や視聴覚機器などの教具の充実を図ることにより、子どもたちが楽しく活動できる学習の場の提供を推進します。

特に、子どもたちの健全な教養を育成するための図書については、市立図書館との連携を図るとともに、文部科学省が定める図書標準（図書の充足率）の達成に努めます。

・小中学校教材整備事業

2 教育用コンピュータ環境の充実

小中学校の総合的な学習の時間などにおいて、コンピュータやインターネットを効果的に活用した情報教育に対応できる環境整備を推進します。

文部科学省の整備基準を満たすための計画的な整備や、インターネット接続の高速化を進めます。

・小中学校教育用コンピュータ整備事業

3 学校施設改修の推進

幼稚園・学校施設は子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場であることから、安心して学習することができる校舎等の整備を進めます。老朽施設の改築工事、大規模改造工事等を計画的に進め、安心して学習することができる教育環境の整備を推進します。

また、災害時における避難所としての役割を考慮した施設整備を図ります。

・小中学校改修等事業

4 自校式給食施設の整備の推進

安全・安心で温かい給食を提供するために、全小中学校に自校式給食施設を整備します。また、既に設置してある自校式給食施設については、改修等の際に、より衛生的な環境を確保することのできるドライシステム化^{*}の整備を進めます。

・小中学校給食施設改修事業

市民等との役割分担

- ・学校施設の環境美化活動に積極的に参加することが期待されます。
- ・整備された学校等の施設を大切に使用するとともに、子どもたちとの活動や、学校開放など、積極的に活用することが期待されます。

施策
3

生涯学習の充実

主担当課 生涯学習課

基本方針

いつでも、どこでも、誰でも学べ、さらに学んだことを教えることで、学ぶ喜びと学びあう喜びを実感し、いきいきと暮らせるまちをめざします。

学習できる場の充実や情報提供等に努め、学習意欲と多様な価値観に対応した学習ができる環境づくりを推進します。

地域での特色を活かした学習ができる体制の整備を推進します。

また、次世代を担う子どもたちを、地域社会が協力して育むための取り組みを進めます。

現状と課題

高齢化や高度情報化など社会環境の大きな変化により、生きがいや豊かな心を求めて生涯学習に対するニーズは多様化しています。しかしその一方、学習に取り組んだり趣味の会などに参加している市民の割合は平成18年の24.4%から平成22年には22.0%と減少しています。そのため誰もが気軽に参加できる学習機会の充実や市民が自発的にグループやサークル活動など、生涯学習に取り組む環境づくりが求められています。

- 市民の主体的な活動を支援するためには、市民ニーズに応じた学習機会や情報の提供、さらに計画的な学習施設の整備などが必要です。同時に、ここ数年横ばい状態となっている民間指導者（達人バンク）の登録者の活性化と新規開拓が必要です。
- 子どもたちの放課後活動や週末活動を充実させるため、地域住民の協力を得ながら子どもの居場所づくり[※]を進める必要があります。
- 地域住民の学習意欲を引き出すため、市民への情報の提供や小学校を活用した公民館活動を行うなど、地域活動拠点の整備・充実が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
学習に取り組んだり、趣味の会などに参加している市民の割合	24.4% (H18)	—	22.0%	28.0%	市民意識調査のアンケート項目
「ごせん活き活き学習達人バンク」の登録者数	95人	101人	109人	160人	
社会教育関係団体登録数	298団体	229団体	254団体	280団体	

今後の取り組み

1 学習機会の充実

誰でも気軽に「学ぶ」ことができると同時に、「教わる」だけでなく、学んだことを「教える」ことができるなど、自分の能力を社会の中で活かせるような学習機会の拡充を進めます。また、市のホームページなどの活用を図り、リアルタイムに各種講座や講演会などの情報提供に努めます。

さらに、市民意識調査を実施し、多様な学習ニーズや課題の把握に努め、よりの確な学習機会の提供を推進します。

・市民大学講座事業等

2 民間指導者の育成・活用の推進

「ごせん活き活き楽習達人バンク[※]」制度を充実させるため、登録者のスキルアップや活動支援、団塊の世代などをターゲットにした指導者の掘り起こしなどを進め、市民自らが自主講座等を開設することができるよう、指導者の育成と支援を推進します。

さらに、市民の学習ニーズと指導内容とのマッチングを進め、自主的な学習機会を持てるよう支援します。

また、社会教育関係団体の活動支援を進め、行政に頼らなくても自主的に活動することができるグループやサークルなどの育成に努めます。

・ごせん活き活き楽習達人バンク推進事業
・きなせや楽習大学事業
・生涯学習フェスティバル事業

3 子どもの居場所づくり[※]

地域住民の協力を得ながら、地域社会の中で子どもたちが安全・安心に、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを進めるため、地域の力を活かした子どもの居場所づくりを推進します。

退職教員等による学習指導や住民との交流活動を通した寺子屋事業[※]を全小学校区で開設し、子どもたちがさまざまな体験活動を通して、自ら考え、行動できる豊かな感性や社会性を養う学習機会の提供に努めます。

・寺子屋事業
・週末活動等支援事業
・生き生き通学合宿事業
・中高生ボランティアスクール事業

4 公民館の有効活用

地域に根ざした生涯学習を推進するため、地域の財産である小学校などの施設を活用した公民館活動の充実を図るとともに、さらに小学校区単位の地区公民館の整備を図り、気軽に参加できる学習機会の提供と地域性を活かした活動の推進に努めます。

・地区公民館拡充事業

5 生涯学習関連施設の計画的な整備

利用者が安全に安心して利用できる生涯学習関連施設の計画的な改修を実施します。

また、多様化する市民の学習ニーズに対応するため、生涯学習と芸術文化活動の複合的な拠点施設である（仮称）生涯学習センターの建設に向けて、検討を進めます。計画にあたっては、効率的な運営、利用予測や施設の活用方策などを総合的・長期的な視点で検討します。なお、市民参画による検討委員会を設置するなど市民との協働に努めます。

・（仮称）生涯学習センター建設推進事業

市民等との役割分担

- ・学習できる場や地域活動へ意欲的に参加することが期待されます。
- ・自らの学習成果を、積極的に地域に還元することが期待されます。

施策
4

生涯スポーツの推進

主担当課 生涯学習課

基本方針

子どもから高齢者まで、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送ることは、市民の願いです。誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しみ、元気に心豊かで生きがいのある生活を送ることができるまちをめざします。

一人でも多くの市民に気軽にスポーツを楽しんでもらえる場をつくることにより、健康の維持・増進の機会を提供するとともに、施設環境や備品等の整備・充実に努めます。

また、競技スポーツの振興を図るため、各種大会の招致や開催に努めます。

現状と課題

児童・生徒の運動する子としない子の二極化や成人の生活習慣病^{*}の増加、高齢化の進展などにより、「健康維持・増進」「介護予防」のための生涯スポーツに対する市民ニーズが高まっています。そのため、体力づくり教室参加者数は、平成20年度の8,330人から平成22年度には9,332人に増加しています。

- スポーツ指導者の育成や施設整備・管理の充実など、スポーツ環境の充実に図り、より多くの市民がスポーツに親しむ機会を提供することが必要です。
- 子どもから高齢者まで、普段運動に関心がない人を運動に引き込めるよう、参加したくなるような教室、イベントを企画することが必要です。
- 幅広くスポーツ大会を招致・開催し、よりハイレベルな試合等を間近に体験できる機会の提供が必要です。
- スポーツ施設利用者の安全性や利便性を考慮した、適正な施設管理が必要で

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
スポーツ（運動）を週1回以上している市民の割合	23.2% (H18)	—	24.1%	35.0%	市民意識調査のアンケート項目
体力づくり教室参加者数	8,330人	8,562人	9,332人	11,100人	
各種市内大会参加者数	34,004人	36,246人	37,836人	42,400人	

今後の取り組み

1 生涯スポーツ活動の推進

子どもの体力・運動能力低下を防止するため、レクリエーションやスポーツを通じて体力づくりの機会を提供します。青・壮年期を通じた世代の生活習慣病を予防し、主体的に健康維持・管理できる運動機会を提供します。さらに、高齢者の介護予防・健康増進のための運動教室を開催します。また、総合型地域スポーツクラブ*の設立準備をし、市民による主体的・自主的運営により、市民に運動の機会を提供します。

- ・健康増進・体力づくり事業
- ・総合型地域スポーツクラブ事業

2 競技スポーツの振興

スポーツ活動への関心を高め、競技力の維持・向上及び健康増進を図り、しかも、地域住民の交流促進を図るため、市民の誰もが気軽に参加できる各種スポーツ大会を積極的に開催します。

また、競技水準向上のため、ジュニア選手の育成強化に努めるとともに、全国及びブロック大会等の出場のための奨励費を支給するなどの支援を行います。

- ・五泉市スポーツ・レクリエーション大会事業
- ・五泉市陸上競技選手権大会事業
- ・各種大会への派遣奨励事業
- ・ジュニア選手育成強化事業

3 スポーツ指導者及び団体等の育成強化の推進

スポーツ推進委員などの指導者への研修会を実施し、スポーツ指導者の資質向上を図ります。体育協会等の団体及びスポーツクラブ（サークル）活動団体などとの連携を強化し、市民自らが主体的にスポーツを楽しむことができる環境を整備し、スポーツ人口の拡大を図ります。

- ・スポーツ推進委員育成事業
- ・体育団体育成強化事業

4 スポーツ大会の招致と開催

既存の施設の点検・管理等を徹底し、各種の大会運営がスムーズに行えるようにします。

また、さまざまな競技に対応できる用具の充実及び整備、点検を行い、スポーツ団体等と連携し、よりハイレベルなスポーツ大会を招致・開催します。

- ・新潟県スポーツフェスティバル大会招致事業

5 スポーツ等施設整備の推進

既存のスポーツ施設を最大限に有効活用するため、さまざまなニーズに対応できるよう計画的な施設の改修や付属設備等の整備・充実に努めます。

また、スポーツ活動の拠点となっている総合会館大ホールの天井崩落防止対策等のための改修整備に努めます。

- ・総合会館大ホール改修事業

市民等との役割分担

- ・市民一人ひとりが、運動することにより、「健康維持・増進」「生活習慣病予防」「介護予防」につながることを自覚し、それぞれ自分にあったスポーツ（運動）を自分のペースで楽しむことが期待されます。
- ・地域において、自主運営の運動教室等の開催をめざし、地域の連帯感や運動の重要性に対する理解を深めることが期待されます。
- ・市民による主体的、自主運営の総合型地域スポーツクラブの活動に積極的に参加することが期待されます。
- ・スポーツ指導者が、自らの能力や学習成果等を積極的に地域に還元し、生涯スポーツ振興の担い手になることが期待されます。
- ・総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会での意見・要望の発信など、市民参画が期待されます。

施策
5

芸術文化の推進

主担当課 生涯学習課

基本方針

市民が自主的かつ創造的な芸術文化活動を行う中で、心の豊かさと潤いが実感できるまちをめざします。

市民自らが主体的に芸術文化活動を行えるよう、活動の場の充実に努めるとともに、各種芸術文化団体や指導者の育成を図ります。

芸術文化活動への多様なニーズに応えることのできる施設等の整備を進めるとともに、芸術文化に対する関心を高めるため、優れた芸術文化にふれる機会の充実に努めます。

現状と課題

心の豊かさと潤いのある生活を求め、芸術文化への学習意欲や学習成果発表の場への参加は年々増加しており、文化事業の入場者数は、平成20年度の14,715人から平成22年度は17,559人となっています。そのため、民間団体による芸術文化活動を支援するなど、市民が芸術文化活動に親しむ環境の充実が求められています。

- 市民や芸術文化団体、サークル活動団体などと連携し、市民が主体的に活動できる場の充実が必要です。
- 芸術文化の振興を図るため、芸術文化団体、サークルを支える民間指導者の発掘や育成が課題となっています。
- 年々、高まってきている市民の芸術文化に対するニーズに対応するため、文化施設の整備を計画的に進める必要があります。
- 心の豊かさや素直に感動できる心を養うため、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
文化事業入場者数	14,715人	12,156人	17,559人	22,000人	市が実施する文化事業の年間入場者数
芸術文化の振興に満足している市民の割合	—	—	27.1%	35.0%	市民意識調査のアンケート項目における「満足」「まあ、満足」の割合
達人バンクの登録者数	95人	101人	109人	160人	
1年間にコンサートや演劇などの文化・芸術鑑賞をしたことがある市民の割合	40.5% (H18)	—	38.8%	50.0%	市民意識調査のアンケート項目

今後の取り組み

1 芸術文化活動の推進

美術教室や書道教室などの各種教室の開催とともに、市民の芸術文化活動の発表の場である市美術展覧会や芸能祭、音楽祭など、より多くの市民が発表できる機会の充実に努め、市民の主体的・創造的な芸術文化活動の活性化を促進します。

市民が自主的に文化事業を行えるよう、芸術文化団体や生涯学習の「達人バンク」等と連携し、民間指導者の発掘や育成をするための研修等を積極的に推進します。

さらに、多様化する芸術文化活動の専門性に対応するため、職員研修を行うなどの人材育成に努めます。

- ・市美術展覧会事業
- ・音楽祭・芸能祭開催事業
- ・ごせん活き活き楽習達人バンク*育成事業
- ・きなせや楽習大学事業

2 芸術文化団体の育成支援

市民自らが主体的に文化活動を行うため、今後も利用しやすい施設運営に努め、団体育成や指導者の育成を進めます。

芸術文化活動の核となる文化協会の活動を支援することで、活動基盤の整備を促進します。また、文化協会と連携・協力して、研修会を行い指導者のレベル向上と育成を図ります。

- ・芸術文化指導者育成事業

3 文化施設の充実

市民の芸術文化活動の場として、施設の維持管理に努めるとともに、必要な改修を進めます。

また、多様化する芸術文化の学習ニーズに対応するため、生涯学習と芸術文化活動の複合的な拠点施設である（仮称）生涯学習センターの建設に向けて、検討を進めます。計画にあたっては、効率的な運営、利用予測や施設の活用方策などを総合的・長期的な視点で検討します。また、市民参画による検討委員会を設置するなど市民との協働に努めます。

- ・（仮称）生涯学習センター建設推進事業
- ・文化施設維持・改修事業

4 芸術文化の鑑賞機会の充実

市民の芸術文化に対する関心を高め、生涯を通じて多様な芸術文化に出会い、心の豊かさや潤いを実感できる市民生活を実現するため、芸術文化団体と連携を図り、優れた音楽、美術、演劇などにふれる機会の充実に努めます。

- ・展覧会開催事業
- ・コンサート開催事業
- ・舞台芸術鑑賞事業

市民等との役割分担

- ・芸術文化活動に意欲的に参加することが期待されます。
- ・自らの能力や特技を社会の中で発揮し、還元することが期待されます。

施策
6

図書館に親しむ環境整備の推進

主担当課

図書館

基本方針

市内に居住または勤務する全ての人が気軽に図書館を利用でき、利用者の要望に応えられる図書館資料の充実と情報提供ができるまちをめざします。

図書や各種資料の充実を図り、調査研究機能の強化をめざすとともに、生涯にわたって本に親しむことができるように、子どもの読書環境の整備と自主的な読書活動を推進します。

現状と課題

近年電子メディアの浸透により、情報化の進展と収集方法の多様化等が加速し、図書以外の媒体への関心の高まりが全国的な傾向として見られます。また、活字離れの進行の影響もあり「市民1人あたりの図書貸出冊数」は平成20年度の4.1冊から平成22年度の4.2冊と伸び悩んでいる状況です。

次代を担う子どもたちの読書離れも進んできており、図書館の果たす役割はますます重要となってきています。

- 市民ニーズに対応した魅力のある蔵書整備や公共図書館のネットワークを活用した資料の提供などのサービスの充実を図る必要があります。
- 図書館資料を利用した調査・研究が増えてきていることから、図書館資料を使ったサービスの充実を図る必要があります。
- 子どもたちの読書意欲の向上を進めるため、読み聞かせボランティアの育成・強化が求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市民1人あたりの図書貸出冊数	4.1冊	4.2冊	4.2冊	4.5冊	
市民1人あたりの蔵書数	2.8冊	2.9冊	2.9冊	3.3冊	
図書利用カード登録者数	18.7%	22.8%	27.2%	33.0%	総人口に対して個人登録をした率
図書利用カード登録者数(15歳まで)	36.9%	38.1%	39.8%	45.0%	15歳までの人口に対して個人登録をした率

今後の取り組み

1 図書館資料の充実

市民意識の多様化に対応した資料の整備が求められていることから、アンケート調査などによる利用者の意向を反映した蔵書の整備を進めます。

また、予約・リクエストサービスに迅速に対応するため、全国の公共図書館とのネットワークの利活用をさらに図るとともに、引き続き郷土・行政資料の収集・保存活動の取り組みを強化します。

・蔵書整備事業

2 調査研究機能の強化

調査・研究などに対して、図書館資料等を活用して援助する機能を強化するため、職員研修を進めながら調査研究機能の向上を図ります。

また、サービス提供の利用促進を図るため、市民へのPR活動に努めます。

・図書館職員研修事業

3 子どもの読書活動の推進

未来を生きる子どもたちの、心の糧になるような本の選書を心がけ、成長過程や発達段階に応じた本の橋渡しができるように努めます。

また、絵本の読み聞かせやおはなし会などの機会を充実させ、家庭や学校図書館との連携を深め、幼児・児童・生徒がどこにいても「読書」に関心が向くような環境づくりを進めます。

・おはなし会事業
・出前おはなし会事業
・絵本の読み聞かせ講座
開催事業

4 施設整備の充実

分館機能の向上を図るため本館と分館の役割分担を明確にし、効率的な運営を図ります。

本館については、施設や駐車場の整備を進め、利便性の向上に努めます。

・書庫整備事業
・本館駐車場整備事業

市民等との役割分担

- ・図書館を有効に活用することが期待されます。
- ・子どもが本に親しめる「おはなし会」などのボランティア活動に積極的に参加することが期待されます。
- ・地域資料や郷土に関する資料・情報を図書館に提供することが期待されます。

施策
7

文化財の保護と活用の推進

主担当課 生涯学習課

基本方針

郷土の自然や歴史、文化財は後世に伝え残さなければならない地域の財産です。これらの財産を大切に保存し、市民がそれらを活用できるまちをめざします。

地域に残る年中行事や伝統芸能を後世に伝えるため、後継者や団体の育成・支援に努めます。

郷土の歴史を知る上で貴重な資料となる埋蔵文化財の保護と活用を進めます。

また、文化財等の公開、展示を推進するため、展示施設の充実と情報提供を推進します。

現状と課題

郷土の自然や歴史・文化財について理解を深め、地域の持つこれらの資源を活かしたまちづくりが求められています。

指定文化財の件数は、平成20年度の45件から平成22年度には50件と増加しており、文化財に対する関心の高まりも見られます。

地域での生活習慣の変化や世代間交流が希薄になり、年中行事や伝統芸能を次の世代に引き継ぐことが難しくなっています。また、保存団体等の構成員の高齢化が進んでいます。

- 市内に残る文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、市や県などの指定文化財の掘り起しを図るなど、文化財を活かしたまちづくりが必要です。
- 市内の約400カ所の周知遺跡については、開発計画を事前に把握し、関係機関との協議・調整を図りながら、その保護と適正な処理が求められています。また、郷土の歴史を知る資料として出土遺物等の公開・活用に努めることが必要です。
- 郷土の歴史や文化財についての理解を深めるため、村松郷土資料館の有効活用や、情報発信に努める必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
指定文化財の件数	45件	45件	50件	60件	国・県・市指定、国登録文化財の件数
村松郷土資料館入館者数	1,355人	1,055人	1,174人	2,000人	
文化財を手軽に鑑賞できると感じている市民の割合	—	—	23.4%	30.0%	市民意識調査のアンケート項目

今後の取り組み

1 指定文化財等の保存と活用

市内に残る貴重な文化財をより良い状態で保存するため、所有者等の協力を得ながら保存・整備を進めます。また、自然、歴史、文化など地域の特色ある魅力を見出し、自然資源や文化財を積極的に活用し、講座・教室を通してふるさとの学習や地域交流を行い、市民の郷土愛の高揚に努めます。

世代を超えて継承されてきた地域の文化や芸能を後世に伝えるため、伝統的な行事や芸能を実践している団体や後継者の育成と支援に努めます。

また、青少年が地域の伝統や文化に親しむ機会の充実に努めます。

- ・歴史資料所在確認調査事業
- ・歴史文化財講座事業
- ・文化財維持管理等支援事業
- ・文化財等の公開・活用事業

2 埋蔵文化財の保存と活用

埋蔵文化財については、必要に応じて発掘調査を実施し、記録保存に努めます。

また、発掘調査により出土した遺物や記録資料を、小中学校の総合学習等でふるさとの学習の教材として活用するとともに、郷土資料館等で公開展示することにより、郷土の歴史を知る機会の提供に努めます。

- ・事前発掘調査事業
- ・出土遺物展示公開事業

3 文化財展示施設の充実

村松郷土資料館を活用し、文化財等の公開展示を行うとともに、郷土史研究家や文化財所有者の協力を得ながら、魅力ある特別展等を開催し、郷土の歴史や文化財を知る機会の提供に努めます。

- ・特別展・企画展開催事業

4 情報発信の充実

郷土の自然、歴史、文化財を広く市民に周知し、理解を深め、郷土を愛する心を育むため、文化財等をわかりやすく紹介したリーフレット等の資料整備を進めます。また、市のホームページを活用し、情報提供の充実に努めます。

- ・文化財等説明看板整備事業
- ・文化財紹介リーフレット作成事業

市民等との役割分担

- ・地域の歴史や文化に興味を持つことが期待されます。
- ・年中行事や伝統芸能を後世に伝えることや、活動に参加することが期待されます。
- ・保護団体や所有者が文化財の公開や活用に対して、積極的に協力することが期待されます。

施策
8

高齢者の社会参加の推進

主担当課 高齢福祉課

基本方針

高齢者が生涯にわたり生きがいを持って、いきいきと安心した生活を送ることができるまちをめざします。

健康づくりや社会貢献など、日常生活の中でスムーズに社会参加できる交流の場の充実に努めます。

また、今まで培ってきた経験や知識を活かし、働く意欲と能力を持った高齢者に対して雇用・就労の機会を提供し、生きがいづくりと能力を発揮できる環境づくりを進めます。

現状と課題

平成23年10月1日現在の高齢化率^{*}は28.0%となっており、超高齢社会の中、健康で生きがいのある高齢期を送りたいという思いから、高齢者の社会参加への関心は高まっています。

- 核家族化が進む中、高齢者が気軽に交流を持てる場の確保と、自主的な生きがい・健康づくりのための環境整備が必要となっています。
- 団塊の世代を中心とした高齢者が地域を構成する重要な一員としての自覚を持ち、各種ボランティア活動への参加や地域での問題解決・支援が必要な人を支える側に回れるような意識づくりを支援すると同時に、就労への支援も求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
シルバー人材センター会員数	784人	815人	806人	900人	
高齢者の達人バンク登録者割合	43.6%	44.6%	42.7%	50.0%	
お茶の間サロン [*] 参加者数	13,629人	15,101人	16,014人	18,000人	
老人クラブ会員数	2,513人	2,257人	2,006人	2,300人	
高齢者のボランティア登録人数	99人	104人	106人	140人	

今後の取り組み

1 いこいの場、交流の場の充実

高齢者が気軽に集えるよう馬下保養センター、老人福祉センターの健全な運営を図るとともに、お茶の間サロンの活動を支援し高齢者が地域づくりに参加できるような交流の場の充実をめざします。

また、高齢者の自主的・積極的な社会活動の主体として、老人クラブの支援を行います。

- ・馬下保養センター運営事業
- ・老人福祉センター運営事業
- ・お茶の間サロン開催事業
- ・老人クラブ支援事業

2 高齢者の就労支援

高齢化の進展に伴いシルバー人材センターの果たす役割は重要なものになっています。シルバー人材センターの組織強化を図り、働く意欲と能力のある高齢者の就業機会の拡充に努めます。

また、五泉しごと館と連携を図るとともに、民間企業への働きかけを行い就業機会が確保できるよう支援します。

- ・シルバー人材センター支援事業

3 活躍の場の充実

長年培った技術や能力をもった高齢者が積極的に地域社会で活躍できる環境づくりを進めます。

さまざまな技術や知識をもった人材を登録している生涯学習の「ごせん活き活き楽習達人バンク[※]」や、各種生涯学習講座との連携を強化し、お茶の間サロン講師など、活躍の場を提供します。

- ・ごせん活き活き楽習達人バンク推進事業
- ・お茶の間サロン開催事業

4 高齢者ボランティアの育成

高齢者が互いに声を掛け合ったり助け合ったりできる環境づくりを推進します。さらに団塊世代の人たちが、ボランティア活動を通して今まで培ってきた知識や経験を活かし、自分の生れ育った地域で他の高齢者の生活を支える担い手として活躍できるように情報の提供と人材育成の支援に努めます。

- ・ボランティアセンター活動推進事業

市民等との役割分担

- ・積極的に交流の場に参加することが期待されます。
- ・生活の中で培ってきた豊富な知識と経験を活かし、自ら活躍の場を広げることが期待されます。
- ・ボランティア情報充実への協力とボランティア活動への参加が期待されます。

施策
9

障がい者の自立と 社会参加への支援

主担当課 健康福祉課

基本方針

障がいのある人が、住み慣れた地域でその能力や個性を活かして自分らしく安心して暮らせるまちをめざします。

そこで、障がいのある人一人ひとりの特性や程度に応じて、必要な福祉サービスを受けられるよう支援するとともに、自らが情報を入手し、気軽に相談できる支援体制の整備を進め、安心して地域生活を送れるように施設整備や各種助成を推進します。

また、障がいのある子どもが、自立するための基礎を身に付け、できる限り障がいのない子どもとともに保育や教育を受けることができる環境整備を推進します。

現状と課題

障がいのある人を取り巻く社会環境が大きく変わろうとしています。平成23年8月に障害者基本法が改正され、障がいのある人の人権尊重と共生社会の実現が規定されたほか、制度の谷間のない支援を提供するため、現在の障害者自立支援法が廃止され、平成25年には障害者総合福祉法（仮称）が制定される予定です。

障がい者が安心して暮らせる社会になっていると感じている市民の割合は平成22年で10.8%と低い状態にあり、今後も安心して暮らせる社会に向けて取り組む必要があります。

- 障がい者の高齢化や障がいが重度化・重複化する中、「障がい」と「障がい者」への理解を一層深め、今後もさらに多様化するニーズに対応していくための各種サービスの充実、相談支援体制や障がい者雇用環境の整備が急務です。
- 障がいを早期に発見し、保育園や小中学校において、障がいの程度に合わせた生活を送ることのできる環境整備が必要です。
- 障がい者の社会参加を支援するためのハード面（施設等）及びソフト面（事業等）における環境整備が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
地域生活移行者数	6人	7人	8人	14人	入所施設の入所者の地域生活への移行者数（累計）
一般就労移行者数	1人	1人	9人	10人	福祉施設から一般就労への移行者数（単年）
障がい者が安心して暮らせる社会になっていると感じている市民の割合	—	—	10.8%	17.0%	市民意識調査のアンケート項目

今後の取り組み

1 障害福祉サービスの充実

障がい者が、地域で自立した生活を送れるように、居宅介護（ホームヘルプ）や生活介護（デイサービス）、自立訓練等のサービス給付の充実を図ります。

また、自らが必要とする障害福祉サービスを利用しながら自立して、生活できるよう共同生活介護（ケアホーム）^{*}等の整備を促進します。

- ・障害者自立支援給付事業
- ・共同生活介護・共同生活援助事業

2 地域生活支援の充実

地域の特性や障がい者のニーズに応じて、移動支援や日中一時支援、訪問入浴等のサービス給付の充実を図ります。

また、特殊寝台や点字図書など日常生活に必要な用具を給付するほか、コミュニケーション支援が必要な方には声の広報の発行、手話通訳の派遣等わかりやすい情報提供に努めます。

さらに、障がい者が日中活動の場として、交流や創作活動サービスを受けられるよう、地域活動支援センター^{*}の利用促進を図ります。

- ・地域生活支援給付事業
- ・障害者地域活動支援センター事業
- ・日常生活用具給付等事業

3 相談支援体制の充実と強化

障がい者の自立を支える地域ネットワークの構築に向けて、五泉市障害者自立支援協議会の活動の充実と強化を図ります。

また、相談支援専門員の資質向上を図るとともに、福祉、保健、医療、就労、教育等幅広いニーズに対応できるよう基幹相談支援センター^{*}の設置をすすめます。

障がい者への虐待や詐欺被害の防止等、障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度^{*}の周知及び利用を推進します。

- ・障害者自立支援協議会運営事業
- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業

4 障がい児の療育と教育の充実

障がいの早期発見のため、乳幼児健診や就学前健診等に、障がいに関する知識の普及・啓発を行うほか、医師等による専門的診断、相談支援専門員、保健師などによる相談支援を強化します。また、保育園や学童保育^{*}における障がい児の受け入れ体制整備、療育教室^{*}の充実を図るほか、保育園等訪問支援、放課後等デイサービスの検討を進めます。

小中学校では、一人ひとりの子どもたちの多様なニーズに応えるため、学級の状況に応じて教育補助員^{*}を配置し、特別支援教育^{*}の充実を図ります。

- ・健康診査事業
- ・療育教室事業
- ・特別支援教育推進事業
- ・通級学級支援事業

5 雇用・就労の促進

ハローワーク等の労働関係機関と特別支援学校^{*}等の教育機関との連携を図り、障がい者の就労環境の改善について企業に働きかけるなど、就労への支援体制を強化します。

また、一般企業への就労が困難な障がい者には、就労移行支援^{*}、就労継続支援（A型・B型）^{*}施設等の利用を促進し、生産活動や就労支援する場を提供します。

- ・就労継続支援（A型）事業
- ・就労継続支援（B型）事業
- ・就労移行支援事業

6 障がい者理解と社会参加の促進

障がいのある人となない人とが、互いに理解し、助け合って生きる「心のバリアフリー」を促進するための広報・啓発活動を推進するとともに、フォーラム等を開催します。

障がい者等が安心して行動できるように、公共施設等のバリアフリー化^{*}を推進します。

また、障がい者を理解し寄り添い、社会参加を支援するためのボランティアを育成し、障がい者の居場所づくりを推進します。

- ・障がい者フォーラム開催事業
- ・福祉のまちづくり等普及・啓発事業
- ・精神保健福祉ボランティア講座開催事業

市民等との役割分担

- ・一人ひとりが「障がい」に対する関心と理解を深め、偏見をなくし、支援者となることが期待されます。
- ・地域、学校、職場等、障がいのある人との交流の機会に、積極的に参加することが期待されます。

施策
10

親子の健やかな発達への支援

主担当課

こども課

基本方針

赤ちゃんを安心して産むことができ、親子の愛情を育み、子どもの心と体が健やかにのびのびと育つことのできるまちをめざします。

将来の父性、母性を育み、自らの命の大切さとお互いの性を尊重し合える取り組みを進めます。

妊娠期を健康的に過ごし、安心して出産できるよう支援するとともに、乳幼児の疾病対策・むし歯予防を推進し、乳幼児が健やかに成長・発達するよう支援します。

現状と課題

核家族化や少子化が進む中、一人の女性が生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成20年は1.30人であったものが平成22年は1.28人と減少傾向にあり、1.43人の県平均を下回っています。

少子化の主な要因は結婚・出産に対する価値観の変化による晩婚化の進行や未婚率の上昇、また、雇用環境の変化等による経済的不安定の増大などが考えられます。また、市内には産婦人科がなくなる等、出産や育児に不安を抱えている家庭が増加しています。

- 10代の妊娠中絶割合は増加傾向にあり、平成21年度には0.87%となりました。感受性豊かな思春期のうちに、命や性の大切さ、性に関する正しい知識を学び、将来の健全な父性・母性を育むことが必要です。
- 安全・安心な妊娠・出産ができるように、妊産婦の不安解消、相談体制等の充実と経済的支援が必要です。
- 毎年20～30人の乳幼児が、乳幼児健康診査等で要精密検査と診断されています。乳幼児の疾病対策を進めるためには、病気の早期発見、早期治療が重要です。
- ゆとりをもって子育てができるように、育児不安の解消や養育者同士の交流を図ることが必要です。
- 平成22年度の12歳児のむし歯本数は1.27本と、県平均を大きく下回っています。幼児から小中学校における歯科保健対策が求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
乳幼児健康診査受診率	97.4%	97.3%	97.2%	100.0%	4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児健康診査の受診率
平均むし歯本数	1.63本	1.33本	1.27本	0.75本	12歳児の一人平均むし歯数（永久歯）
合計特殊出生率	1.30人	1.37人	1.28人	1.45人	一人の女性が一生に生む子どもの数を示す指数
新生児訪問指導率	70.0%	72.0%	81.0%	90.0%	生後1カ月以内に訪問指導した指数

今後の取り組み

1 思春期保健指導の充実

未来のお父さん、お母さんとなる中学生や高校生が赤ちゃんに触れ合うことにより、命の尊さ、性の尊さを学び、お互いの「生と性」を尊重し、父性・母性を育むための取り組みを推進します。

「生と性」の専門的な学習会や相談会を開催し、性に関する正しい情報や知識等を深めるための教育の充実を図ります。

- ・生と性の専門的な学習会及び相談会
- ・赤ちゃんふれあい体験学習事業

2 妊産婦の健康づくりの推進

妊娠期を健康的に過ごし、安心して出産及び子育てができるような支援を推進します。

妊婦の健康維持・管理のために妊娠届時に妊婦健康相談、マタニティセミナー※、妊産婦訪問指導の充実を図ります。また、妊娠中の母体・胎児の異常例を検出し、適切な管理や治療に結びつけるため、妊婦健康診査の経済的な負担を軽減します。

さらに、産後うつ予防対策については、妊産婦訪問指導時に産後うつ病問診を実施して、早期発見・対応による予防対策を進めます。

- ・マタニティセミナー事業
- ・妊産婦訪問指導事業
- ・妊婦健康診査費助成事業
- ・産後うつ病予防事業

3 乳幼児の健康づくりの推進

乳幼児の疾病の早期発見・早期治療の推進により、乳幼児の健康の保持増進を図ります。乳幼児健康診査を実施するとともに、未受診者に対しては、保健師の家庭訪問等で健康状態を確認し、発達状況や健康状態の確認に努めます。

また、新生児期に行う先天性代謝異常※の検査料金の一部を助成する等、経済的負担の軽減を図ります。

- ・乳幼児健康診査事業
- ・股関節脱臼検診事業
- ・精密検査助成事業
- ・新生児訪問指導事業

4 親子の健やかな発達の推進

親が健康で幸福な子どもを育てるために、同年齢の子どもを持ち、共通の悩みや関心をもつ親同士が育児について話し合い、自分にあった育児の方法を見出すとともに、仲間作りの場を提供する親支援講座を積極的に取り組みます。また、各種講習会や交流会などを開催し、育児不安の解消や養育者同士の交流を図ります。

- ・親支援講座

5 むし歯予防の推進

幼児歯科健診、園児歯科健診、児童生徒の歯科健診を実施し、むし歯の早期発見・早期治療を進めます。

1歳6カ月から当該年度4歳になる幼児のフッ素塗布、園児及び児童のフッ素洗口※を行い、むし歯予防を推進するとともに保育園や幼稚園、学校での歯科健康教育の充実を図ります。

- ・歯科健診事業
- ・フッ素塗布・フッ素洗口事業
- ・歯科健康教育事業

市民等との役割分担

- ・市民一人ひとりが、健やかな母子の育成と地域での子育て支援について理解し、実践することが期待されます。
- ・乳幼児の健康診査や健康相談等を適切に利用することが期待されます。
- ・将来の親になる人たちが乳児と触れ合うことにより、命の大切さ等を学ぶことが期待されます。
- ・育児不安の解消や養育者同士の交流などを図る講習会等への積極的な参加が期待されます。

施策
11

保育サービスの充実

主担当課

こども課

基本方針

子どもを持つ親が、安心して子育てと仕事を両立することができ、子どもたちが心身ともに健やかに育つまちをめざします。

保育園の園児の年齢構成や、保育ニーズに対応した保育環境やサービスの充実、効率的な保育園運営等、働きやすい環境づくりに取り組みます。また、保育の資質の向上に努め、保育士の専門性を活かした子育て支援を推進するとともに、保育園での食育^{*}を推進することにより、食生活や生活リズムが身につく取り組みを進めます。

また、学童保育^{*}の対象年齢を拡大し、児童が放課後安心して過ごすことができる環境づくりを推進します。

現状と課題

保育園の入園児童数は、少子化の進展に伴い減少しているものの、核家族化や就労形態の多様化により、乳児を含む3歳未満の園児が年々増加していることから、現在のところ1,200人台で推移しています。しかし今後は1,100人台に減少することが見込まれ、定員割れがさらに大きな課題となります。

また、学童保育は児童数が年々増加しており、受け入れ態勢を確保するために施設整備やスタッフの増員を行ってきましたが、まだ不足している状況です。

- 14の公立保育園の約6割が築25年以上で、施設の維持修繕が課題となっています。
- 保育ニーズが高い3歳未満児の受け入れ態勢を整備するにあたり、職員の確保が課題となっています。
- 核家族化や共働き世帯の増加により、保育時間の延長や休日保育の実施等、より多様な保育サービスの提供が求められています。
- 身近に相談相手がない、また、ひとり親家庭の増加により子育てに関する不安やストレスを抱える家庭が多くなっていることから、保育園が地域の子育て支援の拠点となるとともに、より質の高い保育の提供が求められています。
- 学童保育の対象年齢を小学校3年生から6年生までに拡大することと、それに伴う施設整備や人材確保が課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
3歳未満児の入園割合	21.0%	25.0%	28.6%	32.0%	10月1日現在の公立及び私立認可保育園の入園児童のうち3歳未満児の割合
認可保育園の園児数	1,211人	1,262人	1,229人	1,100人	10月1日現在の園児数
学童クラブ [*] 児童数	250人	278人	303人	420人	毎月1日現在の登録児童数の年間平均登録児童数

今後の取り組み

1 多様な保育サービスの充実

保護者の就労を支援するため、乳児保育については受け入れを拡大できるよう保育園の施設整備を進めます。

また、拠点園方式による土曜日の通常保育の拡大や休日保育の実施についても検討するとともに、病後児保育^{*}については、医療機関等と協議を進めます。

さらに、国の「子ども・子育て新システム^{*}」の動向を注視しながら、新たなサービスの提供を検討します。

- ・乳児保育整備事業
- ・休日保育園整備事業
- ・病後児保育導入事業

2 地域の子育て支援の充実

園児の保護者に対しては、日々のコミュニケーションを大切にしながら、さまざまな機会を通して相談や助言など、保育士等の専門性を活かして支援を行います。

また、保育園が地域の子育て拠点の役割を担うため、保育園の遊戯室を開放するなど、子育て等に関する相談や援助ができる機会を確保するとともに、子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進に努めます。

- ・保育園地域交流事業
- ・遊びの広場事業

3 より質の高い保育の提供

より質の高い保育を提供するため、職員個々の資質の向上及び職員全体の専門性の向上を図ります。

職員や保育園の課題を踏まえた保育園内外の計画的な研修を実施するとともに、職員の自己研さんに対する援助や助言ができる組織運営を図ります。

- ・保育園職員研修事業

4 保育園の効率的な運営

良好で快適な保育環境を確保し、多様な保育サービスを提供するため、民間活力を活用した効率的な保育園運営を推進します。

また、園児数の減少と施設の老朽化等を考慮した上で、保育園の統廃合を検討します。

公立保育園の民営化については、市民等で構成する「公立保育園民営化計画策定委員会^{*}」を設置して推進します。

- ・公立保育園民営化推進事業
- ・統合保育園建設事業

5 園児のための食育の推進

子どもの健やかな心身の発達のため、食の大切さや楽しみを実感し、発達段階に応じた食育を推進します。

また、親子を対象とした食育教室を実施し、子どもたちの生活リズムや食生活の指導等を行い、家庭への波及効果を促進します。

特に、地域の特産品を活用した地産地消^{*}を積極的に展開します。

- ・地産地消事業
- ・親子食育教室
- ・農産物ふれあい事業

6 放課後児童の保育サービスの充実

利用者のニーズに対応した学童クラブの運営に取り組み、仕事と子育ての両立を支援して、児童の健全育成を図ります。

また、「子ども・子育て新システム」により、対象が小学校6年生まで拡大されることを踏まえ、教育委員会との連携を強化し、学校施設等の有効活用を図った施設整備を進めます。

- ・学童クラブ運営事業
- ・学童クラブ施設整備事業

市民等との役割分担

- ・保護者は、保育園の事業へ参画することが期待されます。
- ・保育園を地域の子育て支援の場として活用することが期待されます。
- ・食育についての理解を深め、家庭でも実践することが期待されます。

施策
12

子育て支援の充実

主担当課

こども課

基本方針

子どもを持つ親と子育てにかかわる全ての人への負担をやわらげ、安心して子育てができるまちをめざします。

子育て支援センター※やファミリーサポートセンター※を活用し、情報の提供や相談体制の充実を図ります。

子育て中の親子が集まって相談、情報交換、仲間作りができる拠点施設の充実を図ります。また、各種助成制度や手当などにより、経済的な負担の軽減を図ります。

現状と課題

経済的な負担を軽減する子ども手当や子ども医療費助成の拡充、また、ファミリーサポートセンターや白山子育て支援センターの開設などが評価され、平成22年度に実施した市民意識調査の子育て支援への満足率は、平成18年度の調査と比較すると17.1ポイント増の33.0%、満足から不満足を引いた満足度スコアはマイナス8.9からプラス14.4に大きく改善しました。

しかし、本市の出生数は、平成17年の384人から平成22年には347人と、依然として減少傾向を示しています。

子育て支援センターは平成22年度に白山子育て支援センターを新設したことにより、平成22年度の利用者は23,190人と前年度対比6,000人増加しました。今後も利用の増加が見込まれます。

●核家族化や少子化、地域社会や家庭での人間関係の希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化してきていることから、家庭での育児不安やストレスを解消するための対策が急務となっています。

●ファミリーサポートセンター事業は、会員数は年々増加しているものの、平成22年度の活動件数は前年度対比15件減の311件、利用しやすい環境づくりが求められています。

●きめ細やかな子育て支援サービスの拠点となる子育て支援センターの施設整備、利用者への情報発信や交流の活性化等、また、これら施設管理やサービスの提供に係る市民協働の仕組みづくりが求められています。

●経済的な負担の軽減を図るための子ども医療費助成の対象年齢の拡大や子ども（児童）手当の拡充などが求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
合計特殊出生率	1.30人	1.37人	1.28人	1.45人	一人の女性が一生に生む子どもの数を示す指数
子育て支援センター利用者	22,266人	17,190人	23,190人	30,000人	
安心して子どもを生み育てることができると感じている市民の割合	23.4% (H18)	—	23.0%	50.0%	市民意識調査のアンケート項目
ファミリーサポートセンター提供等会員1人あたりの活動件数	6.4件/人	8.9件/人	6.8件/人	10.0件/人	活動件数／（提供会員＋両方会員数）

今後の取り組み

1 地域で支える子育て支援の充実

地域で支える子育て支援の中核組織として、平成19年度に開設したファミリーサポートセンターの活性化を進めます。具体的には、提供会員・利用件数の増加を図るため、サービスの拡充や広報活動、さらに、提供会員の研修会・交流会を行い、地域で支える子育て環境の整備を進めます。

・ファミリーサポートセンター事業

2 安心して子育てできる環境づくり

子育てへの不安や悩みなどを解消し、安心して子育てができる環境づくりのため、母子保健推進員^{*}や子育てグループなどが主体となって実施している遊びの広場事業が、それぞれ特色のある活動ができるよう、関係団体と連携を強化します。

また、子育てセーフティネットとして、母子保健推進員による赤ちゃん訪問事業を推進します。

・遊びの広場事業
・赤ちゃん訪問事業

3 子育ての交流の場及び情報の提供の充実

子育て支援の拠点である子育て支援センターでは、子育て講演会や育児相談会を実施するとともに、保育園等と連携を図り、子育て情報の提供を行います。また、利用促進を図るため市の広報紙やホームページなどを活用してPR活動に努めます。

子育て支援センターの施設整備については、平成25年4月に開設を予定している統合保育園との併設による整備を進めます。

・子育て支援センター運営事業
・子育て支援センター建設事業

4 子育て相談・指導の充実

育児不安の解消を図るため、育児相談会の開催や電話相談、子育てセミナーや離乳食講習会などの充実を図ります。

・ブックスタート
・のびのび子育てセミナー
・育児相談会

5 子育て支援ネットワークづくり

子育てグループの情報交換会や交流会を実施し、それぞれのグループが活動しやすい環境づくりに努めます。

また、市民参画による子育て支援が課題となっていることから、市民との協働による子育て支援やそのための組織づくりなどの研修会を開催します。

・子育て支援グループ育成事業

6 子育てに伴う経済的負担の軽減

ゆとりを持って子育てができるよう、医療費の助成や子ども（児童）手当の支給などにより、経済的な負担の軽減を図ります。

子ども医療費助成事業では、通院を平成22年9月から小学校3年生まで、また、3人以上子どもがいる世帯は小学校6年生まで拡大して実施していますが、さらに、助成制度拡充を検討します。

また、子ども（児童）手当や特別児童扶養手当^{*}の支給については、国の動向を注視しながら、広報活動を行い、適正かつ効率的な事務処理に努めます。

・子ども（児童）手当給付事業
・子ども医療費助成事業
・特別児童扶養手当支給事業

市民等との役割分担

- ・子育て自主グループや支援グループに積極的に参加することが期待されます。
- ・育児不安があった時など行政機関や地域の母子保健推進員に相談することが期待されます。
- ・ファミリーサポートセンターの提供会員への積極的な参加が期待されます。
- ・子育て支援の研修会や講習会などに積極的に参加することが期待されます。

施策
13

援助を必要とする子どもと 家庭の自立への支援

主担当課

こども課

基本方針

援助を必要としている全ての子どもやその家庭が、安心して生活ができるまちをめざします。

ひとり親家庭への経済的支援と育児相談や就業相談などの充実に努めます。

児童の虐待に対する認識を深めるとともに、虐待の早期発見・早期対応ができる体制づくりを推進します。

現状と課題

ひとり親家庭等が増加しています。児童扶養手当の受給世帯数は平成21年度375世帯であったものが、平成22年8月から父子家庭も対象となったため平成22年度末には437世帯と増加しています。

また、子育てをする環境は大きく変化しており、児童虐待に関する相談件数は平成22年度62件と、過去最高の件数となりました。援助を必要とする子どもやその家庭が自立するための支援が必要です。

- ひとり親に関する子育て支援や生活支援、経済的支援などの制度のPRや適切な利用を図るための啓発活動が求められています。
- ひとり親家庭の自立を促進するため、職業訓練等による資格・技能の取得支援が課題となっています。
- 児童虐待予防対策の中核組織である要保護児童対策地域協議会^{*}の活性化、情報の共有、関係者の専門性の向上が求められています。
- 虐待に対する相談体制を強化したものの、関係機関や地域における児童虐待防止対策や相談・支援活動は重要であることから相互の情報交換や連携をより強化する体制づくりが課題となっています。
- 児童虐待に対する周知と啓発を図り、児童虐待の早期発見に努めることが求められています。
- 配偶者等からの暴力（DV^{*}）被害者に適切に対応するための相談窓口体制の充実が求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
児童扶養手当受給者	368世帯	375世帯	437世帯	400世帯	その年度の3月31日現在の受給者数
職業訓練等による資格・技能の取得者数の累計	—	—	—	12人	平成23年度（制度開設）からの取得者の累計人数
ひとり親家庭医療費助成対象者	1,144人	1,161人	1,105人	1,100人	その年度の3月31日現在の受給者数
虐待相談件数	61件	45件	62件	60件（注）	

（注）本来は、相談件数を減少させることが望ましいですが、被害にあっていない自覚がなかったり、被害にあっていても隠すケースが多いと思われるため、相談の掘り起こし等により、ほぼ同数を目標値とします。

今後の取り組み

1 情報提供と相談体制の充実

ひとり親家庭や障がい児世帯、児童虐待や配偶者からの暴力（ＤＶ）などに対し、子どもの健やかな発達を支援するための情報提供や相談体制を充実します。

家庭児童相談室の相談体制を強化して、子育て不安の相談や児童虐待予防などを推進します。

各種制度等を紹介したパンフレットを作成するなどして、情報提供に努めます。

また、市営住宅への優先入居など支援を推進します。

・家庭児童相談事業

2 ひとり親家庭への自立のための制度の充実

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、医療費助成や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度の利用の啓発に努めます。

また、ひとり親家庭の自立を促進するため、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費などによる資格・技能の取得支援に努めます。

さらに、育児不安や就業などの相談・支援体制の整備を推進し、自立した生活ができるための支援に努めます。

・ひとり親家庭等医療費助成事業
・ひとり親家庭就業相談事業
・母子寡婦福祉資金貸付事業
・高等技能訓練促進費支給事業
・児童扶養手当支給事業

3 児童虐待の早期発見と早期対応の促進

行政や保育園、幼稚園、学校、警察などで構成している要保護児童対策地域協議会を核として、要保護児童に対する適切な指導や支援を行います。

また、虐待に関する研修会や対応マニュアルを活用した講習会を実施するとともに、民生・児童委員*や母子保健推進員*の協力を得ながら虐待の早期発見・早期対応に努めます。

さらに、虐待に関して市民等の理解を深めるため、市の広報紙やホームページなどを積極的に活用した啓発活動を推進します。

・要保護児童対策地域協議会運営事業
・家庭訪問事業
・虐待予防研修事業

4 ＤＶ被害者への支援

ＤＶに関して広報紙やホームページを活用して周知を図るとともに、民生・児童委員などの協力のもと、情報収集に努めます。

また、警察などの関係機関との連携を図り、ＤＶ被害者の支援のためのネットワーク化を推進して、安全を確保するとともに相談及び支援に努めます。

・ＤＶ被害者相談支援事業

市民等との役割分担

- ・心配なことがあった時は早期に行政や関係機関、地域の人に相談をすることが期待されます。
- ・職業訓練等により資格・技能を取得しようとする意欲の向上が期待されます。
- ・障がい者団体等の活動を理解し、支援することが期待されます。
- ・地域全体で子育てを支援する意識を持つことが期待されます。
- ・虐待、ＤＶに関しての理解を深め、疑われる場合は早期に連絡（通報）することが期待されます。

施策
14

健康づくりの推進

主担当課 健康福祉課

基本方針

市民一人ひとりが主体的に健康づくりや健康管理を行い、生涯にわたりいきいきと健康に暮らせるまちをめざします。

健康の維持と増進に取り組む意識を育み、健康づくりの機会を提供することで、地域と協働した健康づくりを促進します。

栄養・運動・休養・こころの健康づくりについて、関係機関等との連携を図りながら推進します。

現状と課題

社会全体で健康的な生活を送るための関心が高まっていますが、定期的に運動をする人の割合は、平成18年の23.2%から平成22年の24.1%とあまり伸びていないのが現状です。

また、生活習慣の欧米化や機械化による運動不足などにより、がん・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病^{*}が増加しています。

- 平成22年度に改定した五泉市健康増進計画「健康ごせん21^{*}」に基づき、生活習慣病予防・がん予防・禁煙対策・こころの健康づくりを重点的に推進します。
- まち全体の健康づくりを進めるためには、地域での健康づくりを積極的に進めることが重要です。
- メタボリックシンドローム^{*}を中心とした生活習慣病を予防するために、食生活を改善する取り組みが必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
健康に関する講演会等へ参加したことがある市民の割合	—	—	20.7%	30.0%	市民意識調査のアンケート項目
健康づくりの支援に満足している市民の割合	26.6% (H18)	—	53.1%	60.0%	市民意識調査のアンケート項目における「満足」「まあ、満足」の割合
運動習慣者の割合	—	15.4%	—	25.0%	市民の健康に関する意識・生活習慣アンケート
公認ウォーキングコースの数	五泉地区1	五泉地区1 村松地区1	五泉地区2 村松地区2 (H23)	五泉地区3 村松地区3	

今後の取り組み

1 総合的な健康づくり事業の推進

健康づくり推進体制として組織されている五泉市健康づくり推進協議会及び五泉市健康増進計画推進委員会において、市が実施している健康づくり施策の審議を行い、市民の総合的な健康づくりの推進を図ります。

市民が主体となって健康づくりに取り組むことを基本とした健康増進計画「健康ごせん21」に基づき、栄養・運動・休養・こころなどあらゆる面からの健康づくり事業の実施を進めます。また、献血の推進にも努めます。

市民や地域、企業等と協働することで、総合的な健康づくりを推進します。

- ・五泉市健康づくり推進協議会運営事業
- ・健康増進計画推進事業
- ・献血推進事業

2 地域の健康づくり活動の推進

地域に密着した健康づくりを推進する各地域の健康推進委員会等で、地域での健康づくりの必要性和意識を啓発し、地域住民が主体的に健康づくり活動を行うための支援に努めます。

地域ごとの健康づくり教室や子どもの遊びの広場、高齢者のふれあい集会などを開催します。

- ・地域健康推進委員会運営事業
- ・地域づくり事業
- ・地域の健康教室

3 栄養・食生活指導の充実

市民一人ひとりが健康的でいきいきとした生活が送れるよう、健康を維持・増進するための栄養指導や食生活の指導を推進します。

食生活改善推進委員の協力のもと、健康教室やお茶の間サロン[※]等において生涯を通じた健康づくりや、生活習慣病を予防するための栄養バランスと食生活の改善に向けた指導を行います。

また、食生活を改善するための取り組みとして、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育[※]を進めます。

- ・栄養指導事業
- ・高齢者食生活改善事業
- ・食育推進事業
- ・食生活改善推進委員協議会

4 運動習慣の推進

さまざまな機会を利用して、運動の必要性やその効果について広く普及するよう啓発します。

市民代表による運動推進ワーキングチームの協力のもと、ウォーキングやストレッチ体操など、家庭で手軽に取り組むことができる運動の普及とウォーキングコースの選定、ウォーキングマップの作成等環境を整備します。

- ・住民と進めるウォーキング推進事業

市民等との役割分担

- ・自らの健康に対する意識を持ち、献血の推進や健康づくり活動に主体的に取り組むことが期待されます。
- ・地域健康推進委員会活動や健康教室などに、積極的に参画することが期待されます。
- ・ウォーキングなど日常的な運動への取り組みが期待されます。

施策
15

保健予防の充実

主担当課 健康福祉課

基本方針

市民が自分の健康レベルを容易に知ることができ、自ら疾病の予防を心がけて健康的な生活が送れるまちをめざします。

各種がん検診や健康診査の受診率の向上と生活習慣病^{*}を予防するための取り組みを推進します。

また、感染症予防対策やうつ・自殺対策の充実を図ります。

現状と課題

食生活の変化や運動不足等による生活習慣病の増加、社会環境の変化によるストレス増大など、健康を取り巻く環境は多様化しています。

平成22年度の特定健康診査^{*}受診率は、県下で29位と低く、健診結果での糖尿病有所見者の割合は68.9%と県平均と比較しても高い状況です。

平成9年～18年の40歳～64歳の働き盛りの男性の自殺率は76.4（人口10万対率）で、国53.8、県67.6と比較して高く、自殺対策への取り組みは急務となっています。

- 糖尿病等の生活習慣病やがんによる死亡が増加していることから、健康診査及び特定健康診査の受診率向上が重要です。
- 生活習慣病による医療費の増大や死亡率が増加しているため、食生活や生活習慣の改善を指導する必要があります。また、健康的な食生活を保つためにも、歯科保健を推進していく必要があります。
- 感染症に対する体制整備や食中毒予防に取り組む必要があります。
- 働き盛りの自殺者が多いことから、新たに自殺対策の推進に取り組む必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
特定健康診査受診率	32.1%	33.5%	32.8%	65.0%	
糖尿病代謝異常者 [*] の割合	53.4%	68.9%	—	53.0%	
子どもの予防接種率	—	81.6%	83.9%	100.0%	
高齢者予防接種率	56.0%	50.3%	60.7%	60.0%	
ストレスを感じている人の割合	—	81.1%	80.5%	65.0%	市民の健康に関する意識・生活習慣アンケート

今後の取り組み

1 疾病予防の充実

特定健康診査・健康診査及び各種がん検診等を実施し、自らの健康レベルを確認することで、疾病の早期発見と早期治療を推進します。

五泉市歯科保健計画^{*}に基づき、歯周疾患予防を主にした成人・高齢者の歯科保健の推進に努めます。

がん予防対策として、子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成をします。

また、水俣病患者に対する支援として、相談や家庭訪問等を実施します。

・特定健康診査及び健康診査

・がん検診事業

・成人歯科保健事業

2 生活習慣病予防の推進

生活習慣病を予防するためには、健康診査及び特定健康診査などの健診結果及び医療機関等との連携により、保健指導を必要とする人の把握に努めます。

対象者には、特定保健指導及び各種教室を開催し、生活習慣病についての知識の普及、生活習慣改善のための療養指導を実施します。

生活習慣病予防のために、たばこ対策事業を推進します。

・特定保健指導

・糖尿病予防事業

・生活習慣病予防事業

・たばこ対策事業

3 脳卒中予防・家庭訪問指導の充実

脳卒中等の病気や障がいによって日々の生活が困難となった方に対して、脳卒中の再発予防等の啓発や心身機能の維持を目的とした脳卒中予防教室を実施します。

病気や障がいなどのために、療養や生活指導の必要な方に対して、保健師等による家庭訪問指導の充実に努めます。

・脳卒中予防教室

・訪問指導事業

4 食中毒の予防及び感染症対策の推進

子どもの肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチン・高齢者の肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業を実施し、結核検診の実施と合わせて、感染症予防対策を推進します。また、狂犬病予防接種を行い、飼い犬の適正管理を図ります。

食中毒の予防のため、食品衛生の改善を推進し、さらに新型感染症に対し、緊急時に迅速に対応できる体制整備を進め、広報紙やホームページを活用して感染症に関する最新情報の提供に努めます。

・予防接種事業

・新型感染症対策事業

5 うつ・自殺対策の推進

悩みのある人を早く的確に必要な支援につなげるため、地域の身近な支援者としてのゲートキーパー^{*}の養成を実施します。

自殺者の多い働き盛りの年齢の方に対しては、関係機関と連携し、職域での健康相談会の開催や普及・啓発に努めます。

また、自殺者の家族に対しての支援についても検討していきます。

・ゲートキーパー研修

・こころの健康講座

・自殺予防事業

市民等との役割分担

- ・自らの健康に対する意識を持ち、各種健康診査を積極的に受診することが期待されます。
- ・自ら生活習慣病の予防に努めることが期待されます。

施策
16

食育の推進

主担当課 学校教育課

基本方針

家族みんなが、新鮮で安全な地場農産物を使った料理の並ぶ食卓を囲み、生涯にわたって健康で心豊かな生活が送れるまちをめざします。

食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践するため、食育^{*}意識の啓発活動を進めます。学校や保育園等における給食で「地産地消^{*}」を推進し、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。

また、食生活の改善による健康づくりを推進するとともに、家庭や地域が連携して食文化の継承を進め、魅力ある食育活動を推進します。

現状と課題

少子化や核家族化などの家族構成の多様化に伴い、特に食生活を取り巻く環境が大きく変化しています。いつでもどこでも好きな食べ物が食べられるようになり「食」に対する意識が気薄になりつつあります。

- 朝食の欠食や栄養摂取、食習慣が乱れてきていることから、子どもの健やかな成長のためにも、正しい生活リズムを確立することが必要です。
- 学校給食における地場農産物の使用率は、供給体制が確立され徐々に上がってきています。さらに、安定的に供給できるシステムの改善を図っていく必要があります。
- 日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病^{*}を予防するためにも、食生活の改善を推進する必要があります。
- 食の欧米化により地域の食文化が失われつつあることから、地場農産物を使った郷土料理を次世代に伝えていく必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
毎日朝食をとる子どもの割合	小学生：91.2% 中学生：83.7%	小学生：97.1% 中学生：87.5%	—	100.0%	毎日朝食を食べる児童・生徒数／ 全児童・生徒数×100
肥満の子どもの割合	小学生：8.9% 中学生：9.4%	小学生：9.0% 中学生：9.3%	小学生：8.6% 中学生：9.8%	7.0%	肥満度20%以上の児童・生徒数 ／全児童・生徒数×100
学校給食における地場農産物利用率	23.2%	26.0%	19.0%	28.0%	学校給食で使用する五泉産農産物 使用量／全農産物使用量× 100

今後の取り組み

1 食育意識啓発の推進

正しい生活リズムの確立や心身ともに健康であるためには、子どものころからのバランスのとれた食事の習慣化が大切です。食育教室を通じた指導や、広報活動による情報提供に努めます。

また、食への関心を高めるための啓発活動を進め、家族で協力して買い物や料理を行い、ともに食事することで食事のマナーを習得することを推進します。

- ・食育推進事業
- ・食育だより発行事業

2 学校における食育の推進

「生きた教材」である学校給食を活用し、食に関する指導をさらに充実させるため、指導者研修の実施や「食に関する指導の全体計画」等の作成により、計画的かつ継続的な指導の充実を図ります。

また、家庭への理解を深めるため、食育パンフレットの作成、食育だよりの発行などを行い、食育の推進を図るための情報提供の充実に努めます。

- ・学校給食事業
- ・食育だより発行事業

3 生産者との交流の推進

食物に対する感謝の念や理解を深めるために、食の楽しさや大切さを経験できるよう、給食交流会の開催など、生産者との交流の機会の充実に努めます。

また、野菜の栽培や収穫体験の機会を充実するため、学校や保育園等で行っている野菜づくりや稲作体験を促進します。

- ・農産物栽培体験学習事業
- ・農業交流事業

4 地産地消の推進

安全で安心な地場農産物を子どもたちに提供するため、農家と連携を図りながら学校や園への給食食材の安定した供給体制の確立を推進します。

また、旬の野菜料理を紹介した広報活動等により、地場農産物の直売所を幅広い年代層へ利用促進を図り、地場農産物の消費拡大に努めます。

- ・地産地消推進事業
- ・食育だより発行事業

5 食育による健康増進の推進

乳幼児から高齢者までの人生の各段階に応じた食育指導や情報提供に努めます。

また、核家族や共働き家庭の増加等に伴う食事の簡便化傾向に対し、外食や中食*等の際にカロリー表示がされているなど、市民が自分の健康に配慮し、自分に適した食事が選択できるよう、関係団体等へ働きかけ、環境の整備に努めます。

- ・健康づくり支援店普及事業
- ・食育だより発行事業

6 食文化を伝承する機会の充実

郷土料理を次の世代に伝えていくために、地域や小中高等学校と連携し、料理講習会の開催や指導者の充実に努めます。

また、学校給食においても郷土料理を積極的に献立に盛り込むなど、食文化の伝承に努めます。

- ・郷土料理講習会事業

市民等との役割分担

- ・食を通じた健康づくりに努めることが期待されます。
- ・家族が一緒になって楽しい食事をするのが期待されます。
- ・安全・安心な地場農産物に関心を持ち、積極的に利用することが期待されます。

施策
17

高齢者福祉・介護保険の充実

主担当課 高齢福祉課

基本方針

全ての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと安心して生活することができるまちをめざします。

要介護状態になることを未然に防ぎ、総合相談などを行うための拠点である地域包括支援センター※の強化を図ります。

介護保険制度を安定的に継続できるように、健全な財政運営を推進するとともに、在宅サービス及び施設サービスの充実を図ります。また、年々複雑化してきている介護保険制度の周知や、気軽にできる体操や転倒予防などの健康づくりを進めます。

現状と課題

団塊の世代が65歳となる時期を迎え、高齢化の一層の進展に伴って、介護を必要とする高齢者がさらに増加することが予想されます。介護認定を受けている人の割合は平成20年の15.9%から平成22年は17.8%と増加しています。高齢者の自立支援をはじめ、一人ひとりのニーズに合わせた介護予防や介護サービスを提供する必要があります。

- 要介護状態になることを未然に防ぐための健康づくりや、高齢者を取り巻く環境の変化に対応したきめ細やかな支援体制の整備が求められています。
- 介護サービスの需要は年々高まり、給付費の伸びが続いていることから、安定した介護保険運営のために健全な財政を維持していく必要があります。
- 介護サービス需要の増加と保険料負担のバランスに配慮した介護保険事業計画※を策定し、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくりが求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
居宅介護（支援）サービス受給率	9.7%	10.2%	11.0%	13.7%	居宅介護（支援）サービス利用者数／高齢者数×100
施設介護サービス受給率	4.0%	4.1%	4.2%	4.4%	施設介護サービス利用者数／高齢者数×100
要介護認定者のうち軽度者の割合	36.2%	36.8%	38.8%	45.0%	（要支援＋要介護1認定者）／要介護認定者×100
介護認定率	15.9%	16.9%	17.8%	20.3%	要介護認定者数／高齢者数×100
高齢者になったときも安心して生活することができると感じている市民の割合	24.8% (H18)	—	17.5%	50.0%	市民意識調査のアンケート項目

今後の取り組み

1 介護保険財政の健全な運営

高齢化の一層の進展に伴い、今後も介護サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれます。そのため、施設及び在宅の介護サービスと介護予防の充実を図りつつ、介護保険制度の周知を行い、給付適正化に取り組み、健全な介護保険財政の運営を行います。

・介護給付費適正化事業

2 在宅サービスの充実

生涯にわたって住み慣れた地域で在宅での生活ができるよう、訪問介護（ホームヘルプサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）、小規模多機能型居宅介護（訪問、短期入所、通所を組み合わせたサービス）などの各種在宅サービスの充実を図ります。

・居宅介護サービス基盤整備事業

3 施設サービスの充実

施設介護が必要な高齢者のニーズを把握して、介護保険料負担とのバランスも考慮しながら介護保険事業計画の策定を進めます。
介護保険事業計画に基づいて特別養護老人ホームなどの整備を進め、施設サービスの充実を図っていきます。

・介護保険事業計画策定事業
・施設介護サービス基盤整備事業

4 生活支援サービスの充実

在宅介護支援センター※の地域に根ざした活動を、今後も推進していきます。高齢者を地域で支える体制づくりを進めるとともに、軽度生活援助や安全訪問などの事業を効果的に実施して、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していきます。

・在宅介護支援センター運営事業
・地域支え合い事業
・高齢者生活支援事業

5 介護予防の推進

軽度の介護認定者や介護が必要になるおそれのある高齢者が、元気で生活が続けることができるよう取り組みを進めます。
介護認定をしていない高齢者に対して調査を行い、要介護状態になるおそれがある人に個人の状態に合った介護予防事業を提供し、高齢者の健康増進や体力維持に努めます。

・地域支援事業
・介護予防PR事業
・健康増進、体力づくり事業

6 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターでは介護予防プランの作成、認知症や高齢者虐待防止・対応、権利擁護、介護に関する相談窓口など、総合的な支援を行います。複雑化する相談や事例に関係機関と連携して対応し、高齢者やその家族が地域で安心して住み続けることができるよう体制の充実を図ります。

・地域包括支援センター運営事業

市民等との役割分担

- ・介護保険制度の理解を深め、適正な介護保険運営への協力が期待されます。
- ・市が提供する介護予防の場に積極的に参加することが期待されます。
- ・介護が必要とならないよう、日頃から介護予防や健康づくりに取り組むことが期待されます。

施策
18

安全・安心な 保健・医療体制の充実

主担当課 健康福祉課

基本方針

誰もがいつでも身近なところで安心して、質の高い保健・医療及び福祉サービスを受けることができるまちをめざします。

医師会等関係機関との連携を強化し、それぞれの役割分担を明確にすることで、良質な医療の確保と救急医療体制の維持や充実に努めます。

多様な保健・医療・福祉ニーズに対応できるよう、各機関の役割分担と、それぞれの専門性を活かした連携と体制整備を推進します。

また、感染症や自然災害などの緊急時に対応できる体制整備を促進します。

現状と課題

疾病構造の変化に伴う生活習慣病^{*}をはじめとしたさまざまな病気が増加しています。

平成22年度に実施した市民意識調査結果では、医療整備の充実への満足率は30.2%と低く、産科や専門医不足による現状が課題となっています。また、平成20年の市民1,000人あたりの医師数が0.88人、診療所数が0.5カ所と他市と比較して少ないことが、安心して医療を受けることの割合が45.3%と低い結果となっていると考えられます。医療制度改革に伴い、医師や看護師などの医療従事者の不足、医療費の増大等、医療を取り巻く環境が厳しくなっていることから、地域医療・救急医療の体制を維持することが困難となっています。

- 産科・小児救急医療の確保、寝たきりや認知症等に対応できるよう、一定の水準の医療を、いつでも安心して受診できる体制整備が急務となっています。
- 市民ニーズが多様化・複雑化しているため、分野別ではなく保健・医療・福祉の連携した対応が強く求められています。
- さまざまな病気や健康被害、大規模災害等の緊急時の健康被害が最小限に抑えられるような体制整備が求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
かかりつけ医をもっている市民の割合	—	—	72.4%	80.0%	市民意識調査のアンケート項目
市民1,000人あたり医師数	0.88人	0.91人	—	1.0人	
市民1,000人あたり一般診療所数	0.5カ所	—	0.5カ所	0.7カ所	
医療整備の充実に満足している市民の割合	20.4% (H18)	—	30.2%	40.0%	市民意識調査のアンケート項目における「満足」「まあ、満足」の割合

今後の取り組み

1 地域医療体制の明確化と充実

日頃から「かかりつけ医」を持ち、早めの受診を心がけ、重症化しないように一人ひとりが意識を持ち、適正に医療を受けるよう市民への周知を行います。

一次医療^{*}を担う診療所（かかりつけ医）及び二次医療^{*}を担う病院（救急時の病院）の役割分担を明確にし、地域医療体制の充実を推進します。

・地域医療確保事業

2 救急医療体制の確保と充実

救急患者が休日や夜間でも迅速かつ適正な医療が受けられるよう、救急医療体制の充実に努めます。

また、救急時の搬送先の病院がスムーズに受け入れられるよう連携を充実し、救急医療体制の確保に努めます。

救急医療指定病院の運営に関する支援を行います。

・救急医療対策事業

3 感染症や自然災害への対応、体制の強化

感染症や地震・水害等の自然災害やテロなどに備えて、関係機関との連携・訓練・研修を行います。

また、緊急時におけるマニュアルの活用により、感染症や災害時の対応が迅速かつ適切に行えるようにします。

保健所や医師会・福祉機関等との連携により、ネットワーク化を図り、災害時等の体制の強化を推進します。

・健康危機管理事業

4 市外医療機関との連携

産科をはじめ、市内にある医療機関だけでは、入院や高度な治療を要する医療には対応できない場合があるため、二次医療・三次医療^{*}については、同じ新潟医療圏である新潟市等との連携をもとに、高度な医療体制の確保に努めます。

・広域医療病院群輪番制
病院運営事業

5 休日・夜間等の救急医療体制の明確化

土・日・祝日の急な病気に対しての当番医を広報に掲載し、各家庭に周知します。

五泉市東蒲原郡医師会が設置した夜間診療所や土・日・祝日の在宅当番医制事業の運営に関する支援を行います。

・在宅当番医制事業
・市医師会夜間診療所運営事業

市民等との役割分担

<市民>

- ・日頃からかかりつけ医を持ち、重症にならないうちに受診することや、急な場合の夜間の救急医療機関、土・日・祝日の当番医を把握しておくことが期待されます。
- ・自然災害や感染症などの、緊急時の対応について、あらかじめ家庭や地域において話し合うことが期待されます。また、地域で助け合う体制づくりが期待されます。

<医療機関>

- ・一次医療と二次医療の役割分担を明確にし、持続的な医療体制の整備に努めることが期待されます。

施策
19

社会保障制度の円滑な 運営の推進

主担当課

市民課

基本方針

健康で文化的な最低限度の生活を営むためには、社会保険や公的扶助などの社会保障制度の充実と維持が必要です。

国民健康保険・高齢者医療、国民年金、生活保護などの各制度を円滑に運営し、市民が病気や老後の生活、不慮の出来事による生活苦など、不安なく安心して暮らせるまちをめざします。

現状と課題

国民健康保険は近年医療技術の高度化などによる医療費の伸びや保険税の収納率の低下のため、財政運営が厳しくなっています。また、生活習慣病^{*}予防のための特定健康診査^{*}の受診率について、国が示した平成24年度の目標値は65%ですが、当市における平成22年度の受診率は32.8%で、特に働き盛りの40歳代が10%台、50歳代が20%台と低い状況にあります。

- 年金制度にはサラリーマンが加入する厚生年金などその他の人が加入する国民年金があります。年金は制度改正により仕組みが複雑になり、わかりにくいものとなっています。国民年金制度をわかりやすくお知らせするなど未加入や未納者の解消を図る取り組みが必要です。
- 生活保護については、平成20年秋のリーマン・ショックによる景気低迷の影響を受け、受給者が増加しています。また、高齢化の進行や国民の扶養意識の変化により受給者の約半が高齢者世帯になっております。生活に困窮している世帯が、自立できるように関係機関が連携して支援していくことが必要になります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
1人あたりの医療費	267,097円	277,016円	287,290円	343,034円	年間の国民健康保険療養諸費／年間平均被保険者数
特定健康診査受診率	32.1%	33.5%	32.8%	65.0%	特定健診対象者数（40歳～74歳）に対する特定健診受診済者の割合
国民健康保険税の収納率	92.7%	92.8%	93.4%	93.6%	国民健康保険税（現年度一般分）納付額に対する納付済額の割合
人口1,000人に対する生活保護者の数	3.68人	3.82人	4.23人	4.23人	

今後の取り組み

1 国民健康保険財政の健全化

国民健康保険財政の健全化を図るため、保険税の口座振替や納税相談を行い収納率の向上と事務の効率化、医療費の適正な給付や助成並びに被保険者の資格適正化に努めます。

また、生活習慣病予防のための特定健康診査の受診率の向上や健康指導を充実させ、病気の早期発見・早期治療で医療費の抑制のため健康づくり事業を推進します。

- ・国保財政健全化事業
- ・収納率向上推進事業
- ・医療費適正化事業
- ・資格適正化事業
- ・健康づくり事業

2 高齢者の医療制度の周知

高齢者の医療制度は、平成20年度から後期高齢者医療制度となっていますが、また新たな高齢者医療制度の検討が進められています。

新たな制度が決定され次第、いち早く、お茶の間サロン[※]などを利用してわかりやすい説明に努めます。

- ・医療制度啓発事業

3 国民年金制度の周知

関係機関との連携を強化し、国民年金制度の必要性と理解を深めていただくため広報紙やチラシで啓発活動を推進します。

また、転職や離職などによる年金の未加入期間の発生を防ぐとともに、未納者の解消に努めます。

- ・年金制度啓発事業

4 生活保護世帯の自立促進

さまざまな理由により生活に困窮している世帯が、健康で文化的な生活を営むことができるよう、支援を行います。また、ハローワークなど関係機関との連携を強化し、ボランティアによる就労意欲を喚起するなど就労支援を推進します。

- ・生活保護扶助事業
- ・住宅手当緊急特別措置事業

市民等との役割分担

- ・社会保障制度の根幹である国民健康保険や国民年金などの趣旨を正しく理解し、保険税・保険料を適正に納付することが求められます。
- ・毎年健康診査を受診することで、自分の健康や家族の健康について改めて考えることが期待されます。
- ・病気の早期発見・早期治療に努めることで医療費の減少につながることが期待されます。

施策
20

安全・安心な水の供給

主担当課 上下水道局

基本方針

私たちが毎日使用している水道水は、五泉の豊かな自然が育んだ良質な地下水、伏流水、湧水、河川水から作られ、健康で文化的な生活や各種の産業活動を営むために欠くことのできないものです。

快適な生活や産業活動の原動力として安全で安心なおいしい水、災害に強く安定した水が供給されるまちをめざします。

水源環境保全を図るための啓発活動や、災害に強い水道施設の整備を進めます。また、山間地域への安全・安心・安定した水の供給を図るため、簡易水道[※]の上水道への統合を推進するとともに、水道事業全体の経営の安定に努めます。

現状と課題

当市の水道は、1つの上水道事業と5つの簡易水道事業により運営しています。上水道事業は、水源の大部分が良質な地下水を利用していることから、浄水処理の経費が低く抑えられ、設備投資も抑制できたため、事業経営は比較的安定しています。一方、簡易水道事業は、河川水や伏流水等の不安定な水源や老朽化した浄水施設などの問題を抱えているとともに、経営の効率化が課題となっています。

- 生活や産業活動による水質環境の悪化を防止するため、環境保全に向けた啓発活動や情報公開を進めることが必要です。
- 老朽化した水道施設が多いことから、改良や耐震化を行うなど、災害に強い施設整備を進めることが必要です。
- 河川水などを水源とした簡易水道では、水質が不安定なため、その対応が課題となっています。
- 安定した経営と給水を図るため、2つの異なる料金体系の統一が課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
石綿配水管 [※] の残存率	27.1%	25.7%	23.5%	11.0%	上水道及び簡易水道の石綿配水管残存延長の割合
配水管の漏水件数	20件	25件	39件	15件	
有収率	86.4%	88.9%	88.0%	92.0%	配水量のうち料金収入の収益につながった水量の割合

今後の取り組み

1 水環境保全の啓発活動

水源環境が悪化すると、水質にも悪影響が現れます。水質が悪化した場合は、基準を満たすために薬剤などを増量したり、浄水処理施設の改良や維持管理などの経費も増大することになります。

生活や産業活動に起因する影響を少しでも軽減し、自然が育んだ大切な水源を将来にわたり守っていくため、水道施設見学などを通じて水環境に関する啓発を推進します。

また、水質検査結果を広報紙やホームページに掲載するなど情報の公開を積極的に進めます。

- 水質検査事業
- 水道施設見学事業
- 水環境啓発活動事業

2 災害に強い水道施設の整備

上水道及び簡易水道の一体化した水道施設の構築をめざし、水道事業統合計画に沿った整備を推進します。また、老朽化した水道施設の更新にあわせて、管網[※]の整備や改良、施設の耐震化を計画的に行い、災害に強い水道施設の整備を進めます。

- 配水管更新事業
- 配水池増設事業
- 簡易水道統合事業

3 簡易水道の上水道への統合推進

河川水や伏流水を水源としている簡易水道では、水質が不安定で天候等により悪化することがあります。上水道区域からの配水計画により、安全・安心・安定した水道事業を推進します。

- 簡易水道統合事業

4 水道事業経営の安定化

水道経営の状況などの情報を広報紙やホームページ等でわかりやすく公開することにより、水道事業の透明性を高め、市民から信頼される水道経営に努めます。

また、有収率及び料金収納率の向上に努めるとともに、現在、2つの異なる料金体系について早期に統一し、経営の安定を図ります。

- 水道事業経営安定化事業

市民等との役割分担

- 水を大切に使うことが期待されます。
- 将来にわたり水源を良好に保つため、水環境に関心を持つことが期待されます。
- 水道料金の適正な納付が求められます。

施策
21

交通安全と防犯の推進

主担当課 環境保全課

基本方針

市民生活の中に事故や犯罪などがなく、誰もが安心して豊かにくらしができるまちをめざします。

そのため、市民一人ひとりが交通安全意識を高め、交通ルール・マナーを遵守する取り組みを進めるとともに、交通安全施設の整備を推進します。

また、防犯意識を高め、犯罪が発生しにくい環境を整備するとともに、悪質な販売や消費者トラブルに巻き込まれないための相談体制を充実します。

現状と課題

不審者事件や交通事故、消費者トラブルなどに対し、市民の命と財産を守るための取り組みが必要です。

交通事故は年によって変動はあるものの、毎年190件程度発生しており、高齢者の事故件数が年々増加しています。

●交通事故のないまちをめざし、交通安全都市を宣言しています。交通安全意識の啓発活動やカーブミラー等の整備を推進し、かけがえのない市民の命を守るため、引き続き交通安全への取り組みを進める必要があります。特に高齢者の交通事故防止の取り組みを進めます。

●全国各地で痛ましい事件、振込め詐欺の被害が発生しており、防犯活動の重要性は日増しに強くなってきています。不審者の出没や空巣、車上狙いなどが発生していることから、安全で安心なまちづくりを積極的に進める必要があります。

●近年、商品形態の多様化や契約の複雑化に加え、悪質な販売活動による被害が増加するなど、消費生活に関する問題が深刻化しています。消費者相談窓口の充実と消費者関係組織と連携した消費者への啓発などが課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
交通事故の発生件数	194件	164件	195件	150件	
犯罪件数	368件	414件	374件	300件	

今後の取り組み

1 交通安全意識の高揚

子どもたちや、高齢者などに交通ルールを身につけてもらうため、地域や学校・保育園等で交通安全教室を開催します。また、広報紙やホームページ等を活用して交通安全意識の高揚と普及に努めます。

春・秋の交通安全運動や夏・冬の交通事故防止運動を警察や関係団体と連携して取り組みます。

万が一交通事故に遭った場合に備え、交通災害共済の周知を図り、加入者の増加に努めます。

- ・交通安全啓発事業
- ・交通災害共済加入促進事業

2 交通安全施設の整備の推進

歩行者と運転者の安全を確保するため、防護柵やカーブミラーなどを設置するとともに、交通安全看板の設置など交通安全施設の整備を推進します。

また、交差点の改良や信号機等の設置などが必要な場合、関係機関への働きかけに努めます。

- ・交通安全施設整備事業

3 防犯意識の啓発の推進

犯罪を未然に防ぐため、広報紙やホームページなどを活用した防犯関連情報を積極的に提供するとともに、防犯意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。

また、各種防犯講習会等への参加を促進し、地域や市全体の防犯活動の活発化を図ります。

- ・防犯意識啓発事業

4 地域における防犯体制支援の充実

市や警察などの防犯関係団体で組織する防犯組合連合会*が実施する防犯講習会や研修会、情報紙の発行などを支援し、地域と行政が一体となった防犯活動を推進します。

また、子どもたちの安全確保や盗難などの犯罪を未然に防ぐため、巡回パトロールや不審者対策などの活動を促進します。

さらに、地域における防犯環境を整備するため、防犯灯設置等の支援を進めます。

- ・防犯灯設置事業
- ・巡回パトロール事業

5 消費者相談体制の充実

年々複雑化・悪質化してきている消費者トラブルや詐欺行為に遭遇しないように、さまざまな消費生活情報の提供に努めます。

万が一遭遇した場合でも被害を最小限に抑え、また、わかりにくい商品販売や契約への適切な対応ができるよう消費生活センターを設置するとともに、被害の掘り起し・見守り・啓発などの取り組みに努めます。

- ・消費者保護推進事業

市民等との役割分担

- ・普段から交通ルール・マナーを守り、交通事故防止に努めることが期待されます。
- ・交通安全教室に積極的に参加することが期待されます。
- ・防犯関係団体や地域における防犯活動（子どもを見守る活動等）への参加が期待されます。
- ・被害に遭わないため、日頃から情報収集に心がけることが期待されます。

施策
22

地球環境の保全

主担当課 環境保全課

基本方針

資源やエネルギーの大量消費などにより、地球温暖化や大気汚染・水質汚濁などの環境破壊が進んでいます。次世代に豊かな自然と命を引き継ぐために、地球環境を保全し、安心して暮らせるまちをめざします。

環境問題に対する意識啓発を進め、自然環境の保全を図ります。また、省資源・省エネルギーなどを進めるため、ライフスタイルの見直しや水質をはじめとする環境汚染防止対策の推進、太陽光発電などの再生可能エネルギー^{*}の普及活動を進めます。

市が率先して省資源や省エネルギー対策などの地球温暖化防止対策に取り組むことにより、市民や事業者の意識を高め、環境に配慮したまちをめざします。

そのため、公共施設における省エネルギー設備^{*}や低公害車^{*}の導入を推進します。

現状と課題

大量生産や大量廃棄など資源やエネルギーの大量消費により、地球温暖化やオゾン層^{*}の破壊、水質汚濁や大気汚染など地球規模で環境破壊が進んでいます。今後も引き続き、地球温暖化防止対策をより積極的に取り組むことが必要です。

- 市民や事業者が、環境保全に対する関心を高めることや、地域の自然環境への理解を深めることが課題となっています。
- 市民や事業者が、日常生活や事業活動において省資源や省エネルギーなどの環境に配慮した主体的な行動をとることが課題となっています。
- 水質・大気汚染防止、水環境の保全を図るため、監視体制の整備や公害防止に配慮した事業活動の促進が課題となっています。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーへの理解や利用の促進、公共施設への計画的な導入、省エネルギー設備の導入が課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市全体の温室効果ガス [*] の推計排出量	39.0万 t	38.7万 t	38.4万 t	35.0万 t	
市役所の温室効果ガス総排出量	6,980.8 t	7,035.2 t	6,895.1 t	6,300.0 t	
騒音・大気汚染などの公害に悩まされていると感じていない市民の割合	56.3% (H18)	—	63.9%	70.0%	市民意識調査のアンケート項目

今後の取り組み

1 環境問題に対する意識啓発の推進

身近な生活環境から地球環境まで環境問題をともに考え行動できる意識啓発の取り組みとして、環境学習会の開催や環境情報の提供に努めます。
市民の中から環境学習の推進の牽引役を担う人材の発掘と育成を図り、併せて環境保全団体の育成を進めます。

・環境保全啓発事業

2 自然環境保全の推進

自然の恵みや四季の潤いを感じられる地域を守るため、自然環境の状況を把握し、貴重な動植物の保護など、地域や環境団体と連携し自然環境の保全を推進します。

・希少動植物保全事業

3 省エネルギー・省資源化社会形成の推進

市民や事業者が日常生活や事業活動からの環境への影響を認識し、環境に配慮した生活や環境負荷低減の事業活動を行えるよう、省エネルギー・省資源学習会の開催や事業所の環境マネジメントシステム（EMS）※認証取得の支援を行います。

・環境マネジメントシステム（EMS）認証取得支援事業

4 公害防止対策の推進

安心して生活できる生活環境を保全するため、河川や工場排水などの水質・大気汚染・騒音・地下水位観測等の監視を行います。
また、環境汚染等が起こらないように市民や事業者へ情報提供や啓発活動を行います。

・公害対策事業
・水環境保全事業

5 再生可能エネルギー普及の推進

二酸化炭素の発生を抑制し、環境への負荷の低減を図るため、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの一般家庭への利用促進を進めるとともに、率先して公共施設等への導入に努めます。

・再生可能エネルギー普及推進事業

6 率先した地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止対策を市全体で推進するため五泉市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）※を策定し、市民と事業者が一体となった温暖化防止活動を推進します。
また、市が率先して温室効果ガスの排出削減に努めるため、低公害車の導入や省エネルギー設備の導入を推進します。

・地球温暖化対策実行計画（地域推進版）策定事業

市民等との役割分担

<市民>

- ・環境学習会やイベントなどへの参加を通じ、環境問題への関心と理解を深めることが期待されます。
- ・地球温暖化対策と省エネルギー・省資源社会に配慮したライフスタイルへの転換に取り組むことが期待されます。
- ・自然の四季の変化を感じとり、日頃から身近な自然を大切にすることが期待されます。

<事業者>

- ・環境に配慮した事業活動に取り組むことが期待されます。

施策
23

信頼できる 消防・救急・救助体制の推進

主担当課 消防本部

基本方針

消防・救急・救助体制を充実させ、火災、災害、救急事故から市民の生命と財産が守られるまちをめざします。

また、火災予防対策と応急手当の普及を図るとともに、AED^{*}設置の促進に努め、市民と消防が一体となった災害に強く安心して生活のできるまちをめざします。

そのために消防体制の充実と消防施設の整備を図るとともに、防火協力団体等との連携強化に努め、火災予防対策を図ります。

救急隊員等の活動技術の向上や体制整備を図り、救急救命率の向上に努めるとともに、家庭や災害現場で市民が応急手当を行えるよう、講習会を開催して普及と啓発を図ります。

現状と課題

火災予防活動を通じて市民の意識啓発に努めているものの、火災発生件数は平成21年11件、平成22年15件であり、依然として不注意による火災発生が多い状況に変わりありません。また、高齢化社会の進展により、心疾患の救急出動が増加傾向であり心肺停止患者への応急手当が重要視されますが、応急手当実施率は平成22年38.9%であり、目標値の50%に届いていません。そのため、火災、救急等の災害への的確な対応と、防止活動の推進が必要となっています。

- 消防団員の担い手の確保が課題となっています。
- 防火水槽と消火栓の整備や老朽化に伴う車両の整備が求められています。
- 火災を未然に防ぐための取り組みと、火災による死者を減らすため住宅用火災警報器設置の推進が重要になっています。
- 救急出動がさらに増加しており、救急体制の充実と救急隊員のさらなる資質向上が必要です。
- 心肺停止患者への救命率を上げるため、AEDを活用した市民への応急手当普及と啓発が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
消防団員の充足率	93.6%	93.6%	93.6%	96.0%	消防団員数／消防団員の定員数×100
消火栓等の充足率	79.3%	79.5%	80.1%	83.0%	消防水利設置数／国で定める消防水利の基準数×100
火災発生件数	15件	11件	15件	10件	
心肺停止患者への応急手当実施率	43.9%	31.4%	38.9%	50.0%	心肺停止患者へ市民が実施した応急手当実施数／心肺停止患者の人数×100
普通救命講習会の受講者総数（累計）	2,438人	2,859人	3,531人	6,000人	平成10年からの普通救命講習会を受講した総人数（累計）

今後の取り組み

1 消防体制の充実

複雑多様化している火災をはじめとしたさまざまな災害に、迅速かつ的確に対応するため、消防学校入校などにより技術・知識を身に付けるとともに、各種災害に対応するべく訓練を実施し職員の資質向上を図ります。

また、地域防災活動の中心的役割を担う消防団員の担い手が不足していることから、消防団員の福利厚生・装備などを充実させ魅力ある環境を整え、加入促進を図ります。

さらに、ソフト面での消防団活動を推進するため女性消防団員の勧誘に努め、積極的活用を図ります。

- ・消防職員研修事業
- ・消防団員育成事業

2 消防施設等の整備

火災などの災害による被害の軽減を図るため、老朽化した消防車両の更新や装備の充実を進めるとともに、消火栓や防火水槽の計画的な設置及び消防・救急無線設備のデジタル化への変更等、消防通信設備の整備を進めます。

また、消防団装備の充実を図るため計画的に小型動力ポンプの更新を行い、火災への対応力を高めるとともに、老朽化の著しい消防器具置き場やホース乾燥塔等の施設改修を進めます。

- ・消防車両整備事業
- ・消火栓・防火水槽整備事業
- ・消防通信設備整備事業
- ・小型動力ポンプ整備事業
- ・消防器具置場等整備事業

3 火災予防対策の推進

火災の発生を未然に防止するため、防火対象物への立入検査を実施し、違反の是正を図るとともに、防火管理講習新規講習を開催し、防火管理者の育成に努めます。

各種防火座談会や消防フェア等を開催して、火災予防を推進するとともに、住宅用防災機器設置促進を図ります。

事業所や地域で構成している防火協力団体と連携する事業を展開し、火災予防の啓発活動に努めます。

- ・予防査察推進・防火管理者育成事業
- ・住宅用防災機器設置啓発事業
- ・火災予防啓発事業
- ・防火協力団体連携強化活用事業

4 救急救助体制の充実

救急出動件数の増加には、高齢化社会の進展や疾病の多様化が考えられます。救命処置が必須となっている救急需要に対応するため、救急救命士や救急隊員の高度教育研修を充実させ職員の資質向上に努めるとともに、高規格救急車の更新と最新救急資機材の整備を図ります。さらに救助体制について、災害の複雑多様化や大規模化などに備え、救助隊員への専門技術研修を実施するとともに、訓練施設等の整備を進めます。

- ・救急救命士養成事業
- ・高規格救急自動車整備事業
- ・救助資機材等総合整備事業

5 応急手当の普及と啓発の推進

市民の尊い命を守るため、救命率の向上に不可欠なことは、その場に居合わせた市民による応急手当です。このため地域や事業所での応急手当普及員の養成と救命率の高いAEDの設置促進に努めます。また、子どもから大人まで多くの市民が普通救命講習会などの救急救命講習を受講できる体制を整備します。

さらに、119番通報の際に通報者が的確に応急手当できるよう口頭指導体制の充実を図ります。

- ・応急手当普及啓発事業
- ・口頭指導体制強化事業

市民等との役割分担

- ・防災訓練等の参加により、災害時の対応が身に付くことが期待されます。
- ・講習会等に積極的に参加することにより市民自ら火災予防の重要性を認識することが期待されます。
- ・市民及び事業所は、消防団活動を理解し、参加、協力することが期待されます。
- ・救急救命講習会などへの積極的な参加が期待されます。

施策
24

防災意識の高揚と 防災施設整備の推進

主担当課

総務課

基本方針

地震や台風、大雨などさまざまな災害に対する体制が整った、災害に強いまちをめざします。

防災に対する意識の啓発と知識の普及を図るため、広報活動や防災訓練を実施するとともに、地域防災力の要であるコミュニティにおける自主防災組織の育成を推進します。

また、災害による被害を最小限に食い止めるために、防災施設や情報伝達網などの体制整備を推進します。

現状と課題

「中越地震」、「東日本大震災」、「新潟・福島豪雨」など、過去に類のない地震や集中豪雨が多く発生していることから、災害に対処していくために、市民と地域と行政が連携した防災体制が必要です。

地域における自主防災組織率は、平成20年8.3%、平成22年13.8%と増加しているものの、低い状態となっています。

- 地域の避難誘導や避難所運営には、お互いが助け合う防災組織の育成が重要です。
- 浸水被害を解消するため、河川や水路を整備する必要があります。
- 土砂災害から人家や公共施設を守るため、防災施設の整備を促進する必要があります。
- 災害時において、迅速で適切な対応を行うためには、より多くの情報伝達を可能とする体制の強化を推進する必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
自主防災組織率	8.3%	10.1%	13.8%	30.0%	自主防災組織世帯数／全世帯数×100
避難場所を知っている市民の割合	66.5% (H18)	—	72.3%	80.0%	市民意識調査のアンケート項目
防災対策を行っている市民の割合	12.9% (H18)	—	16.5%	50.0%	市民意識調査のアンケート項目

今後の取り組み

1 防災意識の高揚

災害などの際に適切な行動がとれるよう、広報紙等を活用した啓発活動を行い、防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及を積極的に推進します。

また、地域自主防災組織や防災関係機関、行政が一体となった総合的な地域防災訓練などを実施し、地域ぐるみの防災意識の高揚に努めます。

- ・防災啓発活動事業
- ・地域防災訓練事業

2 防災体制の整備

地震や風水害などさまざまな災害に即応できるよう、地域防災計画に基づき関係機関との連携を図りながら、防災体制の強化を推進します。特に、高齢者や障がい者などの災害弱者の円滑な避難誘導を行うため、情報伝達や避難支援体制の充実に努めます。

そのため、地域における自主防災組織の育成や指導者の資質向上の支援を推進します。

- ・地域防災訓練・水防訓練事業
- ・防災組織づくり支援事業

3 防災施設等の整備の推進

道路、上下水道などの公共施設の耐震化を計画的に進めるとともに、避難場所やライフライン^{*}、災害備蓄品などの確保を推進します。特に過去の浸水被害状況等を踏まえ、河川や道路、下水道雨水幹線^{*}等の整備を推進します。

また、土砂災害発生危険箇所の調査・指定に努め、危険区域の定期的な巡視員体制の整備を図るとともに、荒廃した山地の復旧を進め、災害の防止・軽減を推進します。

- ・雨水路整備事業
- ・地滑り危険箇所巡視事業
- ・公共施設耐震化事業

4 迅速な情報伝達の充実

災害時において、防災行政無線により現場との連絡手段を確保し、より迅速で正確な情報を伝えるための情報伝達手段の構築に努めます。

また、火災や地震、台風や大雨などのさまざまな災害情報など、ホームページ等を活用した情報提供により、二次災害等の防止に努めます。

- ・防災情報提供事業
- ・防災行政無線整備事業

市民等との役割分担

- ・危険箇所等を発見した場合は、速やかに通報することが期待されます。
- ・災害に備えた自主的な防災活動を行うことが期待されます。
- ・訓練や地域の防災組織へ積極的に参加することが期待されます。

施策
25

雪害対策の推進

主担当課 都市整備課

基本方針

雪国である本市において、雪害対策はなくてはならないものとなっています。地域ぐるみで雪害対策に取り組み、誰もが不安なく安全に暮らせるまちをめざします。

除雪機械や融雪施設の整備を促進し、冬期間の交通の確保に努めます。

また、高齢者や障がい者など、除雪の対応が困難な世帯に対する支援を促進します。

現状と課題

雪害対策として、車道433.5km、歩道29.2kmの機械除雪作業を行うほか、消雪パイプ整備済区間43.5kmで道路交通の確保を図っており、その距離は年々伸びています。

近年の低迷する経済情勢から、除雪協力業者の除雪作業からの撤退・縮小及び新規参入除雪協力業者の経験不足等、住民要望に対応することが難しい状況が発生しています。

また、高齢者世帯の増加から住民の除雪に対する要望は多種多様となっています。

- 降雪は、通勤、通学、救急、消防などの日常生活に支障を及ぼすことから、スムーズな道路交通機能を確保する必要があります。
- 降雪量の多い山間部に対するきめ細かな雪害対策が必要です。
- 除雪体制を維持することはもちろんのこと、体制の強化に取り組む必要があります。
- 機械除雪が困難な幅の狭い道路や、自力で除雪することが困難な高齢者世帯などに対応するため、市民と行政が一体となった取り組みが求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
雪が降っても日常生活に大きな支障がないと感じている市民の割合	28.3% (H18)	—	23.7%	30.0%	市民意識調査のアンケート項目
消雪パイプの整備延長	39.1km	42.0km	43.5km	49.6km	実延長距離（累計）

今後の取り組み

1 歩道除雪の推進

降雪時における歩行者の安全確保を図るために、歩道の除雪が必要となっています。

通学や日常生活の安全な歩行空間を確保し、利便性を高めるため、小型除雪機械などを活用した歩道除雪作業を実施します。

・歩道除雪事業

2 道路除雪の推進

一般交通の確保及び歩行者の安全と利便性を図るため、除雪を想定した道路整備に努めます。除雪作業実施体制を確保するため除雪業者と連携を図るとともに体制強化を支援します。

また、降雪量の多い山間地においては、きめ細かいパトロールを実施して市民生活の安全確保に努めます。

・道路除雪事業
・道路除雪機械整備費補助事業

3 消雪パイプ整備の推進

市街地における交通の確保を図るため、消雪パイプの計画的な整備を推進します。なお、実施にあたっては、地下水の保全や有効活用に配慮しながら、整備を進めます。

また、既存消雪施設の計画的な維持管理を行い、冬期間の交通確保に努めます。

・雪寒地域道路整備事業

4 地域と一体となった除排雪の推進

除雪作業中の機械の騒音・振動や、除雪作業の妨げとなる迷惑駐車、屋根雪等の適切な排雪など、地域住民の理解と協力のもとに除排雪ができるよう、広報紙やホームページなどを活用した啓発に努めます。

また、各地区や集落における共同除雪に除雪機械を貸し出すなど、市民と行政が一体となった除雪体制づくりを推進します。

・除排雪支援事業

5 生活弱者への支援

高齢者世帯や障がい者世帯など、自力で除雪作業が困難な世帯に対応するため、地域コミュニティを活用したボランティアなどによる助け合いの除雪体制を促進します。

・老人世帯等雪おろし支援事業

市民等との役割分担

- ・路上駐車や道路への雪出しの防止などにより、除雪作業へ協力することが期待されます。
- ・地域ぐるみで助け合いながら除雪を行うことが期待されます。

施策
26

青少年を地域ぐるみで育む 環境整備の推進

主担当課 生涯学習課

基本方針

家庭や学校、関係団体などが地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組み、青少年の非行や問題行動の防止に努め、次代を担う青少年たちが、心身ともにたくましく成長できるまちをめざします。

教育の原点である、家庭の教育力向上を図り、基本的な生活習慣（しつけ）、親子のふれあい増進、保護者との連携、相談体制の充実を図ります。

また、大人と子どもがともに学ぶ体制と環境を整備し、「子どもを地域ぐるみで育む」取り組みを推進します。

現状と課題

- 少子化や核家族化による地域社会や家庭での人間関係の希薄化などを背景に、子どもの成長過程における自然・生活・社会体験など、生きるための経験不足が問題となっています。また、ニートやひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、学校や家庭、地域社会、関係機関・団体が一体となり青少年の健全育成に取り組むことが必要です。
- 治安や社会環境の悪化などにより、各家庭だけでは対処できない問題が増えているため、関係団体との連携強化が必要です。
 - 悩みを持つ青少年に対する相談体制の充実や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、関係機関・団体との連携による支援が必要です。
 - 家庭における生活習慣・リズムの乱れが問題となっており、家庭教育について保護者への意識啓発やさまざまな支援が必要です。
 - 自然体験や異世代との交流経験が不足しており、地域の教育力を活かした取り組みが必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
青少年の健全育成策に満足している市民の割合	20.4% (H18)	—	17.0%	30.0%	市民意識調査のアンケート項目における「満足」「まあ、満足」の割合
青少年交流事業の参加者数	1,961人	1,009人	1,958人	2,500人	
パトロールした青少年指導員数	689人	640人	618人	700人	
不良行為少年の補導人数	29人	21人	31人	9人	

今後の取り組み

1 青少年健全育成を推進する体制の強化・連携

青少年健全育成を推進するため、青少年健全育成市民会議^{*}の組織強化・活動を支援し、関係機関・団体との連携強化を図ります。

また、各地区の青少年健全育成協議会については、実態に対応した活動ができるよう支援し、「地域の子どもは、地域で守る」という意識の定着化を進めます。

- ・青少年健全育成市民会議組織強化支援事業
- ・ネットワーク会議事業

2 街頭指導と相談体制の充実

家庭、学校、地域や青少年指導員、ボランティアによる子ども守り隊^{*}などの連携を強化し、街頭指導の指導技術を向上させ、非行や問題行動の防止に努めます。

さらに、青少年育成センター^{*}の相談体制を充実し、悩みを抱えている青少年及び保護者等への適切な対応に努めます。

また、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への総合的な支援を行います。

- ・青少年指導員等研修事業
- ・街頭指導事業
- ・相談、啓発事業
- ・子ども・若者支援事業

3 家庭教育の充実

家庭教育学級^{*}及び合同研修会を開設し、保護者の意識を高め、家庭での生活習慣の確立や基本的なしつけの実践を図ることにより、家庭の教育力の向上をめざします。また、家族とのふれあいにより、人を思いやる心を持った子どもの育成に努めます。

さらに、家庭教育講座や、親子ふれあい事業などを行い、子育てについての情報交換、仲間づくり等を通して家庭での教育力の向上を支援します。

- ・家庭教育学級事業
- ・家庭教育学級合同研修会事業

4 地域での活動機会と活動の場の充実

青少年教育施設の整備充実を図り、自然体験や異世代との交流する機会を充実するとともに、子どもの自立性や社会性、コミュニケーション能力の向上に努め、子どもたちの生きる力を育みます。

また、地域子ども会の交流会を実施し、人材育成及び地域活動の活性化を図り、「子どもを地域で育む」意識と体制整備を推進します。

- ・地域子ども会交流事業
- ・青少年交流事業

市民等との役割分担

- ・「子どもを地域ぐるみで育む」という意識をもつことが期待されます。
- ・家庭教育の重要性について意識をもつことが期待されます。
- ・青少年育成団体などに積極的に参画することが期待されます。

施策
27

地域における福祉活動の充実

主担当課 健康福祉課

基本方針

市民一人ひとりが福祉を自分のこととして考え、住み慣れた地域において、地域ぐるみで福祉を支えあうまちをめざします。

ボランティアや地域福祉活動の担い手の掘り起こしや育成に努め、活動しやすい環境づくりを推進します。

福祉に対する関心や理解を深めるための取り組みと、地域福祉への参加意識を醸成し、地域に根ざした福祉活動が活性化するように支援します。

現状と課題

少子高齢化や核家族化、夫婦共働き世帯の増加などに伴い、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し、市民意識調査でも、1年間におけるボランティア活動・地域活動への参加割合が、平成18年度の33.7%から平成22年度には29.2%に低下しているとの結果からもうかがえるように、各家庭を支えてきた地域社会のつながりが薄らいできています。

- 地域・学校・職域などそれぞれの特性に応じたボランティア活動を活性化するために、ボランティアの普及・啓発及び育成支援が必要です。
- 市民の連帯感や地域社会への関心が希薄になっているため、地域福祉で中核的な役割を担っている人材や団体の支援を強化する必要があります。
- 全ての人が利用しやすい施設の整備が遅れていることから、バリアフリー化※への対応が課題となっています。
- 高齢者や身体の不自由な人などに対して、優しく手を差し伸べることができるような、心のバリアフリー化を推進する必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
個人ボランティア登録者数	1,243人	1,168人	1,182人	1,300人	
1年間におけるボランティア活動・地域活動参加割合	33.7% (H18)	—	29.2%	40.0%	市民意識調査のアンケート項目
民生・児童委員※における相談・支援の件数	1,943件	1,681件	1,895件	2,100件	

今後の取り組み

1 ボランティア・NPO活動の育成支援

さまざまな福祉活動に対応するため、社会福祉協議会や関係機関と連携し、ボランティアセンターや福祉活動団体の組織の育成と強化に努めます。

ボランティアセンターが実施する機関紙の発行やボランティアまつりの開催など、福祉活動に参加したいと考えている人が気軽に参加できる環境づくりと、福祉活動に対する意識の醸成に努めます。

また、人材育成の講習会などを開催し、地域福祉の担い手の裾野を広げるため、新たな人材の発掘に努めます。

さらに、福祉施設の交流などを通じ、子どもころから福祉の心が育まれるような取り組みに努めます。

・ボランティアセンター活動推進事業

2 民生・児童委員[※]活動の推進

地域福祉の中心的役割を担う民生委員・児童委員が、その地域における福祉ニーズを的確に把握し、適切な助言活動ができるように、民生・児童委員協議会やその専門部会を通じて情報交換や研修を行い、活動の支援を図ります。

・民生・児童委員活動促進事業

3 社会福祉協議会の活動支援

地域福祉活動の中核を担っている社会福祉協議会に対し、地域福祉の課題解決に向けた専門員の配置や、関係機関・団体との連携を強化するための体制整備を支援します。

また、協議会が担っている身近な地域での助け合いや支え合い活動、行政サービスとのネットワーク化を進め、総合的な福祉活動への支援を行います。

・社会福祉協議会支援事業

4 福祉のまちづくりの推進

「福祉のまちづくり条例[※]」や「福祉のまちづくり推進計画[※]」に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がいのある人等に対し、正しい理解のもとで、優しく手を差し伸べることができるような心のバリアフリー化の推進を図ります。

また、企業や関係機関等の施設のバリアフリー化について、積極的な情報提供を行い、理解を深めるための普及・啓発に努めます。

・福祉のまちづくり推進事業

市民等との役割分担

・ボランティアやNPO活動に積極的に参画することが期待されます。

施策
28

国際化に向けた環境整備の推進

主担当課

総務課

基本方針

国際交流に理解があり、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

市民が組織する団体である五泉市国際交流協会※などが活動の主体となっていく外国や外国籍市民との交流事業を支援します。また、情報提供や学習活動の充実を図り、国際化に向けた環境づくりを支援します。

現状と課題

経済のグローバル化が進展し、地域における国際化が求められています。

本市の国際交流は、五泉市国際交流協会などが活動主体となって、主に青少年の国際感覚を養い、多様な文化への理解を深めるため、ホームステイなどによる交流を行っています。

また、市には約160人の外国籍市民が生活しており、その数は年々増加しています。そのため、お互いの文化や風習に対する理解を深め、市民と外国籍市民が地域社会の一員として認め合って生活できる環境づくりが求められています。

- 青少年の国際感覚の醸成や外国の異文化への理解を深めるため、さまざまな国や地域との交流の場の充実を図ることが必要です。
- 災害時における支援、医療、教育の支援など外国籍市民の暮らしやすい環境整備を進めることが必要です。
- 外国籍市民を含めた市民に国際理解を深めるための場の提供や、組織の育成が課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
国際交流事業に参加した人数	193人	200人	156人	250人	
国際交流事業を開催した回数	5回	2回	5回	6回	
外国籍市民の人数	114人	122人	157人	180人	

今後の取り組み

1 ホームステイによる外国人との交流

五泉市国際交流協会、五泉市モンゴル子ども交流委員会、フレンドシップフォースなどの国際交流推進団体と連携し、アメリカやモンゴルなどの外国人とホームステイの実施により交流を深め、国際感覚豊かな市民を育成するとともに、親交と相互理解を深めます。

・国際交流事業費補助金支援事業

2 身近な外国人との交流

五泉市国際交流協会などと連携し、外国籍市民との交流パーティーなどを開催することで、交流の場を創出します。また、外国人による国際交流講演会などを開催することで、市民の国際感覚を育成します。

・外国籍市民交流支援事業

3 外国籍市民が暮らしやすい環境づくり

外国籍市民が不安のない快適な生活を送れるよう、五泉市国際交流協会の日本語交流活動教室の開催により、日本語教育支援を行います。また、外国籍市民が地域行事などに参加できるよう支援します。

・外国籍市民環境支援事業

4 市民の外国語教育への充実

国際化に対応した市民を育成するため、外国語を習得するための外国語講座や教室などを開催し、外国人とのコミュニケーション能力を伸ばすよう支援します。

外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒の外国語教育の充実を図ります。

・外国語支援事業
・語学指導等外国青年招致事業

5 情報の発信

国際化に対応した多様な文化の理解を深めるため、五泉市国際交流協会が行っている機関紙「ふれんず」の発行を支援するなど情報の発信に努めます。

・国際化情報発信事業

市民等との役割分担

- ・講演会や学習活動、交流会などに積極的に参加することが期待されます。
- ・語学の習得に努め、外国籍の方とのコミュニケーションを活発化させていくことが期待されます。
- ・諸外国から来た人に対し、もてなす環境づくりが期待されます。

施策
29

商業の活性化

主担当課 商工観光課

基本方針

商工団体との連携により、地域に根ざした商業活動の活性化を進め、まちなかが賑わっているまちをめざします。

景気の変動に左右されやすい地域経済の活性化を図るため、中・長期的な視野にたって、イノベーション（革新する）意欲が高く、やる気に満ちた事業者や伝統ある地場産業の事業意欲を喚起し、持続的で活力ある展開につながる支援を行います。

また、中心市街地の活性化を図るため、これまでに蓄積された歴史的・文化的資源や産業資源などの既存資源を有効活用しつつ、創意工夫を活かしながら地域と一体になって、賑わいを創出する活気ある商店街づくりを支援します。

現状と課題

本市の商業は、大規模小売店舗の郊外進出や商業集積の進んだ市外商圏への流出、消費者ニーズの多様化などを背景に商店数、販売額が減少しています。平成19年の商店数737店、従業者数は3,685人、年間商品販売額は72,257百万円で、これを平成16年と比較すると、商店数は6.9%の減、従業者数は9.2%の減、年間商品販売額は24.4%の減少となっています。

- 商店街には、地域社会の核として情報交換や交流の場としての側面があることから、特性を活かした店舗づくりやサービスの提供が求められています。
- 長引く景気の低迷や後継者不足などにより、倒産・閉店する店も増え、空き地や空き店舗の有効活用が課題となっています。
- 中心市街地活性化には、その地域の歴史・風土に鑑み機能回復により、事業者・住民などの利便性の向上や地域の核として地域以外からの集客を念頭に、商店と商工団体、行政が一体となった市街地活性化に向けた取り組みが求められています。
- 歴史ある定期市場や朝市の出店者や買い物客が、ともに減少してきていることから、活性化が課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
小売業販売額	46,314 百万円	—	—	48,000 百万円	商業統計調査
卸売業販売額	25,943 百万円	—	—	30,000 百万円	商業統計調査
従業者数	3,685人	—	—	4,000人	商業統計調査
市内で日用品を買う人の割合	74.8%	—	—	80.0%	中心市街地に関する県民意識・消費動向調査のアンケート項目

今後の取り組み

1 イベント開催やPR活動等による商店街の活性化

商業協同組合や商店街等との連携を強め、各種イベントなどによる魅力ある商店街づくりへの支援を行います。共通商品券の新規加入店舗を増加し、消費拡大に努めるとともに、「まちの駅^{*}」への加入店の拡大を図ります。

また、特産品やお菓子などのお土産店や飲食店等を網羅したマップを作成してPR活動に努めます。

さらに、商店街の活性化に向けた取り組みとして、空き店舗を活用したチャレンジショップ^{*}など起業者への支援を関係団体と連携を図り推進します。

- ・経済活性化事業
- ・まちづくり推進事業

2 各種融資制度による商店経営の安定化

商店の規模や経営状況に応じた貸付条件の設定など、より利用しやすい融資制度の整備を推進します。商工団体との協力による経営指導や相談体制の充実を図り、各種支援制度が積極的に利用できるような情報提供に努めます。

- ・金融対策事業
- ・経済活性化事業

3 次代を担う後継者の育成

後継者等の人材を育成するため、各種研修の斡旋や研修補助制度等のPRを図り、研修や勉強会への参加を促進します。

- ・経済活性化事業
- ・雇用安定促進事業

4 商業の販路拡大の推進

特産品やニット卸商業協同組合の行っている見本市や販売会等を支援し、販路の拡大に努めます。

- ・経済活性化事業
- ・地場産業拡大事業

5 中心市街地活性化の推進

市街地のまちづくりの方向性を総合的に検討するため、商工団体や商店等と連携して、中心市街地活性化計画^{*}の策定に向けた組織づくりを推進します。

- ・中心市街地活性化事業

6 買い物に利用しやすい公共交通の整備

ふれあいバス^{*}や乗合タクシーさくら号^{*}などの生活交通を利用して、気軽に買い物ができるよう環境整備に努めます。

- ・生活路線バス支援事業
- ・地域公共交通活性化・再生総合事業

7 市民が利用しやすい定期市場の推進

広報紙やホームページ等により出店者の募集を図るとともに、利用者拡大のためのPRを行いながら、コミュニティの場としても重要な定期市場の利用を促進します。

また、定期市場の適正な維持管理により、きれいで明るい市場の提供に努めます。

- ・露店市場管理運営事業

市民等との役割分担

〈市民〉

- ・地元商店街を積極的に利用することが期待されます。

〈商店等〉

- ・商店街の活性化に向けた活動が期待されます。
- ・交流イベントなどを主体的に企画・運営することが期待されます。
- ・研修会や勉強会へ参加することが期待されます。
- ・他業種との交流の場に積極的に参画することが期待されます。

施策
30

工業の活性化

主担当課 商工観光課

基本方針

地域産業をはじめとする各種産業の振興が図られ、活気に満ちたまちをめざします。地域産業が国内外で十分な競争力を発揮できるよう、中小企業の経営安定化や事業拡大、及び異業種交流等を進め、工業の振興対策を図ります。

また、社会情勢の変化に伴い、新しい分野を開拓する既存企業や進出希望企業への支援体制の強化を進めるとともに、産学官の連携※により、起業や新たな事業展開をめざす意欲ある企業などを支援します。

現状と課題

工業統計調査から見た本市の製造業における出荷額は、平成17年870億9,671万円、平成20年959億6,391万円と10.2%増加しています。一方、市の主要産業であるニット、織物からなる繊維産業は、全体の4分の1を占めているものの、その出荷額は11.7%減少しています。特にニット産業は、オンリーワンの技術力を活かし、平成6年より産地ブランド「GOSENドリーム」を中核とした経営戦略や、さらなる研究開発への取り組みを進めていますが、海外からの廉価な輸入品や消費者の低価格志向による価格競争力の低下、円高などの要因により、依然として厳しい状況が続いています。

- ニット産業においては、オンリーワンの技術を活かした製品づくりや経営の安定化、観光と連携した商品の販売促進等による活性化が引き続き課題となっております。
- 地域経済の活性化を図るため、既存企業への支援を進めるとともに、産学の連携などにより新たな産業の育成や企業誘致が求められています。
- 平成14年に造成した第二工業団地への企業誘致を促進し、早期売却が引き続き課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
製造品出荷額等	870億 9,671万円 (H17)	—	959億 6,391万円 (H20)	1,000億円	工業統計調査
従業者数	5,976人 (H17)	—	6,094人 (H20)	6,500人	工業統計調査
事業所数	296事業所 (H17)	—	258事業所 (H20)	300事業所	工業統計調査

今後の取り組み

1 地域内交流による地場産業の活性化の推進

既存企業の活性化を図るため、企業や商工団体、行政の連携を強め、定期的な情報交換に努めます。ニット・織物・加工業などの異業種による新たな製品づくりや、商・工業の交流による地域全体の活性化を図ります。

また、観光と連動した市の産業全般の販売・PRを図るため、(仮称)産業振興センターの整備について検討します。

- ・経済活性化事業
- ・(仮称)産業振興センター建設推進事業
- ・マイホーム建設支援事業
- ・地場産業拡大事業

2 工場の増設支援及び企業誘致の推進

既存企業を活性化するために工場設置奨励制度を拡充し、工場施設の増設を促進するとともに、村松第二工業団地への誘致を図ります。

また、地域産業の活性化のためには、多様な企業の立地を図ることが有効なことから、ホームページ等を活用して積極的な誘致活動を行います。

- ・企業誘致推進事業
- ・工場設置奨励推進事業

3 各種融資制度による工業の安定化

中小企業の規模や経営状況に応じた貸付条件の設定など、より利用しやすい融資制度の整備を推進します。

商工団体との連携による経営指導や相談体制の充実を図り、各種支援制度が積極的に利用できるような情報提供に努めます。

- ・金融対策事業
- ・経済活性化事業

4 次代を担う後継者の育成

後継者等の人材を育成するため、各種研修の斡旋や研修補助制度等のPRを図り、研修や勉強会への参加を支援するとともに、工業を支える若者の地元定着の促進を図ります。

- ・経済活性化事業
- ・雇用安定促進事業

5 工業の販路拡大の推進

ニット工業協同組合が行っている販路開拓など工業製品の全国発信や販路拡大、受注拡大を支援します。

- ・経済活性化事業
- ・地場産業拡大事業

6 創業・起業の支援

経営革新、研究開発、新分野への進出をめざす企業を支援するとともに、産学連携を推進するためのコーディネート機能を強化し、新産業・新事業の創出を図ります。

また、起業を喚起する支援制度や、新分野を開拓する意欲のある企業への支援方法を検討します。

- ・産学官連携支援事業
- ・金融対策事業
- ・工場設置奨励推進事業

7 新技術開発による高付加価値化の推進

(財)にいがた産業創造機構などの支援機関や大学、研究機関との連携の強化を通じ、工業製品の高付加価値化を進める支援を行います。

- ・経済活性化事業
- ・産学官連携支援事業

市民等との役割分担

<企業等>

- ・他業種との交流の場に積極的に参画することが期待されます。
- ・研修会や勉強会へ参加することが期待されます。
- ・付加価値の高い工業製品の開発・生産が期待されます。

施策
31

雇用環境の整備と充実

主担当課 商工観光課

基本方針

経済活動の多様化は、新たなビジネスチャンスと雇用を創出します。既存産業の活性化を図るとともに、起業促進や新規企業の誘致活動を展開し、新たな魅力ある産業と雇用を生み出すまちをめざします。

若者の地元定着に向けた雇用対策を図るとともに、新規進出企業への優遇制度などを充実させ、積極的な誘致活動を推進します。また、埋もれている人材の能力を発揮できるよう、働きやすい就業環境の整備を進めます。

現状と課題

長引く景気の低迷から雇用情勢は厳しい状況にあります。平成23年3月の有効求人倍率は0.46倍で、これを平成22年3月と比較すると0.08ポイント高くなっていますが、県平均との比較では0.21ポイント低くなっています。また、工場設置奨励推進事業による新規雇用者数は平成21年度と比較すると19人増加しています。雇用の拡大を図るため、地場産業の活性化や創業・起業による雇用の創出が課題となっています。

- 若年層を中心に人口流出が進んでいることから、定住に向けた雇用対策が必要です。
- 育児・介護と就業の両立が難しい現状があるので、法制度の周知など雇用環境の整備が必要です。
- 求人にあった人材が不足しているため、人材育成の取り組みが必要です。
- 経済活動が低迷しているため、地場産業の振興や企業誘致が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
有効求人倍率	0.41	0.38	0.46	1.00	新津公共職業安定所 [※] 管内の有効求人倍率
就業率	94.8%(H17)	—	—	100.0%	
育児・介護休業法 [※] を内容まで知っている人の割合	17.1%(H18)	20.8%	22.7%(H23)	50.0%	男女共同参画 [※] に関する市民意識調査のアンケート項目
工場設置奨励推進事業による新規雇用者数	8人	0人	19人	20人	

今後の取り組み

1 若者定住とU・J・Iターン^{*}の促進

ハローワークや関係機関と連携し、就業に関する情報提供に努め、若者の地元就労を促進するとともに、企業が求める人材確保のため、積極的な募集活動の支援を行います。

また、ホームページ等を活用したU・J・Iターン希望者への情報提供や、新規定住者・就業者への助成・支援制度を検討します。

・雇用安定促進事業

2 雇用情報の提供と就業相談の充実

就職に向けた活動を支援するため、ハローワークや五泉しごと館と連携し、就業に関する最新情報の提供に努めるとともに、さまざまな悩みや問題についての相談や助言を行う体制を充実します。

また、女性は、出産・育児などで一度離職すると再就職が困難になるケースが多いため、情報提供や就業相談などによる再就職支援を充実します。

・雇用安定促進事業
・再就職支援事業

3 働きやすい就業環境の推進

事業主に対して人材育成を図るためのさまざまな研修機会への支援を推進します。

また、地域産業の重要な担い手である女性の働きやすい環境の整備や、子育て期の夫婦への子育て支援などの促進を図ります。

そのために育児・介護休業制度や男女雇用機会均等法^{*}の周知を企業に要請・指導するとともに、融資制度の活用などにより、労働者が安心して働ける就業環境づくりを進めます。

・中小企業大学校研修補助事業
・勤労者福祉推進事業
・就業環境整備事業

4 企業誘致による雇用の場の拡大

雇用の場を確保するため、融資制度や工場設置奨励制度を充実するとともに、ホームページ等を活用した積極的な企業誘致活動を推進します。

・工場設置奨励推進事業
・企業誘致推進事業

市民等との役割分担

〈市民〉

- ・就業のための知識や技術を自ら習得することが期待されます。
- ・地域での子育て支援や高齢者支援などの活動に、積極的に参加することが期待されます。

〈企業〉

- ・雇用の場の拡大が期待されます。
- ・育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりが期待されます。

施策
32

農産物のブランド化と 安全で安心な食の推進

主担当課

農林課

基本方針

清らかな水、豊かな自然に恵まれた気候風土を活かし、さといも、チューリップ、ぼたんなど特色ある農産物を生産するまちをめざします。

販売促進活動の充実を図り、五泉のブランド作物^{*}の拡大を図るとともに、加工品等の開発を支援します。また、地球環境に配慮した栽培など、消費者が求める新鮮で安全・安心な食の拡大を図るとともに、地産地消^{*}を推進します。

現状と課題

稲作と園芸作物を組み合わせた複合営農が定着しつつあり、園芸作物の販売額も伸びてきています。しかし、減反強化、担い手不足、農産物価格の低迷、産地間競争など、農家を取り巻く情勢はたいへん厳しいものがあります。

- 農産物についても、高付加価値化と効率のよい生産が求められています。
- 農産物の五泉ブランドを確立するため、ブランド農作物の情報発信を進め、加工品等の開発により収穫物の有効活用と生産性の向上を図る必要があります。
- 食の安全志向が強まっているため、農薬や化学肥料を抑えた環境保全型の農業への取り組みと、地産地消の取り組みを推進する必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
特産農産物販売額 (米を除く)	810,462千円	780,537千円	804,851千円	850,000千円	JA 出荷額
特別栽培農産物の面積	61.4ha	65.3ha	71.9ha	100.0ha	特別栽培農産物 [*] の認証を受けている総面積

今後の取り組み

1 農産物の五泉ブランド確立と生産の推進

市場ニーズに対応するため、関係機関・団体との連携を図り生産体制の見直しを行い、特産農産物の数量の拡大と生産組織の強化のための支援を行います。

特産農産物の販売促進のため、消費者との積極的な交流を求め、各種PRイベントの開催と販売促進などの活動を支援します。

- ・農業活性化推進事業
- ・省力化、共同化施設整備等推進事業
- ・流通促進対策事業
- ・農産物等振興まつり事業
- ・都市消費者交流事業

2 地産地消の推進

地元で取れた新鮮な農産物を地元で消費する“地産地消”、食の正しい習慣を身につける“食育^{*}”とそれを支える農業を学び体験する“食農教育”を推進します。

地場産農産物の学校給食での利用や直売所・スーパーなどでの積極的な販売を進めるため、関係機関・団体と連携し、市民へ地産地消のPRを行うとともに、生産者の意識向上のため検討会の開催、市民や子どもたちとの交流活動などを行います。

- ・地産地消推進事業
- ・食育食農推進事業

3 環境保全型農業の推進

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然体系本来の力を最大限に利用して行う農業を進めます。堆肥の利用など循環型で、環境への負荷が少ない農業を推進します。また、その状況について市民に情報発信を行います。

エコファーマー^{*}の認定や特別栽培農産物^{*}の認証を受ける農家を支援します。

- ・環境保全型農業推進事業

4 特産物を活用した加工品等の開発

加工品の開発を支援し、特産農産物の有効活用と生産性の向上を図るとともに、ブランド農産物の新たな魅力を情報発信します。

また、産学官の連携^{*}による新たな付加価値の追求や6次産業化^{*}の取り組みなどで特産農産物の振興に努めます。

- ・農業活性化推進事業
- ・産学官連携支援事業

市民等との役割分担

<市民>

- ・地場産農産物を優先的に購入することが期待されます。
- ・五泉の農産物を積極的にPRすることが期待されます。

<農業経営者>

- ・安全・安心な環境にやさしい農産物の生産が期待されます。
- ・消費者との交流、食育・食農教育への協力が期待されます。
- ・関係機関、団体が実施する各種研修会等の場へ積極的に参加することが期待されます。

施策
33

安定した農業経営と 担い手育成の支援

主担当課

農林課

基本方針

将来を担う後継者の確保と育成を図るとともに、複合営農による安定した農業経営をしているまちをめざします。

農業の魅力をもっとPRし新規就農者が参入しやすい体制をつくり、次代を担う農業後継者の確保と育成の支援及び地域のリーダー的存在となる農業者を育てるために、農用地の効率的な活用や、生産組織、法人化への誘導とともに既存生産法人等の規模の拡大を支援し雇用の発生をめざします。また、地球環境に配慮した循環型農業^{*}を推進することで、おいしい良質米の生産を拡大するとともに、地域の特産物の開発を支援します。

現状と課題

経営耕地面積の少ない兼業農家が大半であり、認定農業者^{*}は農家戸数の19%と少ない状況です。また、世代交代が進まず、経営者の高齢化が進んでいます。

- 経営者の高齢化や離農が進んでいるため、将来を担う後継者確保と地域のリーダー育成が課題となっています。
- 効率的で安定した経営基盤をつくるため、点在している農用地の集積を図るなど、中核的経営体^{*}を確立することが課題となっています。
- 一等米比率や米需要の低下により、農業収入が減少しているため、良質米の生産や地域の特産物の開発などが必要となっています。
- 堆肥の供給と需要のバランスが崩れてきているので、良質な堆肥の生産など、需要の拡大が課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
経営面積4ha以上の認定農業者数（累計）	223人	223人	241人	280人	
全ての農地における利用権の認定割合	18.2%	18.6%	18.9%	20.0%	
農業生産法人設置数（累計）	8法人	8法人	8法人	13法人	
新規就農者数（累計）	4人	9人	12人	27人	

今後の取り組み

1 担い手及び農業生産法人の確保と育成

新規就農者が参入しやすい体制を支援するとともに、担い手が中心となる農業構造を確立するため「農業経営改善支援センター※」を活用し、地域農業の中心的な役割を担う認定農業者の確保と育成を推進します。

また、法人化をめざす任意生産組織の発掘と法人設立に必要な基礎知識の習得など、法人組織の設立を支援します。

- ・新規就農者支援事業
- ・貸付資金利子補給事業
- ・農業経営合理化資金預託事業
- ・農業法人設立支援事業

2 農用地の集積及び流動化の促進

農産物の低コスト化、高品質、安定供給を図るため、農地の「出し手」と「受け手」にかかる情報を一元的に管理するシステムを活用し、利用権設定を進め、農用地が集積されるよう努めます。

- ・農地銀行活動事業

3 中核的経営体と複合営農による安定した農業経営の確立

規模拡大と生産性の向上を図るため、地域の実情にあった中核的経営体を確立し、地域農業を振興します。

また、消費者が求める高品質、良食味、安全性を兼ね備えた良質米の生産に努め、的確な需給調整を進めます。

さらに、地域に即した農産物の栽培による農業経営の合理化を図るため、技術指導や研修会により営農技術の向上に努めるとともに、付加価値を高めた特産品の開発、販路拡大及び普及宣伝を進めます。

- ・農業団体等育成・組織強化事業
- ・良質米生産対策事業
- ・水田農業構造改革対策事業

4 耕種農家※と畜産農家の連携推進

耕種農家における安全・安心で品質の高い農産物の生産と、畜産農家における飼料の受給率の向上が求められています。

そのため、耕種農家と畜産農家の連携を図り、畜産農家で生産する良質な堆肥を供給することで、経営の合理化と安定化を推進します。

- ・耕種・畜産農家連携推進事業

5 耕作放棄地の発生防止

農業経営者の高齢化及び後継者不足により耕作放棄される農地が増加し、周辺の農地に支障をきたす状況が発生しています。一度、耕作放棄地化された土地は農地として利用するのに数年かかるといわれています。

そのため、補助事業の有効活用や関係機関と連携し耕作放棄地の発生防止に努めます。

- ・耕作放棄地発生防止対策事業

市民等との役割分担

<市民>

- ・安全、安心な地元の食材を積極的に取り入れることが期待されます。

<農業者>

- ・農用地の集積に積極的に参加することが期待されます。

<農業団体>

- ・安定した農業経営の確立や担い手育成に向け、指導や研修会等積極的に取り組むことが期待されます。

施策
34

農地、農村の環境整備

主担当課

農林課

基本方針

豊かな自然環境と美しい風景の保全に配慮しつつ、農村生産基盤と生活基盤が整備されているまちをめざします。

農業経営体を育成し、農業生産基盤整備を進め、農地や農業用施設の維持管理や長寿化に努めるとともに、農村集落道整備の推進と農業用水の水質を保全することにより、市民生活の安定と安全な食料生産基盤の確保に努めます。

現状と課題

新たな「食料・農業・農村基本計画※」により、経営体の育成が本格的に取り組まれる中、人材の育成と経営安定対策が課題となっていることから、生産基盤整備の促進が必要とされています。また、農村集落内は、市街地より道路や下水道施設等の生活環境の整備が遅れている現状で、農業振興地域内の污水处理普及率は、平成20年24.6%、平成22年28.7%と増加しているものの低い状態になっています。そのため、農地、農村に対する環境整備が重要な課題となっています。

- 農地等の維持管理は、従来農業者が行ってきましたが、環境面など市民に与える影響も大きいことから、維持管理への地域住民の参画が課題となっています。
- 集落内の道路は幅員が狭く、機械の大型化や災害時の避難路の確保が難しい状況であり、道路網の整備が必要です。
- 生活雑排水がそのまま放流され、農業用水の水質が低下しており、公共下水道事業の整備や合併処理浄化槽※の普及促進が課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
水田整備率	24%	24%	24%	28% (H33)	水田を30a区画に整備してある割合
污水处理普及率 (農業振興地域内)	24.6%	27.0%	28.7%	38.2%	農業振興地域内での(下水道利用可能人口+合併処理浄化槽処理人口)÷地域内人口×100

今後の取り組み

1 生産基盤整備の促進

農業経営体を育成し、高齢化、後継者不足による耕作放棄地の増加を抑制し、農地を保全することにより、安全・安心な食料生産基盤の整備を進める必要があります。

そこで、作業機械の大型化や生産コストの削減を図るため、意欲のある経営体の育成、経営体への農地集積を進め、基盤整備を推進します。

- ・農業基盤整備事業
- ・小規模農地基盤整備事業

2 農地・農業用施設の維持管理と長寿命化の推進

農業者の高齢化や後継者不足を背景に、今後経営体への農地集積が進み、農道や用排水などの施設の維持管理の低下が見込まれます。

農地や農業用施設は、作物の生産基盤の他、洪水時の貯水能力、植物や小動物の生育、環境面など多目的機能により市民に多くの利益をもたらしていることから、広報紙やホームページ等を活用し、理解を深めるためのPR活動を進めます。施設の機能診断を行い、修繕等による長寿命化を図ります。

また、農業者と地域住民が一体となった農業用施設の環境保全活動に取り組みます。

- ・国営造成施設管理体制整備促進事業
- ・ため池等整備事業
- ・基幹水利施設管理事業
- ・河川工作物応急対策事業
- ・農地・水保全管理支払事業

3 農村集落道の整備の促進

農村集落における道路網は、農地と集落を結ぶ農道と、集落間や主要道路を結ぶ集落道があります。道路整備にあたっては、作業機械の大型化や災害時の避難路に対応でき、集落間相互の利便性・安全性に考慮して整備を進めます。

- ・農道等整備事業
- ・集落道整備事業

4 農業用水の水質の保全

多くの農村集落は市街地から離れているため、下水道未整備地区が多く、生活雑排水がそのまま水路や河川に放流され、農業用水の水質が低下しています。

安全・安心な食料生産を進めるため、下水道処理区域の整備及び水洗化促進、合併処理浄化槽の普及を進めます。

- ・公共下水道事業
- ・合併処理浄化槽設置整備事業

市民等との役割分担

- ・生活雑排水の適正処理に努めることが期待されます。
- ・農地や農業用施設の持つ多面的な機能を充分理解することが期待されます。
- ・地域住民が一体となった農村環境の整備が期待されます。

施策
35

森林資源の利活用と保全

主担当課

農林課

基本方針

広大な森林は、市民生活に憩いと潤いをもたらしてくれるとともに、水資源の涵養や国土保全及び環境面といった公益的な機能を発揮しています。地域資源としても重要な価値のある森林資源を有効に活用し、保全しているまちをめざします。

国県や森林組合との連携を図りながら、計画的な森林育成と治山施設等の整備を推進し、林業関係団体の担い手育成や林道等の基盤整備、特用林産物[※]の振興を推進するとともに、山林の持つ豊かな自然を活かした景観を保全するため、病虫害の防除を推進します。

現状と課題

木材需要の減少、林業従事者の高齢化などにより、間伐[※]作業等が進まず森林が荒廃しています。利用間伐面積も平成20年度18.1haから平成22年度34.1haと拡大しているものの、目標には達していない状況です。今後も森林の適切な保全と林業経営へのさまざまな支援が必要となっています。

- 適切な森林整備を推進するため、集約化を行い利用間伐等への支援体制の確立が求められています。
- 気軽に自然に親しめるとともに、公益的な機能が発揮できる森林の整備が課題となっています。
- 生産性の向上や機械化に必要な林道・作業道などの整備が課題となっています。
- 林業経営の安定を図るために、特用林産物の振興が必要となっています。
- 森林を保全するために、病虫害の駆除などさまざまな対策が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
利用間伐面積（累計）	18.1ha	28.9ha	34.1ha	94.1ha	平成19年度より利用間伐を実施した累計面積
林道等整備割合	11.0m/ha	11.1m/ha	11.2m/ha	11.4m/ha	林道・作業道延長／民有林 [※] 面積

今後の取り組み

1 森林の育成と保全

県や森林組合と連携を図り、森林所有者に対して集約化施業での利用間伐などについての情報や費用の支援情報などを提供することにより、適切な森林管理に努めます。

また、利用間伐や植林などの実施にあたっては、作業の省力化とコストを低減するために、高性能林業機械の導入などにより、森林組合の体質強化を図り、作業の受委託を進めて健全な森林の保全に努めます。

・森林整備事業

2 森林の総合的活用の推進

森林の保全活動を推進するとともに、環境教育の場としての活用に努めます。また、市民の憩いの場として、気軽に自然に親しめるよう、適切な維持管理に努めます。

地すべりなどの山地災害から人命や財産を守るため、治山施設の設置や、防災機能の高い森林の整備を推進します。

・地すべり巡視事業
・小規模治山事業

3 林業基盤整備の促進

森林の育成や林産物の運搬など、林業経営に不可欠な林道・作業道等の維持管理と整備を図り、生産性の向上を推進します。

また、林業施業に関する技術指導や各種研修会を開催するなど、新たな担い手の育成に努めます。

・林道維持管理事業

4 特用林産物の振興

林業における所得の向上と経営の安定を図るため、きのこ類や栗の栽培、木炭の生産など、地域の自然環境や気候風土に適した特用林産物の振興及び促進に努めます。

・特用林産物振興事業

5 森林病虫害の防除

緑豊かな自然環境を守り、山林の景観を保全・活用するため、樹木に被害を及ぼす「松くい虫」などの病虫害に対し、伐倒駆除や樹幹注入などにより被害発生源の駆除を行い、被害の拡大防止に努めます。

・保安林（松）保護事業

市民等との役割分担

- ・森林を憩いの場として活用することが期待されます。
- ・森林保全や環境保全活動に積極的に参加することが期待されます。
- ・森林作業道を持続的に利用して、民有林^{*}の健全な育成を行うための維持管理を行うことが期待されます。

施策
36

地域資源を活かした 観光と都市交流

主担当課 商工観光課

基本方針

他では見られないその地域の特色に触れることが観光の大きな魅力のひとつであり、今ある魅力を再確認し、眠っていた資源を掘り起こし、訪れた人がもっと滞在したくなり、再び来たくなるまちをめざします。

観光客をおもてなしの心であたたかく迎える体制づくりや、魅力的な各種イベント・観光ルートの開発を推進するとともに、特産品などの五泉ブランドの確立と四季折々の魅力を活かした交流事業を展開し、都市間交流を活性化します。また、歴史的・文化的に価値のある観光資源の整備や復元を行い、特色をもった観光振興を推進します。

現状と課題

豊かな自然環境に育まれた観光資源が多く、水芭蕉・桜・チューリップ・ぼたんが可憐に咲き誇る「春の花シリーズ」は観光イベントとして定着し、市内外から数多くの観光客が訪れます。しかし、天候に左右されやすいという側面もあることから、来場者は平成20年の27万人から平成22年は20.4万人と変動の幅は少なくありません。

また、名物となる土産品等がなく商店街への回遊を図れず、地域振興に十分活用されていないため、地域産業や雇用の活性化につながる取り組みが課題となっています。

- 民間レベルの観光振興を図るため、観光振興団体の体制整備と人材育成が課題となっています。
- 観光客の大多数が、日帰りや他地域で宿泊する通過型となっているため、滞在型観光への転換が課題となっています。
- 地域産業の活性化を図るため、特産品や名物となる土産品の開発などを観光資源に結び付ける取り組みが必要です。
- 人の交流と物流を活性化させるため、城下町など独自の地域資源を活かした観光づくりが必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
観光客入込数	819,950人	796,880人	692,878人	900,000人	
花シリーズの観光客数	270,510人	272,000人	204,700人	350,000人	水芭蕉・桜・チューリップ・ぼたんの観賞に訪れる総人数
咲花温泉入客数	65,590人	64,940人	61,142人	70,000人	

今後の取り組み

1 観光客を受け入れる体制の強化

商業・工業・農業の地域産業と連携を取り、全市域を包括した観光協会の設立支援及び民間の観光ボランティアガイド等の人材育成を支援します。

また、まちの駅^{*}と連携を図り、案内窓口等の整備を進めるなど、おもてなしの受け入れ体制を整備します。

・観光振興事業

2 魅力的なイベント・観光ルートの創出

咲花温泉を滞在型観光の拠点、さくらんど温泉を通過型観光の拠点とし、花シリーズや地域の伝統・文化・産業・景観などの特色を活かした観光名所のルート整備を図ります。

また、地場産業と連携を図り、体験型観光など新たな観光イベント・観光ルートの創出に努めます。

・観光振興事業

3 都市間交流の活性化の推進

フードブランド事業と連携を図り、特産品などのブランド化を進めるとともに、観光PRを推進し、特産品の情報発信・販路拡大など物産販売による交流人口の拡大やネットワークづくりを進め、地域産業を観光資源に結びつけた都市間交流の活性化を図ります。また、農業体験などさまざまな交流事業の受け入れ体制を整備します。

さらに、五泉応援団^{*}会員や横須賀市衣笠地区^{*}などの交流都市へ積極的に情報提供を行い、交流の活性化に努めます。

・五泉応援団交流ネットワーク事業

・都市消費者交流事業

4 誘客宣伝の強化

観光パンフレット、テレビ・広告・ホームページなどで、県内外に向けた五泉市のPR活動を推進します。

・観光振興事業

5 歴史・文化・産業の観光資源化の促進

城下町むらまつ地区の魅力や誘客の向上を図るため、歴史・文化の観光拠点として、歴史的建造物等の復元やイベントを実施します。

また、人の交流と物流を活性化させるため、地場産業の紹介や特産品を購入できる（仮称）産業振興センターや道の駅など拠点施設整備を検討します。

・（仮称）産業振興センター建設推進事業

・道の駅建設推進事業

・公園整備事業

・歴史的観光施設整備推進事業

市民等との役割分担

- ・観光地を地域の財産として認識することが期待されます。
- ・市民観光ボランティアガイドに積極的に参加することが期待されます。
- ・地域資源を活用した商品開発が期待されます。
- ・市全体の観光を活性化するため、農・商・工などの各団体の連携が期待されます。

施策
37

ごみの減量化とリサイクルの推進

主担当課 環境保全課

基本方針

市民・事業所・行政が廃棄物（ごみ）の排出量削減と再利用・再資源化を図り、『循環型社会[※]』をめざします。

「もったいない」という意識や、一人ひとりがごみの排出者で、自分の問題であるという意識を持つよう啓発することで、廃棄物（ごみ）の発生抑制・再利用・再生利用を推進します。また、不法投棄禁止・ポイ捨て防止の啓発活動を行うことによって、市民の環境美化意識の向上を図ります。

現状と課題

ごみの排出量削減と廃棄物の再利用・再資源化を図るための7種類14分別収集[※]が定着するとともに、ごみの減量化をPRした結果、一般廃棄物の排出量は平成20年度22,097tから平成22年度20,964tへと年々減少しています。

市民一人一日あたりの排出量も減少していますが、依然として前期目標値712gを上回っています。またリサイクル[※]率も横ばい状態で、目標を達成することは難しいことから、今後取り組みの強化が必要です。

- 資源の分別の徹底を図るための啓発や地域での研修などの取り組みが必要です。
- 五泉地域衛生施設組合[※]が管理する焼却施設・し尿処理施設などの更新について検討を進める必要があります。
- 不法投棄や空缶・たばこのポイ捨てが見られることから、市民意識の向上を図る必要があります。
- 総合的なごみ処理対策として有料化について検討の時期に来ています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市全体の一般廃棄物の排出量	22,097 t	21,319 t	20,964 t	18,000 t	市全体から排出された「燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ・プラスチックごみ・有害ごみ」の合計
市民一人一日あたりのごみ排出量	815 g	800 g	783 g	700 g	
事業活動により排出されたごみの量	5,148 t	4,817 t	4,931 t	4,200 t	一般廃棄物のうち事業系ごみ排出量
リサイクル率	13.9%	13.6%	13.2%	15.3%	再資源化された量／一般廃棄物の排出量×100
生活の中でごみの減量化に取り組んでいる市民の割合	73.0% (H18)	—	70.4%	80.0%	市民意識調査のアンケート項目

今後の取り組み

1 ごみの発生抑制・減量化

市民・事業所・行政にごみの発生抑制（リデュース※）と再利用（リユース※）について、広報紙やホームページなどを利用して啓発活動を推進します。
また、ごみ研修会を開催して具体的な実践方法を講習します。

・ごみ減量化啓発事業

2 リサイクル※の推進

ごみの再資源化（リサイクル）を推進するため、啓発活動を実施し分別収集の徹底を図ります。また、公衆衛生協会と連携して、町内会やグループなどで研修会を開催して、取り組みの強化に努めます。

地域や子ども会などが実施する、空缶・空瓶回収などのリサイクル活動を支援します。

・古紙・紙パックリサイクル事業
・空缶・空瓶リサイクル事業
・ペットボトルリサイクル事業
・分別収集事業

3 廃棄物・し尿の適正処理

廃棄物・し尿の収集運搬は市が実施し、2市1町で構成する五泉地域衛生施設組合で処理をしていることから、本組合と連携して管理体制の強化や計画的な施設整備を図り、環境に配慮した処理を進めます。

五泉地域衛生施設組合から排出される焼却灰の埋立てが終了することにより、新たに県外にある最終処分場に搬出します。

・廃棄物収集運搬事業
・し尿収集運搬事業
・廃棄物・し尿処理施設整備事業

4 環境美化意識の向上と不法投棄の防止

ポイ捨て、不法投棄、野焼きなどのない美しいまちづくりを進めるため、ボランティアによる清掃活動の支援、子どもたちを対象に環境美化ポスターなどを募集し、市民の環境美化意識の向上を図ります。

不法投棄の防止を図るため、市民と一体となった監視体制の整備・強化に努め、市民一人ひとりの意識の向上を図ります。

・清掃活動支援事業
・環境美化ポスター事業
・不法投棄防止事業

5 ごみ処理有料化の検討

ごみの排出量削減と再利用・再資源化の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民一人ひとりの意識改革など、循環型社会に向けてごみ処理の有料化を検討します。

・ごみ処理有料化検討事業

市民等との役割分担

- ・ごみの発生抑制・減量化が期待されます。
- ・ごみの再利用・再資源化に取り組むことが期待されます。
- ・ポイ捨て・不法投棄などを絶対しないことが求められます。

施策
38

生活排水の適切な処理と生活衛生の向上

主担当課 上下水道局

基本方針

水環境の保全を進め、快適で衛生的に暮らせるまちをめざします。
計画的な公共下水道の整備や合併処理浄化槽[※]の設置を推進し、生活排水の適切な処理に努め、水環境の改善を図ります。
また、市民の水環境への関心や活動を促すための支援や啓発活動を進めます。

現状と課題

生活排水の処理については、市街地は公共下水道、その他の区域では合併処理浄化槽と区域により方法を分けて整備を進めています。しかし、汚水処理に関する普及率は、平成22年で67.6%と、県内市町村の平均81.3%を大きく下回っていることから、計画的な整備の推進が必要となっています。

- 計画的な下水道整備の推進が課題となっています。
- 周辺環境の改善のため、速やかな排水設備接続の促進が課題となっています。
- 単独処理浄化槽[※]では、し尿以外の雑排水は未処理のまま排水するため、環境への悪影響が大きいことから、合併処理浄化槽への早期切り替えが課題となっています。
- 市民参画による地域ぐるみの水環境への取り組みを進めるため、啓発や支援活動が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
下水道処理人口普及率	53.7%	54.5%	55.2%	60.0%	下水道利用可能人口／総人口×100
下水道接続率	73.1%	73.3%	73.4%	75.0%	下水道接続済み人口／下水道利用可能人口×100
汚水処理人口普及率	64.5%	66.2%	67.6%	70.0%	(下水道利用可能人口＋合併処理浄化槽人口)／総人口×100

今後の取り組み

1 公共下水道整備の促進

河川等の将来にわたる水環境の保全や、衛生的で快適な生活環境の向上を図るため、公共下水道の整備を計画的に進めます。

また、下水道の重要性や役割などの理解を深めるため、啓発活動を推進します。

・汚水管渠整備事業

2 排水設備接続の促進

周辺環境の向上を図るため、家庭から排出される台所排水や風呂水の下水道への接続を促進します。

また、水環境の意識を高めるため、広報活動や見学会を行うとともに、資金面での助成制度を充実し、接続のための支援を行います。

・水洗化支援事業

3 合併処理浄化槽の設置促進

下水道事業認可区域外では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや、新規に合併処理浄化槽を設置するための支援を行います。

また、浄化槽の清掃や水質検査などの適正管理については、広報啓発活動を強化します。

・小型合併処理浄化槽等設置整備事業

4 河川等の水質監視

工場排水や生活排水による水質状況を確認するため、河川の水質検査を定期的に行い、汚濁状況の指針となるBOD*などを調査し、環境保全意識の向上を推進します。

・水質検査事業

5 地域が主体の環境衛生対策の推進

地域住民による河川や側溝などの環境美化活動が必要となっています。公衆衛生協会と連携し、市民参加による主体的な取り組みを促進するとともに、清掃用具の貸出しや支給、ボランティア保険の加入などを支援し、環境衛生の向上を推進します。

・生活環境改善支援事業

市民等との役割分担

- ・下水道整備が完了した区域は、速やかに接続することが求められます。
- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に、切り替えることが期待されます。
- ・側溝などの清掃活動に対し、自発的に取り組むことが期待されます。
- ・環境衛生活動に対し、地域が協力することが期待されます。

施策
39

安全で快適な道路整備

主担当課 都市整備課

基本方針

日常生活に密着した道路交通環境を整備することで、誰もが安全、快適に暮らせるまちをめざします。

地域相互の交流を促進する高規格道路[※]や、国・県道の整備充実を関連機関へ働きかけるとともに、市道の安全性や利便性の向上のための整備を推進します。

現状と課題

市道の延長は約654kmであり、地域間交流や物流を支える産業の基盤であるだけでなく、災害時におけるライフライン[※]としても重要な役割を果たすため、長期的で計画的な整備が必要です。

- 市周辺との観光や物流の主軸である国・県道については、交通量の増加に対応したバイパス整備や危険箇所の改善など、広域的な交通体制の整備が必要です。
- バリアフリーなどに対応した改良整備や維持管理が求められていることから、より安全性の高い道路整備を進める必要があります。
- 地域間の交流を促進するため、五泉地区と村松地区の市街地を結ぶ幹線道路の整備が必要です。
- 首都圏等との経済交流などを図るため、磐越自動車道の4車線化の早期完了が求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市道整備率	62.4%	62.9%	63.2%	65.0%	整備済み延長／市道総延長×100
安心して歩道を通行することができると感じている市民の割合	34.4% (H18)	—	40.7%	50.0%	市民意識調査のアンケート項目
舗装整備率	72.9%	73.3%	73.7%	76.0%	舗装済延長／市道総延長×100

今後の取り組み

1 都市計画道路※の整備促進

平成20年度策定した都市計画マスタープラン※に基づき、都市計画道路の見直しを図ります。

また、都市計画道路は道路網の骨格をなすものであることから、市内の主要道路の整備を進めるとともに、特に環状道路の整備促進と早期完成を図り、交通量の増加に対応した道路機能の強化と都市形成を推進します。

・都市計画道路整備事業

2 一般市道（生活道路）の整備促進

車社会、高齢化時代に対応した有効な道路幅員を確保するための整備を進めます。

また、道路補修については、現場の状況を十分把握しながら、適正な維持管理を行うとともに、危険箇所の早期発見のために道路パトロールを実施し、道路の安全性の確保に努めます。

・市道改良事業
・舗装事業
・舗装補修事業

3 バリアフリー化※と安全性の向上の促進

安全で快適な生活道路と通行空間を確保するため、市道を整備する際には、必要に応じて交通安全施設の設置を推進します。

また、交通量の多い道路等には、バリアフリー化、歩道や自転車道を設置するなど安全対策を推し進めるとともに、橋梁の効率的な維持管理を図り、安全な道路空間整備を推進します。

・交通安全施設整備事業
・橋梁長寿命化策定事業

4 市街地間を結ぶ幹線道路の整備の促進

五泉地区と村松地区の市街地間の交流を促進するための幹線道路の整備を促進します。特に、主要地方道新津村松線沿いにある廃線鉄道跡地を活用した道路整備は、合併後の一体感を具現化する事業として、関係機関へ積極的に働きかけ整備を促進します。

・県道改良促進事業
・廃線鉄道跡地活用推進事業
・東南環状線・三本木中野3号線道路改良事業

5 国・県道の整備促進

利便性の向上や地域の活性化などのために道路や歩道の整備の推進と、危険箇所の早期改善など、関係機関への働きかけを促進します。

特に、県都新潟市からのアクセス道路整備や磐越自動車道安田インター及び北陸自動車道三条燕インターへの接続基幹道路整備を関係機関に働きかけ、整備を促進します。

・国・県道改良促進事業

6 磐越自動車道の4車線化の促進

本自動車道は、福島県と新潟県を結ぶ国土開発幹線自動車道として、暫定2車線で全線開通しましたが、大半が対面通行のため重大事故発生による機能低下が懸念されます。また、東日本大震災においては緊急輸送路としての重要性が改めて認識されました。

本路線がその機能を十分に発揮し、「より安全で、より快適な運転しやすい高速道路」にするためにも、関係機関へ4車線化の促進を働きかけます。

・磐越自動車道の4車線化促進事業

市民等との役割分担

- ・道路事業に対する理解と協力が期待されます。
- ・道路の危険箇所などを発見した場合は、速やかに通報することが期待されます。

施策
40

公共交通機関の 利用しやすい環境整備

主担当課 企画政策課

基本方針

マイカーの普及などにより、公共交通を利用する人が減り、公共交通が衰退していることから、公共交通の維持・確保が必要となっています。

公共交通機関を必要としている全ての人が、バスや乗合タクシー、ＪＲなどを使って気軽に出かけることができる、利便性の高いまちをめざします。

そのため、赤字路線バスへの支援や、ふれあいバス※、乗合タクシーさくら号※の運行支援、公共交通の利用促進等の取り組みを行っていきます。

また、交通結節点としての機能強化のため、五泉駅周辺の環境整備に取り組めます。

現状と課題

市民意識調査の公共交通機関の利便性向上に対する満足率 23.8% に対して不満率 30.2% と、不満が満足を上回っている状況です。

一方、ＪＲ磐越西線や路線バスなどの公共交通機関は、マイカーの普及、人口の減少、通勤・通学需要の減少などの影響に伴い、利用者が減少しています。

- 人口減少や高齢化が進む中、日常生活における公共交通の維持が重要な課題となっています。
- 地球温暖化などの環境対策を推進するためにも、環境への負荷が比較的少ない公共交通機関の利用を促進する必要があります。
- 本市の玄関口である五泉駅の交通結節点としての機能強化が課題となっています。
- ＪＲ磐越西線の増便と新潟駅への直通本数を増やし、利便性を向上させることが課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
公共交通機関の利便性向上に満足している市民の割合	—	—	23.8%	35.0%	市民意識調査のアンケート項目における「満足」「まあ、満足」の割合
五泉駅及び北五泉駅の乗車人数（年間）	663,570人	657,000人	654,810人	675,000人	
ふれあいバス及び乗合タクシーさくら号の利用者数	—	—	113,611人	125,000人	

今後の取り組み

1 公共交通の維持・確保

自家用車など他の交通手段を持たない高齢者や学生、障がい者などのいわゆる交通弱者の利便性を保つため、赤字路線バスへの運行支援や、ふれあいバスや乗合タクシーさくら号の運行に対する取り組みを行うなど、公共交通の維持・確保を図ります。

・生活路線バス支援事業
・地域公共交通活性化・再生総合事業

2 公共交通の利用促進

利用が継続されることで持続可能な公共交通となるよう、啓発活動などにより、利用の促進に努めます。

・公共交通利用促進事業

3 公共交通利用のための環境整備

パークアンドライド駐車場*（公共交通に乗り換えるための駐車場）の整備など、より公共交通を利用しやすくなるような環境整備を促進します。

・五泉駅周辺整備促進事業

4 磐越西線の利便性向上

利用者の多い通勤通学時間帯の増便や「SLばんえつ物語号*」を活用した磐越西線の活性化に向けて、関係機関と連携を図りながら検討を進めます。

・北五泉駅券売所管理運営事業

5 五泉駅周辺の整備促進

本市の玄関口である五泉駅の利便性の向上と、交通結節点としての機能強化、にぎわいの再生に向けて駅周辺の一体的な環境整備を促進します。

・五泉駅周辺整備促進事業

市民等との役割分担

- ・持続可能な公共交通となるよう、積極的に公共交通機関を利用することが期待されます。
- ・今後の公共交通のあり方に対する検討に積極的に参加することが期待されます。

施策
41

快適な居住環境の整備

主担当課 都市整備課

基本方針

地域の特性や気候風土にあった安全で快適な居住環境で、安心して生活できるまちをめざします。

住宅の性能向上のための支援や、宅地開発時における適正な指導などを行い、住み良い居住環境の形成に努めます。バリアフリーや耐震化などに対応した公営住宅や個人住宅の整備を促進します。

また、市街地と農村地域との土地利用の調和が図られ、相互に機能が補完された一体感のあるまちをめざし、「コンパクトシティ※」を基本とし、地域の特性を活かした土地利用を推進します。

現状と課題

持家率は平成20年度現在84.9%であり、県平均73.9%より高い状況にあります。今後、よりいっそう安全性が高く、省エネルギーなどの質の高い住宅や、緑地空間の創出などによる住宅環境の整備が求められています。また、市内民間賃貸住宅の建築は増加していますが、経済的理由等から民間賃貸での入居が困難な人も多く、公営住宅の入居希望者が多い状況です。

新市の都市形成、農用地や森林地域の保全を図るため、都市計画づくりの基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン※」を策定し、用途地域※の見直しを行いました。街並み整備を進めるにあたっては、地域の個性を活かした景観形成を進める必要があります。

- 宅地開発が行われる際には、住み良い環境形成のため地域の特性を考慮した開発指導が必要です。
- 古くなった市営住宅も多いことから、適切な居住環境のための整備が必要です。
- 個人住宅における耐震性能やバリアフリー化※が課題となっています。また、人口の減少等により、空き家が増加していることから、有効活用が課題となっています。
- 人口減少や少子高齢化などに対応したコンパクトなまちづくりが求められているものの、市民や事業者の理解を深めることが課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
居住環境の整備に満足している市民の割合	20.3% (H18)	—	14.5%	30.0%	市民意識調査のアンケート項目における「満足」「まあ、満足」の割合
住宅の耐震化の状況	58.7%	64.5%	65.2%	82.0%	建築年をもとに補正推計（住宅・土地統計調査値）
用途地域内の有効利用率	—	—	87.9%	90.0%	用途地域内の非農地（宅地、道路等）面積／用途地域面積×100
用途地域1haあたりの人口	—	38.3人	37.8人	38.5人	用途地域内人口／用途地域面積

今後の取り組み

1 良質な住宅整備の推進

住宅は豊かな地域社会を形成する重要な要素です。市内建築産業の振興、住みやすい住宅整備のため、住宅建設費の支援を推進します。

また、個人住宅の耐震性・高耐久住宅などへの改修を促進するため、情報提供と建築相談の充実を図ります。省エネ、太陽光発電などの住宅への推進施策の検討を行います。

- ・マイホーム等建設支援事業
- ・建築相談事業
- ・再生可能エネルギー[※]推進事業

2 良好な住環境の形成

新たに宅地造成する際には、住み良い生活環境の形成のため、宅地開発事業者などへの指導や情報交換を行うことにより、道路、排水路、緑地空間の創出などの都市機能の充実を推進します。特に、市街化を推進する地区では、官民一体となつての都市機能の整備を進めます。

また、自然との調和に配慮した街並み景観や住環境水準の向上のため、建築協定[※]等の規制誘導を図ります。空き家等の管理が適正に行われるよう行政指導を行い環境保全に努めます。

- ・宅地開発相談事業
- ・住環境整備推進事業

3 都市計画の推進

無秩序な市街化の拡大を抑制し都市計画マスタープランによるコンパクトな都市づくりを推進するとともに市民への周知を図ります。また、都市計画道路[※]の見直しを行います。

さらに、ユニバーサルデザイン[※]に配慮し、市民が利用しやすい道路や公共施設などの整備を推進します。

- ・都市マスタープラン推進事業
- ・都市計画見直し事業

4 公営住宅の整備の推進

老朽化した市営住宅の居住水準や耐震性の向上と、高齢者や障がい者などへ配慮したバリアフリー化を進めるため、維持修繕と建替え計画を進めます。

また、母子家庭や高齢者等に配慮した優先入居制度を活用するなど、住宅困窮世帯への支援を促進します。

さらに、公営住宅の健全な運営を行うため、家賃収納率の向上に努めます。

- ・市営住宅建設事業
- ・公営住宅維持管理事業

5 個人住宅のバリアフリー化の推進

個人住宅における高齢者や障がい者の自立の支援や、家族の介助負担を軽減するため、安心して快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化の補助制度の充実を図ります。

- ・高齢者・障害者等住宅整備支援事業
- ・日常生活用具等給付事業

市民等との役割分担

<市民>

- ・住宅の適正な管理が期待されます。
- ・計画的な土地利用に協力することが期待されます。

<民間住宅関連事業者等>

- ・地域の特性や気候風土に配慮した宅地開発が期待されます。
- ・宅地開発要綱に遵守した開発が期待されます。

施策
42

緑豊かな憩いの場の整備

主担当課 都市整備課

基本方針

緑豊かな安らぎの場があり、健康で文化的な、潤いのある生活を送ることのできるまちをめざします。

緑化に対する意識の高揚を図るとともに、都市公園や森林公園、河川公園などの規模の大きい公園や、宅地開発による公園などの小規模な公園等の整備を推進します。

また、道路の植樹帯や路肩などの道路緑化、及び公共施設や集落の広場等の緑化に努めます。

現状と課題

都市公園として設置された公園は10カ所59.69haあり、市民一人あたり10㎡を超える敷地面積を有しています。また、河川敷を利用した公園やその他の公園、緑地は約33haあり、緑豊かな郷土です。

公園は、生活を営む上で欠かせない憩いの場であることから、「清流」や「さくら」をキーワードに整備を行ってきました。良好な都市景観の形成や都市の防災的な側面、地球温暖化防止といった環境的な側面からも重要な役割を果たしています。

- 豊かな自然環境を保全するためには、市民と行政が一体となって積極的に緑化を推進する必要があります。
- バリアフリー化[※]や利便性の向上など、市民ニーズに合った公園の再整備や維持などが課題となっています。
- 道路の植樹帯を利用した緑化、公共施設や集落の広場等の緑化の推進に努める必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市民1人あたり都市公園面積	10.55	10.66	10.73	11.00	都市公園面積／総人口（㎡／人）
観桜時における公園の利用者数	102,000人	115,000人	86,000人	100,000人	村松公園の利用者数
公園が安全で利用しやすいと感じている市民の割合	—	—	41.6%	50.0%	市民意識調査のアンケート項目

今後の取り組み

1 緑化意識の啓発

市民や事業者に緑化についての理解を深めてもらうため、広報紙やホームページなどを活用して、緑化に関する知識の普及を図ります。

また、花いっぱい運動や緑を育てる会など緑化を推進する団体への支援を進めます。

・緑化推進事業

2 都市公園等の整備の促進

バリアフリー化や利便性の向上など、各公園機能の維持や使いやすさに留意した整備を推進します。

また、村松公園の桜の植樹や育成環境の改善に努めます。

・村松公園桜老木更新事業
・桜植樹事業
・城跡公園整備推進事業

3 河川敷等を活用した公園整備

河川敷公園を、市民が憩いの場として快適に利用できるよう維持管理します。早出川改修跡地を利用した水防及び運動公園の設置について検討します。

・河川公園管理事業
・水防公園整備推進事業

4 自然や森林を活用した公園整備の推進

水芭蕉や森林などの資源を活かした公園の整備を推進し、自然の森にふれることで生活に潤いを感じられるような憩いの場の提供を図ります。

・遊歩道整備事業
・小山田花見山維持管理事業
・森林公園管理運営事業

5 道路緑化の推進

道路の植樹帯や路肩などの緑化を行い、緑豊かな環境づくりに努めます。

また、「五泉らしさ」を活かした緑化推進のために、芍薬ロード等の適切な維持管理に努めます。

・道路緑化管理事業
・芍薬ロード維持管理事業

市民等との役割分担

- ・公園を適切に利用することが期待されます。
- ・公園・道路・河川敷の清掃、ボランティア活動などに積極的に参加することが期待されます。
- ・個人の宅地内を緑化することが期待されます。

第5章 「計画の推進」 編

■「計画の推進」編の紙面構成

めざす姿と、今後取り組んでいく方向性についてまとめています。

基本構想・基本計画の実現のために 市民協働と信頼による自立したまち

市民と行政による協働のまちづくり

施策 43 市民との協働の推進

主担当課 企画政策課

基本方針

市民の役割、地域の役割、行政の役割について、市民と行政が互いの役割分担を見直し、お互いが持てる力を発揮して協働し合えるまちをめざします。
行政と市民がどのような形で協働が可能か調査・研究を行うとともに、市民協働のためのルールづくりの検討を行い、協働の土台づくりに努めます。
また、協働に関するセミナー等の開催、情報提供に努め、協働意識の醸成を図ります。

現状と課題

国・県からの権限移譲や情報化の進展、少子高齢化に伴う人口減少など、社会状況が変化している中、市民ニーズも多様化・複雑化していることから、行政だけでは解決できない問題も多くなっています。
しかし、市民アンケートにおける「市民参加が活発なまち」の重要度は平成18年5.2%、平成22年2.6%と市民参加に対する関心が低い状態が続いています。
●これまでの行政と市民の役割分担を見直し、市民と行政が協力してまちづくりを行うため、市民参画意識の醸成を図る必要があります。
●市民と行政の役割分担を明確化し、お互いが持てる力を発揮して協働し合える環境づくりを行う必要があります。
●団塊の世代の一旦退職が終了し、市内に豊富な経験と技能を持った人材の発掘が期待されることから、地域コミュニティや市政運営の中において、その能力が発揮できるように、活動機会と情報の提供などを行う必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市内NPOの法人数	6法人	6法人	6法人	9法人	
公募により募集した事業団体の数	2.2%	1.6%	1.9%	5.0%	公募により募集した事業団体の数/総数
市民参画調査の参加率	37.4% (H18)	-	40.4%	50.0%	
ボランティアや自主活動に参加したことのある市民の割合	33.7% (H18)	-	29.2%	40.0%	市民参画調査のアンケート項目

取り組み項目

- 市民協働についての調査・研究
行政の分野・各事業において、どのような協働が可能なかの、先進事例等を参考に調査・研究を行います。
- 市民協働のためのルールづくり
行政における市民協働に関する指針の策定について検討を行います。
- 市民協働のためのセミナー開催
NPO活動を行っている人、ボランティア活動に意欲のある人を対象にセミナーを開催して市民協働意識の醸成を図ります。
- 市民協働のための情報提供
公募事業の募集要項、ボランティア活動に関する情報を広報紙やホームページに掲載するなど、市民協働に対する環境づくりに努めます。

現状の把握と課題の整理を行っています。

具体的な取り組み項目を挙げています。

計画の進捗状況の目安となる指標を掲げています。

施策
43

市民との協働の推進

主担当課 企画政策課

基本方針

市民の役割、地域の役割、行政の役割について、市民と行政がお互いの役割分担を見直し、お互いが持てる力を発揮して協力し合えるまちをめざします。

行政と市民がどのような形での協働が可能か調査・研究を行うとともに、市民協働のためのルールづくりの検討を行い、協働の土台づくりに努めます。

また、協働に関するセミナー等の開催、情報提供に努め、協働意識の醸成を図ります。

現状と課題

国・県からの権限移譲や情報化の進展、少子高齢化に伴う人口減少など、社会状況が変化している中、市民ニーズも多様化・複雑化していることから、行政だけでは解決できない問題も多くなっています。

しかし、市民アンケートにおける「市民参加が活発なまち」の重要度は平成18年5.2%、平成22年2.6%と市民参加に対する関心が低い状態が続いています。

- これまでの行政と市民の役割分担を見直し、市民と行政が協力してまちづくりを行うため、市民参画意識の醸成を図る必要があります。
- 市民と行政の役割分担を明確化し、お互いが持てる力を発揮して協力し合える環境づくりを行う必要があります。
- 団塊の世代の一斉退職が終了し、市内に豊富な経験と技能を持った人材の発掘が期待されることから、地域コミュニティや市政運営の中において、その能力が発揮できるように、活動機会と情報の提供などを行う必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市内NPOの法人数	6法人	6法人	6法人	9法人	
公募により委嘱した審議会等の委員の率	2.2%	1.6%	1.9%	5.0%	公募により委嘱した審議会等の委員の率
市民意識調査の回収率	37.4% (H18)	—	40.4%	50.0%	
ボランティア活動や自治活動に参加したことの ある市民の割合	33.7% (H18)	—	29.2%	40.0%	市民意識調査のアンケート項目

取り組み項目

- 市民協働についての調査・研究
行政の各分野・各業務において、どのような協働が可能なのか、先進事例等を参考に調査・研究を行います。
- 市民協働のためのルールづくり
行政内における市民協働に関する指針の策定について検討を行います。
- 市民協働のためのセミナー開催
NPO活動を行おうとしている人、ボランティア活動に意欲のある人を対象にセミナーを開催して市民協働意欲の醸成を図ります。
- 市民協働のための情報提供
公募委員の募集や、ボランティア活動に関する情報を広報紙やホームページに掲載するなど、市民協働に対する環境づくりに努めます。

施策 44

人権と平和の尊重

主担当課 企画政策課

基本方針

人権とは、「地球上に住む全ての人が人間らしく幸福に生きていくための当然の権利」であり、「誰もが生まれながらにして持ち」そして「法や権力によって奪うことができない」権利です。全ての市民が平和を尊び、全ての人々に対して開かれた心で互いの人権を尊重しあえる社会の実現に向け啓発活動を展開するとともに、人権尊重の心を育む教育の充実に努めます。

また、世界平和は人類の願いであり、悲惨な戦争の記憶を風化させることのないよう、平和に関する啓発活動を推進し、平和意識の醸成を図ります。

現状と課題

「人権の世紀」といわれる現代21世紀。しかしながら、今なおさまざまな人権問題が存在し、人権が完全に保障されている状況ではありません。当市においても、「身の回りで人権が守られている」と思っている市民の割合は32.7%にとどまっています。

また、今もなお世界の各地でテロ行為や争いが行われ、罪のない多くの人々が命を失い、傷つき、生活の場を追われています。

- 人権問題について、「たてまえ」「他人事」にならないようにすることが重要です。
- 依然としてさまざまな人権問題が存在するため、継続して人権尊重意識の啓発が必要です。
- 子どもの頃からの継続した人権教育により、人権尊重の心を養う必要があります。
- 過去の悲惨な戦争を繰り返さないため、平和の尊さを次世代に語り継ぐ責務があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
「身の回りで人権が守られている」と思っている市民の割合	—	—	32.7%	50%	市民意識調査のアンケート項目

取り組み項目

- 人権尊重意識の醸成
相互に共存し得る豊かな社会の実現をめざし、引き続き各種フォーラム、講演会の開催や広報等の活用など、関係機関との連携によりさまざまな方法で人権尊重意識の啓発に努めます。
- 人権教育の推進
小中学校における授業や人権擁護委員協議会との連携による啓発活動など、子どもの頃から人権を尊重する教育を継続します。
- 平和意識の醸成
戦争の悲惨さや平和の尊さを学び、平和の大切さへの認識を深めるため、平和事業を実施し、平和意識の普及や醸成に努めます。

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

施策
45男女共同参画社会の
実現

主担当課 企画政策課

基本方針

男女共同参画^{*}の基本理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、豊かな市民生活とあらゆる分野に参画できる調和のとれたまちをめざします。

そのため、講演会の開催や広報活動による男女共同参画に対する意識の醸成や、男女がともに家庭生活と社会生活を両立できるような環境整備に取り組みます。

現状と課題

市では平成23年3月に五泉市男女共同参画推進条例を制定し、男女がお互いの人権を尊重して認め合い、その個性と能力を最大限に発揮し、心豊かな関係を築いていく男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。しかし実態としては、平成23年7月に行った男女共同参画に関する意識調査で、「社会の中で男女の地位が平等であると思う人」の割合は15.3%と、平成21年調査の14.5%からは少し改善したものの、依然として低い状態が続いています。

- 男女共同参画を進めるため、意識の醸成に対する取り組みが必要です。
- 男女共同参画に関する各種施策を計画的かつ効率的に実施する必要があります。
- 男女共同参画を推進する環境づくりのため、広報・啓発活動への取り組みが必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市の各種審議会等における女性登用率	26.4%	30.0%	30.4%	40%	女性委員数／総委員数×100
社会の中において男女の地位が平等であると思う人の割合	—	14.5%	15.3% (H23)	20%	男女共同参画に関する市民意識調査のアンケート項目
必ずしも「男は仕事、女は家庭を中心」にする必要がないと思う人の割合	—	44.1%	47.7% (H23)	60%	男女共同参画に関する市民意識調査のアンケート項目

取り組み項目

- 男女共同参画意識の醸成
フォーラム、講演会、セミナーの開催や各種広報の活用など、さまざまな方法で男女共同参画意識の啓発に取り組みます。
- 男女共同参画の環境づくり
男女が仕事と家庭生活などを両立できるよう、市民や事業所に対する広報・啓発活動に取り組みます。
- 男女共同参画を推進する体制整備
市役所を挙げた推進体制で、市民等との協働により、男女共同参画施策を推進します。
- 男女共同参画推進計画の進行管理
男女共同参画推進計画の進捗状況を把握して、施策を効率的に実施します。

施策 46

コミュニティ活動の 支援の推進

主担当課 企画政策課

基本方針

コミュニティは、市民の暮らしの最も基礎的な場であり、地域の課題を市民が主体的に解決する住民自治の基盤です。

町内会や市民団体などのコミュニティ組織の活動が活発化し、住民相互のふれあいや、お互いの助け合いにより、誰もが住みよいまちをめざします。今後も住民が望むコミュニティ活動の把握に努めるとともに、地域に潜在している力を引き出し、地域の課題を地域の力で解決するための支援を推進します。

現状と課題

個人の生活様式の多様化や核家族化の進行、市外勤務者の増加等により、人と人、人と地域のつながりが希薄になりつつあります。

ボランティア活動や自治活動に参加したことの市民の割合は、平成18年の33.7%から平成22年の29.2%と減少しています。そのため、今後も絆を持ち、豊かな人間関係に支えられたまちづくりを行う必要があります。

●活力ある地域活動により、地域におけるこれらさまざまな問題・課題（環境、防災、防犯、子育て等）に対応できるよう、従来からの地域に根ざした町内会や公民館などを中心とした活動により、住民相互の交流を図ることが必要です。

●新しい形のコミュニティとして、同じ目的を持った市民（NPO法人等）による地域づくりへの活動支援や育成が課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
ボランティア活動や自治活動に参加したことの市民の割合	33.7% (H18)	—	29.2%	40.0%	市民意識調査のアンケート項目
市内NPO法人数	6法人	6法人	6法人	9法人	
お茶の間サロン※参加者数	13,629人	15,101人	16,014人	18,000人	

取り組み項目

- コミュニティ活動の活性化
コミュニティ活動に関する情報の発信や地域づくり活動への支援及び組織の育成を行い、地域コミュニティの再生・活性化への支援を推進します。
- コミュニティ活動のためのセミナー開催
セミナー等を開催して地域づくりを担うリーダーの人材育成に取り組みます。
- コミュニティ施設の充実支援
集会所施設建設支援など、コミュニティ活動拠点の施設整備の支援を実施します。

施策
47

情報公開と 説明責任の充実

主担当課

総務課

基本方針

市民とのパートナーシップ※や信頼関係を築くため、積極的な情報提供により市民への説明責任を果たすことが求められています。

市民に行政情報をわかりやすく説明することで、情報を市民と共有できている状態をめざします。

広報紙やホームページを活用した情報提供の充実や発信力の強化に努めます。また、パブリックコメント※などにより、幅広く市民の声を聴くための体制づくりを推進します。なお、各種情報を公開するにあたっては、個人情報の取り扱いを慎重に行い、個人の権利・利益保護の徹底に努めます。

現状と課題

広報紙やホームページの充実、行政資料コーナーの設置など、さまざまな方法で情報提供を行っています。また、移動市長室※（平成22年度：4回開催、190人参加）や電子メール（平成22年度：493通）による意見・要望の把握に努めるとともに、平成23年3月から市への提案箱を設置し、より広く市民の声を聴く体制づくりに取り組んでいます。

- 公開している行政情報について内容の充実が必要です。
- パブリックコメントを定着させるなど、新たな情報公開の取り組みが必要です。
- 審議会などの附属機関の情報公開制度が課題となっています。
- 個人情報の保護の適正化が求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市ホームページの閲覧件数	56.9万件	61.5万件	83.8万件	100万件	
公募により委嘱した審議会等の委員の率	2.2%	1.6%	1.9%	5.0%	
「広報ごせん」を読んでいる市民の割合	—	—	94.4%	96.0%	市民意識調査のアンケート項目

取り組み項目

- わかりやすい情報公開の推進
広報紙やホームページ等へタイムリーな情報を掲載するとともに、内容の充実に努めます。また、行政評価※を活用した施策・事業の成果を公表するなど、情報公開する内容の充実に努めます。さらに市政への理解を一層深めるため、移動市長室や出前講座※などを開催します。
なお、情報公開にあたっては、適正な個人情報の保護を行います。
- 積極的な情報公開を図るためのシステムの充実
各種計画などについて、広く市民の意見を求めるパブリックコメントや審議会等の情報公開を促進します。
- 情報化の環境整備
ICT※（情報通信技術）の効果的な利活用により、行政情報の発信の充実・多様化を図るとともに市民の利便性を考慮した効率的なサービス提供に努めます。また、地域の光ファイバ網や携帯電話等の情報通信設備の整備を行い、情報化社会への対応を推進します。

施策
48健全で持続可能な
財政運営

主担当課

財政課

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

基本方針

市民が求める行政サービスを継続的に提供するため、健全で持続可能な財政運営を行っていきます。そこで、市の財政運営状況を容易に把握できるように、定期的に情報を公表していきます。また、行政評価※などにより不要不急な事務事業の見直しを進め、効果的な予算編成に努めるとともに、市税収納率の向上や新たな財源確保の取り組みを行います。

現状と課題

主要な財源である市税と地方交付税の確保が、困難な状況になっています。市税は、平成19年度と平成22年度では約1億円減少しており、地方交付税も、国の地域主権の政策により一時的に復元したものの、人口減や震災復興財源確保の影響で、減少傾向に転じていくものと見込まれます。地方交付税、合併特例債などの合併支援措置も、平成28年度から段階的に縮小されます。一方で、少子高齢化対策、経済対策などの経費の増大が見込まれることから、財政運営は厳しさを増すものと予想されます。

- 財政の健全性を明らかにするため、財政運営の現況や将来の見通しなどについて説明する責任があります。
- 合併支援措置の終了を見越した、身の丈に合った財政運営が求められます。
- 税負担の公平性を確保するため市税の収納体制を強化し、収納率の向上を図る必要があります。
- 受益者負担のあり方を検討する必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
実質公債費比率※	19.6%	18.9%	17.6%	18.0%以内	
将来負担比率※	155.9%	143.5%	131.4%	175.0%以内	
経常収支比率※	92.8%	90.6%	87.5%	90.0%以内	
当年度の市税収納率	96.6%	96.6%	96.9%	98.3%	

取り組み項目

- わかりやすい財政情報の提供
難解な財政指標や財務書類を容易に解説するなどして、財政運営の情報を定期的に、わかりやすく公表します。また、財政健全化の取り組みや将来の財政収支見通しなどについても情報提供に努めます。
- 事務事業の見直しと効果的な予算の編成
行政評価などにより不要不急な事務事業の見直しを進め、それにより確保された財源を必要性のより高い施策に振り向けるといった予算の組み替えを行っていきます。また、補助金についても補助期間を設定するなど、全般的な見直しを進めます。
合併支援措置が終了した後も健全で持続可能な財政運営が行えるよう、行財政改革を継続していきます。
- 市税収納率向上の取り組み
滞納者の差し押さえ物件のインターネット公売をさらに進めます。徴収機構に職員を派遣するなどして、徴収技術の向上と徴収体制の強化を図り、税負担の公平性の確保と収納率向上に努めます。
- 新たな財源確保の取り組み
施設の維持管理費等の必要経費を踏まえた受益者負担のありようについて検討します。また、市有財産の売却・有効活用などにより、新たな財源を見出していきます。

施策
49

行政改革の推進

主担当課 企画政策課

基本方針

常に業務の見直しを行いながら、事務処理の迅速化を図り、より効率的な「行政経営」をめざします。
行政評価※制度を活用し、日常業務の改善と職員の意識改革に努めます。また、民間と行政の役割分担を明確にし、民間委託が可能な行政サービスの検討、さらに近隣市町との広域行政の見直しに取り組み、最小の経費で最大の効果をあげる「行政経営」を進めます。

現状と課題

民間への公共サービスの開放が進み、民間委託や市の施設の指定管理者制度※など、民間でも色々なサービスを提供することが可能です。（平成24年3月現在、135件の民間委託を実施、うち9件が指定管理者制度）業務の効率化を図るためには、内部事務の効率化、効率的な組織機構の確立、事務の必要性や事務事業の主体の点検を行うことが必要です。

- 限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）を有効に活用するため、行政評価と緊密に連携した予算編成方式を確立する必要があります。
- 指定管理者制度は、導入して5年が経過し、課題が明らかになってきました。さらに制度の活用を図るためには、適用する施設の選別、募集条件の設定方法などの整理を進める必要があります。
- より効率的な行政サービスを提供するため、既存の事務事業の有効性や効率性等の視点による再編と整理が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
全施策の指標の平均達成率	87.1%	89.4%	86.4%	90.0%	全施策評価における主要成果指標の平均達成率
指定管理者制度の導入件数	8件	8件	9件	12件	
市民1,000人あたりの職員数	10.7人	10.4人	10.3人	10.1人	
全体として市役所の仕事に満足している市民の割合	18.7% (H18)	—	22.4%	60.0%	市民意識調査のアンケート項目における「そう思う」「まあ、そう思う」の割合

取り組み項目

- 行財政改革実行プログラム※の推進
「第2次五泉市行財政改革大綱※」に基づき、事務事業の再編・整理、民間委託等の推進、給与の適正化、歳入増加策などの取り組みを推進します。（計画期間：平成24年度～平成28年度）
- 行政評価制度の定着と活用
事務事業や施策をPDCAサイクル※で改善する行政評価制度を継続することにより、事務事業の改善を図ります。また、制度の理解と意識改革を進めるため、職員研修を実施します。さらに「事務事業の再編整理」「総合計画の進行管理」への活用や予算編成との連携、評価結果の公表による行政の説明責任や透明性の確保に努めます。
- 民間活力導入の推進
簡素で効率的な行政運営を実現するため、民間委託や指定管理者制度などにより、民間活力の導入を推進します。指定管理者制度の活用を図るため、効果が見込める施設とそうでない施設の整理を進めます。

施策
50

組織・機構改革の推進

主担当課

総務課

基本方針

社会情勢の変化に伴う新たな行政需要に対応するため、今まで以上に課と課の連携を強化し、スピード感を持って行政課題に対応できる組織・機構をめざします。

また、市民の視点・立場に立ったわかりやすい組織をめざし、より良い住民サービスの提供に向けて、課の再編も含めてスリムでより効率的な組織の構築に努めます。

現状と課題

地域のことは地域が責任を持って決めるという地域主権の観点に立った、健全で持続可能な財政運営が求められています。一方、職員1人あたりの業務量については、合併以降平成23年4月までの間、人員の削減（約70人）や事務の移管（51件）などにより増加傾向となっています。

- 本庁と支所の業務分担・機構改革が必要です。
- 業務の効率化を進めるため、引き続き「民間で行えるものは民間で」の視点で民間のノウハウを有効に活用する必要があります。
- 市民サービス向上のため、窓口のワンストップ化※を検討します。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市民1,000人あたりの職員数	10.7人	10.4人	10.3人	10.1人	

取り組み項目

○機能的な組織の構築

機構改革を行い、効率的な組織の構築を進めます。

○民間委託、指定管理者制度※の推進

さまざまな行政課題にスピード感を持って対応できる組織・機構を構築するため、民間委託が可能な行政サービスを検討し、業務の民間委託や指定管理者制度を積極的に推進します。

○窓口のワンストップ化の推進

来庁した市民が、1カ所で複数のサービスを受けることができるように、システムの整備を進め、市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。

施策
51

人材育成の推進

主担当課

総務課

基本方針

社会、経済環境の変化や市役所組織の内部環境の変化に対応するため、人事考課制度を有効に活用しながら、プロ意識の高い職員を育成するとともに、職員一人ひとりも向上心を持って、意識改革と計画的な自己啓発に取り組みます。

そして、各種研修、人事交流等を活用した職員の育成を推進し、職員の努力・研鑽・成果が正当に評価される状態をめざします。

現状と課題

従来の問題処理型行政・集団一律管理・年功主義であった人事管理の方向性も、課題達成型行政・個別管理・能力業績主義へと変化を遂げ、新たに五泉市職員に求められる職員の資質は「個人の能力、強み、成果を生み出す力」です。その資質を向上させる方法の1つとして、毎年、職員の3人に1人は何らかの研修を受講しています。

- 職員の人材育成に資するための人事考課制度の有効活用が必要です。
- 各種研修制度を積極的に活用する必要があります。
- 育成的職場づくりに努め、個々の能力を高めるとともに、その集合体である組織力の向上が課題です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
女性幹部職員の割合（係長以上）	11.8%	13.5%	15.7%	20.0%	
研修に満足している職員の割合	—	—	65.0%	80.0%	研修に参加した職員の満足度の割合

取り組み項目

- 各種研修や県との人事交流による人材育成
民間の研修機関を利用し政策立案能力、法制執務能力、説明能力などの向上を図ります。また、県と人事交流を行い職員のスキルアップを図ります。
- 業績・能力評価による昇給への反映
職員の勤務実績、能力等を評価して公正で透明な人事考課を行い、処遇（昇給・勤勉手当等）に反映させます。
- 若手職員及び女性職員の積極的登用
年功序列による任用から脱却し、適材適所の任用を行います。
- コンプライアンス*（法令等遵守）の徹底
服務規律や公務秩序等を常に心がけることにより、公正で透明度の高い業務執行態度をめざします。
- 自己啓発に対する支援
職務の遂行に有益な知識または技術を自発的に習得しようとする職員に対して、積極的に支援していきます。

《付属資料》

● 諮問・答申

○ 五泉市総合計画審議会

- ・ 五泉市総合計画後期基本計画について（諮問）…………… 121
- ・ 五泉市総合計画後期基本計画について（答申）…………… 122

○ 村松地域審議会

- ・ 五泉市総合計画後期基本計画について（諮問）…………… 124
- ・ 五泉市総合計画後期基本計画について（答申）…………… 125

● 名簿

- 五泉市総合計画審議会委員名簿…………… 127
- 村松地域審議会委員名簿…………… 128
- 五泉市総合計画市民まちづくり会議委員名簿…………… 129
- 五泉市総合計画策定委員会委員名簿…………… 130
- 五泉市総合計画策定部会委員名簿…………… 131

● 五泉市総合計画策定体制図…………… 132

● 後期基本計画策定経過…………… 133

● 用語集（本文中の※印について解説）…………… 134

五 企 第 1 6 5 号
平成24年1月20日

五泉市総合計画審議会
会 長 樋 口 滋 様

五泉市長 伊藤 勝美

五泉市総合計画後期基本計画について（諮問）

五泉市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、五泉市総合計画後期基本計画について、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

平成24年2月15日

五泉市長 伊藤 勝 美 様

五泉市総合計画審議会

会 長 樋 口 滋

五泉市総合計画後期基本計画について（答申）

平成24年1月20日付け五企第165号で本審議会に諮問のありましたことについて、慎重に審議した結果、概ね妥当であると認め答申します。

なお、下記の点に留意され、計画の実現に向けて努力されるよう要望します。

記

1 「いきいきの泉水」

- ① 教育の推進にあたっては、子どもたちが学ぶ意欲を持つという基本を十分踏まえたうえで取り組まれない。
- ② 子どもたちの学習に対して、保護者が意欲を持つような取り組みを積極的に実施されたい。
- ③ 地域の貴重な伝統文化の保存と、子どもたちが学習できるような環境づくりに取り組まれない。
- ④ 自校給食方式整備が未実施の学校については早急に整備するよう取り組まれない。

2 「安心の泉水」

- ① 産科の誘致・確保を行い、安心して子供を産める環境の整備に積極的に取り組まれない。
- ② 今後より一層進展する高齢化に向けて、高齢者を地域で支える体制の構築に積極的に取り組まれない。
- ③ 自然環境の保護に積極的に取り組まれるとともに、環境保全団体の育成にも努められたい。
- ④ 消防体制の充実のため、消防団員の確保について積極的に取り組まれない。

3 「ふれあいの泉水」

- ① 青少年の育成については、家庭や地域の取り組みだけではなく、学校におい

ても授業の時間を設けるなどの取り組みを検討されたい

4 「活気の泉水」

- ① 企業誘致において他の自治体にはない優遇措置を検討され、積極的な誘致に取り組まれたい。
- ② 農業経営の多角化を図るための、6次産業化に向けて積極的に取り組まれたい。

5 「快適の泉水」

- ① ごみの削減、再利用、再資源化に対する意識の高揚に向けた取り組みに今後も積極的に取り組まれたい。
- ② 新潟市へのアクセス道路の整備について積極的に取り組まれたい。

6 「基本構想・基本計画の実現のために」

- ① 審議会等の委員については、公募の比率を向上させるよう努められたい。
- ② 行政評価制度については、内部のチェックだけでなく、専門的な知識を持った外部組織によるチェック体制の導入を今後検討されたい。
- ③ 市政の広報にあたっては、市民が理解しやすいような表現方法に努めるとともに、積極的に情報提供を行うよう取り組まれたい。
- ④ 近年の経済情勢の変化等を踏まえ、新市建設計画搭載事業の検証が必要である。とりわけ「新庁舎建設」については、市民の関心も高いことから、市民参加での検討の場を設けられたい。

五支所地第49号
平成24年1月24日

村松地域審議会
会長 茂野 紘 一 様

五泉市長 伊藤 勝美

五泉市総合計画後期基本計画について（諮問）

地域審議会の組織及び運営に関する事項第3条第1項の規定に基づき、五泉市総合計画後期基本計画について、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

平成24年2月17日

五泉市長 伊 藤 勝 美 様

村松地域審議会
会 長 茂野 紘一

五泉市総合計画後期基本計画について（答申）

平成24年1月24日付け五支所第49号で諮問のありました五泉市総合計画後期基本計画について、当審議会では慎重に審議した結果、概ね適切であると認め、下記の意見を付して答申します。

記

全体事項

1. 後期基本計画は、合併時の「新市建設計画」を踏まえ、市民と行政の役割を明らかにして、村松地域に支所機能を維持しながら、市民協働により諸施策を実現するように取り組まれない。
2. 後期基本計画の施策実現に向けて、縦割り行政でなく各課連携のもと、市民と一体となり実現していくことが重要である。そのため、本計画の内容を市民にわかりやすく伝えるように取り組まれない。

基本政策別事項

1 「いきいきの泉水」

- ① 教育の推進にあたっては、家庭で培われた子どもの感性や希望、力強さが学校で育っていけるよう、学校と家庭の相互の教育が結び合うような施策に取り組まれない。
- ② 食育の充実にあたっては、家庭における食が大切なことから、家庭での食のあり方も、食育に繋がる事業として取り組みを進められたい。
- ③ 芸術文化の推進にあたっては、五泉市の農業ブランドなどと一体となって芸術文化分野での、新しい五泉イメージ創造の施策に取り組まれない。
- ④ 文化財の保護活用にあたっては、郷土資料館を核として、寺子屋事業、図書館事業、文化財保護事業をリンクして、子供たちが自分の育ったところの歴史に興味を持つことができ、郷土愛が育まれる施策を進められたい。

2 「安心の泉水」

- ① 産科の誘致・確保を行い、安心して子供を産める環境の整備に積極的に取り組まれない。
- ② 交通安全の推進にあたっては、子どもたちや高齢者だけでなく、一般市民のための交通安全教室事業を進められたい。
- ③ 消防体制の充実のため、消防団員の確保について積極的に取り組まれない。

3 「ふれあいの泉水」

- ① 福祉活動の充実を図るには、各種ボランティア団体の円滑な活動展開が重要であることから、ボランティア団体の育成や支援について積極的に取り組まれない。

4 「活気の泉水」

- ① 里山再生にあたっては、現在実施されている取り組みに加えて、多面的機能を加味して、新たな対策を積極的に進められたい。
- ② 産業、観光振興のため、拠点整備を進められたい。
- ③ 市民の雇用環境整備と就労支援のため、市独自の事業展開を進められたい。

5 「快適の泉水」

- ① 村松公園を活用した、市民と行政が一体となって、新しいまちづくりができる多様な施策を進められたい。
- ② 五泉市独自の家庭ごみの再利用や再資源化に取り組まれない。

6 「基本構想・基本計画の実現のために」

- ① 将来の行政需要は予測が困難である。新市建設計画搭載事業の「新庁舎建設」など、大きな財源を必要とするものは、市民及び市がお互いに尊重して、それぞれの役割と責任に基づき連携協力して、検証の上取り組まれない。
- ② 後期基本計画の実施については、地域審議会の意見や提案を考慮して進められたい。

五泉市総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	分 野	団体名等
	熊 倉 政 一	市議会議員	総務文教常任委員長
	阿 部 周 夫		厚生経済常任委員長
	剣 持 雄 吾		建設企業常任委員長
会 長	樋 口 滋	商工業	五泉商工会議所 会頭
	茂 野 紘 一		村松商工会 会長
	桐 生 友 夫		五泉ニット工業協同組合 理事長
	関 川 和 男		五泉商業協同組合 代表理事長
副会長	伊 藤 能 徳	農業	新潟みらい農業協同組合 理事
	阿 部 良 夫		新潟みらい農業協同組合
	瀧 澤 健 一		五泉園芸組織連絡協議会 副会長
	米 原 裕 子		五泉市農業委員会 会長代理
	岩 出 一 夫	教育	五泉市教育委員会 委員
	松 尾 幸 一		五泉市体育協会 副会長
	苅 部 明 彦		五泉市文化協会 会長
	佐久間 淳 介		五泉市青少年健全育成市民会議 副会長
	塚 野 健 男		五泉市社会教育委員 副委員長
	山 崎 洋 子	福祉・健康・環境	五泉市社会福祉協議会 事務局長
	小浦方 禮 次		五泉市食生活改善推進委員 副会長
	和 泉 純 二	その他市長が特に必要と認める者	五泉市公衆衛生協会 環境浄化部長
			五泉市総合計画市民まちづくり会議

(団体名等は委嘱時点のものです。)

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

村松地域審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	分 野	団体名等
	浅 田 光 雄	農林業団体、商工業団体	村松商工会役員
	桐 生 忠 教		認定農業者会会長
	柄 澤 正		中蒲みどり森林組合参事
	亀 山 拓 永		村松商工会役員
	品 田 勝	教育・文化・体育	五泉市文化協会 副会長
	金 子 トシ子		五泉市文化協会 理事
	松 尾 幸 一		五泉市文化協会 会長
	樋 口 義 彦		五泉市文化協会 事務局
	梁 取 静 五	福祉・衛生分野	鳥獣保護員
副会長	鈴 木 紀美子		交通安全推進委員
	松 尾 タカ子		食生活改善推進委員
	鈴 木 千鶴子		母子保健推進員
会 長	茂 野 紘 一	その他識見を有する者	村松商工会 会長
	桐 生 隆		農業
	神 尾 すみ江		材木店

(団体名等は委嘱時点のものです。)

五泉市総合計画市民まちづくり会議委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	分 野	団体名等
会 長	渡 邊 照 男	高齢者	五泉市老人クラブ連合会
	木 津 輝 子		五泉市高齢者保健福祉市民会議
副会長	五十嵐 久 二	保健・医療	五泉市健康増進計画推進委員会
	山 下 文 子		五泉市母子保健推進員の会
	田 中 弘	商業・工業	五泉商工会議所
	佐々木 克 浩		村松商工会
	浅 井 久美雄	農業	五泉地域認定農業者会
	桐 生 忠 教		村松地域認定農業者会議
	田 邊 弘 子	福祉	五泉市民生委員児童委員協議会
	石 本 一 男		(福) 中東福祉会
	山 下 浩 子	子育て	すてきネット五泉
	齋 藤 多美子	教育	五泉市立小中学校校長会
	横 山 昇	まちづくり	ごせん夢会議
	高 橋 哲	公募	
	和 泉 純 二		
	松 川 徹 也		

(団体名等は委嘱時点のものです。)

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

五泉市総合計画策定委員会名簿

区 分	職 名	氏 名
委 員 長	副市長	五十嵐 明
副委員長	教育長	井 上 幸 直
委 員	総務課長	小 林 康 三
〃	支所長兼地域振興課長	笠 原 伸 五
〃	企画政策課長	川 村 正 美
〃	財政課長	番 場 幸 夫
〃	会計管理者兼会計課長	佐 藤 康 信
〃	税務課長	新 堀 清 隆
〃	市民課長	山 田 千 舟
〃	環境保全課長	皆 川 秀 男
〃	健康福祉課長	小 島 隆
〃	高齢福祉課長	落 合 英 昭
〃	こども課長	杉 山 信 二
〃	農林課長	高 岡 徳 康
〃	商工観光課長	西 川 和 明
〃	都市整備課長	塚 野 文 雄
〃	上下水道局長	石 本 勇貴高
〃	議会事務局長	梁 取 浩
〃	監査委員事務局長	星 野 弘
〃	農業委員会事務局長	渡 辺 隆 一
〃	学校教育課長	小 黒 常 樹
〃	生涯学習課長	湯 浅 善 章
〃	図書館長	酒 井 範 子
〃	消防長・消防本部総務課長	東 間 正 義
〃	予防課長兼消防署長	板 垣 良 一

五泉市総合計画策定部会名簿

区 分	職 名	氏 名
いきいきの泉水部会	健康福祉課主幹	廣 田 雅 代
	高齢福祉課村松事務所課長補佐	山 崎 勝 幸
	学校教育課課長補佐	熊 倉 淳 也
	生涯学習課課長補佐	山 崎 淳
	図書館次長	廣 瀬 郁 平
安心の泉水部会	総務課主幹	亀 山 和 弘
	市民課課長補佐	中 川 利 美
	環境保全課主幹	松 尾 寿 弘
	健康福祉課村松事務所課長補佐	難 波 恵 子
	高齢福祉課課長補佐	塚 野 康 志
	こども課課長補佐	熊 倉 央
	都市整備課課長補佐	塚 野 一 也
	上下水道局主幹	大 塚 兼 則
	学校教育課課長補佐	笹 川 和 則
	消防本部総務課課長補佐	佐 藤 志 信
	消防本部総務課課長補佐	長谷川 亘
ふれあいの泉水部会	総務課主幹	佐 野 真 也
	健康福祉課課長補佐	寺 田 亨
	生涯学習課主幹	弦 卷 好 典
活気の泉水部会	農林課課長補佐	佐 藤 豊
	商工観光課課長補佐	瀧 澤 一 之
快適の泉水部会	企画政策課主査	本 間 泰 巳
	環境保全課課長補佐	三 浦 一 宏
	都市整備課課長補佐	山 田 正 良
	上下水道局主幹	齋 藤 達 哉
計画の推進部会	総務課課長補佐	佐久間 謙 一
	企画政策課主幹	林 学
	財政課課長補佐	高 橋 浩 昭

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

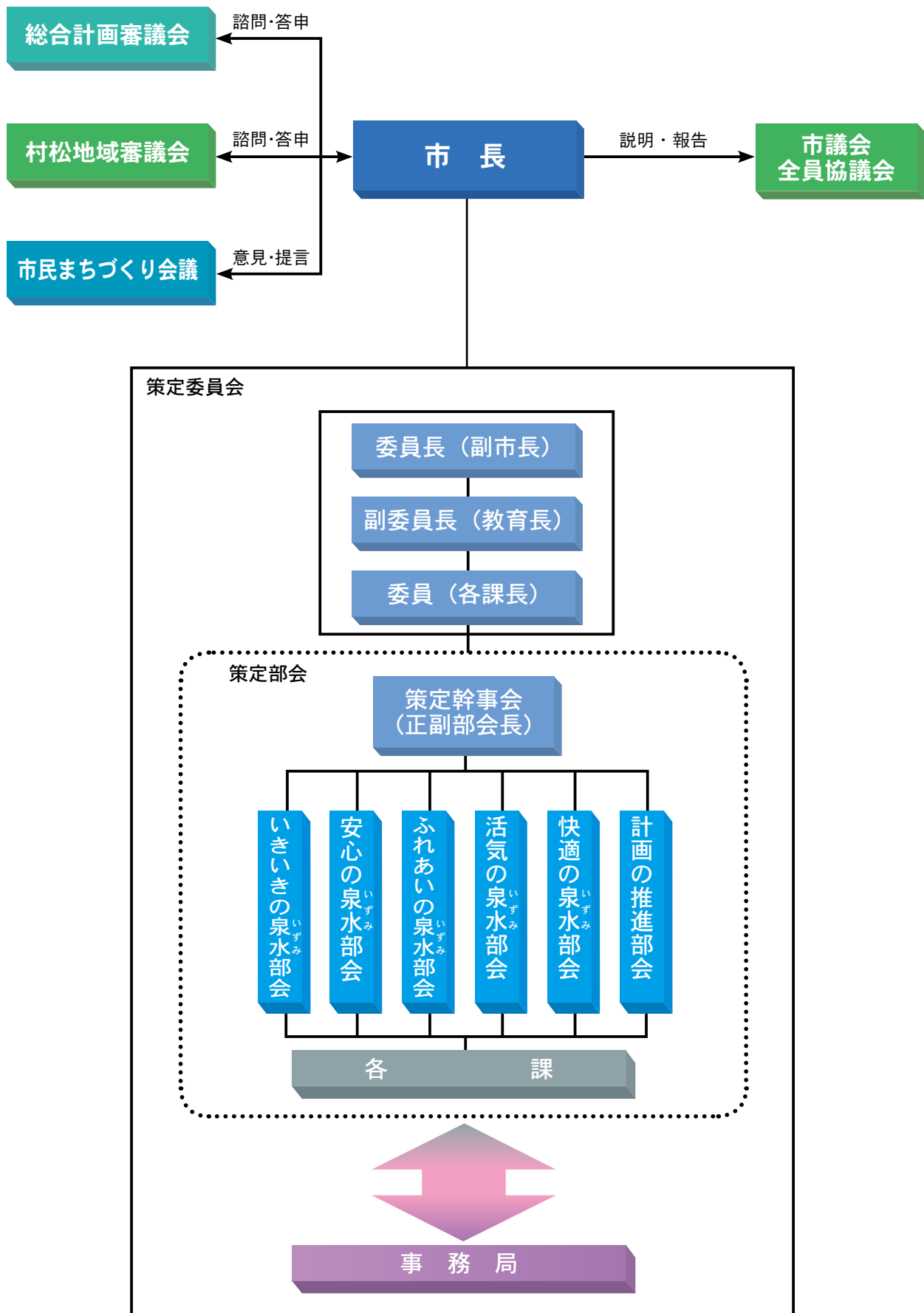
活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

五泉市総合計画策定体制図



後期基本計画策定経過

1 市民意識調査

平成22年11月25日～12月20日

20歳以上3,000人対象、有効回答数1,212人、回収率40.4%

2 策定委員会

副市長・教育長・課長級 25人

平成23年5月25日 説明

平成23年8月29日、12月26日 2回

後期基本計画の素案作成

3 策定部会

課長補佐・係長級 27人 6部会編成

平成23年6月23日、8月5日、8月29日、

10月11日、11月24日 5回 ※その他部会ごとに随時開催

前期基本計画における課題の整理と分析

後期基本計画の素案作成

4 五泉市総合計画市民まちづくり会議

委員16人（うち公募委員3人）

平成23年9月30日、10月13日、10月26日、

12月16日、12月20日 5回

市民意識調査の結果から明らかになった重点課題の改善に向けた検討

後期基本計画への意見反映

5 村松地域審議会

委員15人

平成24年1月24日、2月1日、2月7日、2月17日 審議

平成24年2月17日 答申

6 五泉市総合計画審議会

委員19人

平成24年1月20日、1月27日、2月3日、2月15日 審議

平成24年2月15日 答申

7 パブリックコメント

平成24年1月25日～2月15日 意見募集

市ホームページ、本庁・支所行政資料コーナー、企画政策課、五泉図書館、村松図書館で案の公表

用語集 (本文中の※印について解説)

用 語		解 説
アルファベット	A E D	自動体外式除細動器 心臓の突然の停止の際に電気ショックを与え（電氣的除細動）、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。2004年7月から一般でも使用できるようになった。
	B O D	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるために要した酸素の量を示した数値のこと。水質が悪いほど BOD の数値は高くなる。
	D V	ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や内縁関係などにある者から受ける暴力のこと。ドメスティックは本来「家庭の」という意味だが、近年では DV の概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般のことを指す場合もある。
	I C T	Information & Communication Tecknology の略。 情報通信技術を表す言葉で、日本では IT が同義語が使われているが、国際的には IT にコミュニケーションを加えた ICT が一般的に使われている。
	PDCA サイクル	Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（見直し）のサイクルで事業の継続的改善を図ること。
	U・J・Iターン	Uターン、Jターン、Iターンの総称。 Uターン：地方部に居住していた人が、就職等により都市部に定住した後、再び元の地方部に戻って定住すること。 Jターン：地方部に居住していた人が、就職等により都市部に定住した後、元の地方部に戻らず、別の地方部に定住すること。 Iターン：都市部に居住していた人が、地方部に定住すること。
い	育児・介護休業法	育児や、家族の介護を行う労働者の、職業生活と家庭生活との両立を支援する法律。
	一次医療	身近な医療機関での最初に接する医療。
	移動市長室	住民との融和を図り、円滑な市政運営を行うため、市長をはじめとした理事者、課長職が町内会等に出向き市民と対話を行うもの。
え	エコファーマー	『土づくり・減化学肥料・減化学農薬』の3つの技術に一体的に取り組む農業者のこと。県で定める指針に適合する農業者を知事が認定する。
	S L ばんえつ物語号	磐越西線を走る SL ということから「ばんえつ」を、豊かな森と水に育まれた自然と人が触れあうことで生まれる「物語」と組み合わせて「SL ばんえつ物語」号と命名された。
お	オゾン層	上空10～50 kmの成層圏にあるオゾンの濃度が高い部分のこと。オゾン層には、太陽光線に含まれる有害な紫外線を吸収する働きがあるため、地球上の生物を守るバリアとなっている。 しかし、近年、大気中に排出されるフロン（冷蔵庫やエアコンの冷媒、スプレーなどの噴射剤に使われる化学物質）などによりオゾン層の破壊が進行し、有害紫外線の増加による皮膚ガンや白内障の発症が増えたり、動植物の生育を阻害するなどの影響が出ている。
	お茶の間サロン	外出機会の少ない高齢者が仲間づくりや交流を深めるための場所。各地域の集会所等で定期的に行われており、平成23年末で市内100カ所のお茶の間サロンが活動している。
	温室効果ガス	平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律（略称：地球温暖化対策推進法）」において、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の6種類を対象としている。なお、地球温暖化に最も大きな影響を与えているのは「二酸化炭素」で、その割合は地球全体の6割以上、日本では9割以上を占めている。

用 語		解 説
か	介護保険事業計画	介護保険事業を円滑に行うため、介護保険法の規定に基づいて保険者（市町村）が3年を1期として策定する計画。人口や介護サービス需要の推計や介護保険料、介護施設の整備予定などを規定している。介護保険は平成12年度に始まり、平成24年度は第5期計画の初年度にあたる。
	学童クラブ	小学校低学年の児童が、保護者の就労等により昼間家庭にいられない場合、保護者に代わって学童クラブにおいて生活の場を確保し、保育を行うことで、心身の健全な育成を図ることを目的としている。
	学童保育	就労等の事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育のこと。
	合併処理浄化槽	トイレの汚水のほか、台所や風呂・洗濯水等の生活雑排水も汚水処理して河川等に放流する汚水処理浄化槽のこと。
	家庭教育学級	親が親として育つ場であり、自分の家庭における子育てや教育に活かせる内容を意図的に学習することを目的とした研修。
	簡易水道	101人以上5,000人以下を給水人口とする水道。
	環境マネジメントシステム（EMS）	組織が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたって、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、PDCAサイクルにより取り組んでいくための組織内の体制や手続を整えた仕組みのこと。そのマネジメントシステムとして、国際規格のISO14001や環境省が定めた環境保全活動評価プログラム（エコアクション21）などがある。
	間伐	生長過程で過密となった森林に対して、本数を減らすために抜き切りをする作業のこと。「間伐」は健全で活力ある森林を育成するために必要な作業となっている。
	管網	水道管が網目状（ループ状）に布設されていること。水道の供給の安定性から、網目状配管にすることが望ましいとされている。
き	基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業等の業務を行う施設。
	教育補助員	特別に支援の必要な子どもたちのニーズに応じて、きめ細やかな指導を行うために、担任の他に学習を支援する補助者のこと。
	行財政改革実行プログラム	第2次五泉市行財制改革大綱で示された事項を実践するための行動計画。（計画期間：平成24年度～平成28年度）
	行政評価	行政の行う仕事を評価（チェック）し、その結果に基づき、より効果的で効率的な仕事に改善していく行財政改革の手法の一つ。 五泉市では平成17年度から「効果的で効率的な行政経営」、「透明性の高い行政経営」を目的として行政評価システムを導入している。
	共同生活介護（ケアホーム）	地域に在住する一人暮らし及びそれに準ずる知的障がい者に対して、食事・入浴等のサービスを提供するとともに、相談業務を行い、その生活が安定して継続できるよう援助する場所。

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

	用 語	解 説
け	経常収支比率	財政構造の弾力性・流動性を示す指標で、比率が高いほど余裕財源が少なく、財政の硬直化が進んでいることを表す。75%程度が妥当とされ、80%を超えると弾力性を失いつつあると考えられる。
	ゲートキーパー	地域の中で、自殺を考えている人に会ったとき、サインに気づき、自殺を防ぐ、早期対応の中心的な役割を果たす人。
	下水道雨水幹線	主として市街地内の浸水被害を防止するために雨水を排除する下水道のこと。
	建築協定	土地の所有者等の全員の合意によって建築基準法等の「最低の基準」にさらに一定の制限を加え、互いに守りあっていくことを「約束」し、その「約束」を県知事が認可するもの。
こ	高規格道路	全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路の「高規格幹線道路」と高規格幹線道路と一体となって自動車による高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同等の規格を有する「地域高規格道路」の総称。
	公共職業安定所	職業安定法に基づき、都道府県労働局長の指導監督のもとに、職業紹介、職業指導、失業給付などに関する事務を行う国の行政機関。職安・職業安定所・ハローワークとも呼ばれる。
	耕種農家	田や畑で農作物を生産している農家。
	公立保育園民営化計画策定委員会	多様化する保育ニーズや効率的な保育園運営に対応するため、民間活力を活用した公立保育園の民営化を検討する委員会のこと。
	高齢化率	高齢化の状態を示すものとして一般的に用いられる指標で、総人口に対する65歳以上人口の割合。 国連などの定義に基づき、以下のように分類されている。 高齢化率 7%～14%…『高齢化社会』 高齢化率 14%～21%…『高齢社会』 高齢化率 21%～ …『超高齢社会』
	ごせん生き生き楽習達人バンク	日常生活や趣味など、あらゆる分野で知識・技術・経験をもって活動している人を指導者として登録する制度。
	五泉応援団	首都圏在住の五泉市出身者と、郷土の交流を深めることを目的に発足した団体。
	五泉市国際交流協会	産業、文化、スポーツ、教育等の幅広い分野での国際的な交流を推進し、国際理解の増進と国際友好親善の促進を図ることを目的として、平成3年11月に設立された国際交流団体。
	五泉市健康増進計画「健康ごせん21」	健康増進法に基づき、国の「健康日本21」及び県の「健康にいがた21」の基本的視点を踏まえて策定した総合的な健康を推進するための行動計画。（平成23年3月策定）
	五泉市歯科保健計画	市民の歯と口の健康づくりを推進し、生涯を通じたさらなる歯科保健の向上をめざして策定した計画。（平成23年3月策定）
	五泉市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第3項により、温室効果ガスの排出抑制を市全体で取り組み、推進することを目的に策定する計画。
	五泉地域衛生施設組合	五泉市、阿賀野市、阿賀町における一般廃棄物等の処理施設について、設置及び管理運営する団体。
	五泉のブランド作物	代表的なものとして、さといも“帛乙女”、れんこん“五泉美人”、ねぎ、いちご、くり、チューリップ、ばたん等が挙げられており、より良い商品として消費者・市場に評価され、他産地と比べ販売などで優位性を得ている。

用 語		解 説
こ	子育て支援センター	保護者たちの交流の場、親子で自由に過ごせる場、日頃の子育ての心配ごとや悩みについての相談、子育てに役立つ情報の収集と提供を目的として開設している。
	子ども・子育て新システム	政府が「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月18日閣議決定）に基づいて検討を進めている幼保一元化を含む新たな次世代育成支援対策のための包括的・一元的なシステムのこと。
	子どもの居場所づくり	子どもたちの放課後や週末に、活動場所を設けること。
	子ども守り隊	登下校時などに、子どもたちの安全・安心のため、パトロールや指導を行っている市民ボランティア。
	コンパクトシティ	都市郊外化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いてゆける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりをめざそうとする発想。
	コンプライアンス	法令や規制、公務員倫理などの遵守。社会的秩序に反する行動や社会から非難されない行動をすること。
さ	再生可能エネルギー	石油・石炭など限りがあるエネルギー源に対し、自然エネルギー（太陽光、太陽熱、風力、地熱など）や再利用エネルギー（廃棄物燃焼熱の利用、発電など）等の再生が可能で資源が枯渇しないエネルギーのこと。
	財政力指数	標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する税収入などの自主財源の割合を示す指数。1を下回れば地方交付税の交付団体、1を上回れば不交付団体となり、指標としては3カ年間の平均値を用いる。
	在宅介護支援センター	地域包括支援センターの支店的な役割を果たす機関で、地域の高齢者やその家族からの相談に応じたり、必要な福祉サービスが受けられるよう連絡調整を行ったりしている。五泉市内には次の5カ所の在宅介護支援センターがある。 ・在宅介護支援センター菅名の里 ・在宅介護支援センターうずらはし ・在宅介護支援センターすもとの里 ・五泉市村松在宅介護支援センター ・愛宕の里在宅介護支援センター
	産学官の連携	企業（産）が、高度な専門知識を持つ大学等（学）や公的機関等（官）と連携して、新製品開発や新事業創出を図ること。
	三次医療	高度な専門的な医療。
	実質公債費比率	平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された新しい財政指標。 公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すもの。実質公債費比率が18%以上の団体は、引き続き地方債の発行に許可を要する。また、25%以上の団体については、実質公債費比率の区分に応じて、起債の制限を受ける。
し	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした制度。
	就労移行支援	一般就労等を希望し、適性に合った職場への就労等が見込まれる障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会や生産活動の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練を行うサービス。 （A型）雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者を対象とする。 （B型）就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待されるが、雇用契約を結ぶことが困難な障がい者を対象とする。

用 語		解 説
し	循環型社会	環境への負荷を減らすために資源を有効に使い、破棄されるものを最小限におさえる社会のこと。
	循環型農業	自然の資源をむだにしないで、循環させていく農業をいう。例えば、稲わらや米ぬかは、トウモロコシなどを混ぜて家畜の餌にし、もみ殻は家畜小屋に敷き、ふんや尿と混じった物などから堆肥を作り、米や野菜の肥料にすること。
	省エネルギー設備	燃料、熱、電気等のエネルギー効率を向上させ、既存の設備と比較してエネルギー使用量を低減した設備。
	将来負担比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律により新たに導入された財政指標。一般会計などが将来負担すべき実質的な債務（地方債、退職手当、債務負担行為に基づく債務などで、公営事業会計、一部事務組合、広域連合、第三セクター等の分を含む）が、標準財政規模（市税、普通交付税などの使い道が自由な一般財源の規模）の何倍に当たるのかを指標化したもの。 将来負担比率が350%以上（平成22年度決算における市町村の基準）になると早期健全化計画を策定し、財政健全化の具体的な取り組みが必要になる。
	食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。単なる料理教育ではなく、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化、食ができるまでの第一次産業についての総合的な教育のことである。
	食料・農業・農村基本計画	21世紀の農政の基本指針である、食料・農業・農村基本法が掲げた基本理念を具体化するための計画。（平成22年3月策定）
せ	生活習慣病	食・運動・休養・嗜好（喫煙・飲酒）などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群の総称。以前は、「成人病」と呼ばれていたが、これは加齢だけが原因のように響くため、最大の原因である生活習慣を強調した形の「生活習慣病」という呼称に変更された。
	青少年育成センター	青少年非行防止に関係がある機関、団体、ボランティア等が参加し、青少年の健全育成を図ることを目的とした組織。
	青少年健全育成市民会議	青少年健全育成に係わる団体・機関等で組織する団体。
	成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するための制度。
	石綿管	石綿繊維、セメント、珪砂を原料として作られた水道管。破損率がほかの管種よりも高いため、漏水の大きな原因となっている。現在は、製造されていない。
	先天性代謝異常	生まれつき成長に必要なホルモンが十分合成できない病気のこと。
そ	総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、地域に住む市民が主役となって、自ら運営・管理をする新しいスポーツクラブのシステム。さまざまなスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの趣向・レベルに合わせて楽しむことができる。また、地域コミュニティの形成にもつながるクラブを理想としている。
た	第二次五泉市行財政改革大綱	行政のムダを省き、歳入歳出の確保と効率的、効果的な行財政運営を行うための市の指針。（計画期間：平成24年度～平成28年度）
	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。
	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。
	単独処理浄化槽	トイレの汚水のみを処理する污水处理浄化槽のこと。トイレの汚水以外は未処理のまま放流されるため、2001年4月、新設が禁止された。

用 語		解 説
ち	地域活動支援センター	障がいのある人に身体機能の維持向上、社会参加と自立の促進、生活の改善を図ることを目的に機能訓練、創作的活動など各種サービスを提供する機関。
	地域包括支援センター	平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対して地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを行う組織。
	地産地消	「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。
	地方債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一般会計年度を超えて行われるもの。
	チャレンジショップ	商店街の活性化を目的とした空き店舗対策として、空き店舗の一部を店舗開業希望者に、期間限定で格安に賃貸する創業支援事業。
	中核的経営体	地域農業の担い手としてリーダー的役割を担う農業者や法人のこと。
	中心市街地活性化計画	少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積、創造的な事業活動の促進を基本とした計画。
て	低公害車	排気ガス中に含まれる有害物質の量を少なくした、また、少ない燃料でたくさん走行できる「環境に配慮したクルマ」のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド車、燃料電池車などがある。
	出前講座	市職員が講師となり、市民の元へ出向いて講座を開催することによって、市政への理解を深めてもらうなど、市民の学習機会の充実をお手伝いするもの。市民がいきいきとした暮らしを送り、心豊かな家庭や活力ある地域社会づくりにつながることを目的としている。
	寺子屋事業	小学生を対象に、互いに大切にしよう人間関係の醸成及び自学自習の生活習慣の形成をめざした教室。
と	糖尿病代謝異常者	血液検査の結果、血糖値が正常よりも高い者。
	特定健康診査	平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象として実施する生活習慣病予防のための健康診査。
	特別栽培農産物	農業の自然循環機能の維持増進を図るため、県が定めた基準の化学合成農薬（性フェロモン剤等誘引剤を除く。）の使用回数及び化学肥料の窒素成分量を5割以上節減して栽培された農産物のこと。
	特別支援学校	障がいのある子どもたち一人ひとりのニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導と必要な支援を行うために設置される学校。
	特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
	特別児童扶養手当	知的障がいまたは身体障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
	特用林産物	「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものの総称。
	都市計画道路	健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路。

	用 語	解 説
と	都市計画マスタープラン	都市の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方や地域別の整備方針などを明確にした、都市計画の具体的な方針を示すもの。
	ドライシステム化	調理場の温度や湿度を適正に保ち、食中毒の発生や細菌の増殖を防止するため、床を濡らさないで常に乾燥した状態で調理できるように給食施設・設備の改修等を行うこと。
な	中食（なかしょく）	外食と家庭での料理の中間にあるものとし、惣菜や弁当を買って家庭で食べること。また、惣菜や弁当などのように家庭で調理加熱することなく、そのまま食事として食べられる状態の食品のこと。
	7種類14分別収集	【7種類】1. 燃えるごみ 2. 燃えないごみ 3. 古紙 4. 空き缶・空き瓶 5. ペットボトル 6. プラスチックごみ 7. 有害ごみ 【14分別】1. 可燃物 2. 不燃物 3. 新聞紙 4. 雑誌類 5. ダンボール 6. 紙パック 7. 空き缶 8. スプレー缶 9. 空き瓶 10. ペットボトル 11. プラスチック類 12. 乾電池 13. 蛍光灯 14. 水銀体温計
に	二次医療	入院治療等が必要な医療。
	認定農業者	農業経営改善計画が認定された農業者。
の	農業経営改善支援センター	効率的かつ安定的な農業経営体の育成と、それらの経営が地域の農業の相当部分を担うような農業構造の確立をめざした組織。認定農業者の育成指導や経営改善相談などを行っている。
	乗合タクシーさくら号	平成22年10月から運行を行っている市街地と郊外を結ぶ予約制の乗合タクシー。
は	パークアンドライド駐車場	自家用車・自転車・原付きバイクを公共交通機関乗降所（鉄道駅やバス停など）に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法をパークアンドライドといい、パークアンドライドに利用できる駐車場。
	パートナーシップ	行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力しあうこと。
	パブリックコメント	行政等が政策や計画などを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きのこと。
	バリアフリー化	障がい者や高齢者等が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策を行うこと、もしくは具体的に障害を取り除くこと。
ひ	病後児保育	児童が病中または病後の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育園や医療機関等に付設された専用スペースなどで保育及び看護ケアを行う保育サービスのこと。
ふ	ファミリーサポートセンター	安心して子育てができるよう、子育ての手助けをして欲しい人と子育ての手助けができる人が会員となり、地域の中でお互いに助けあっていく会員制度。相互援助活動に関するコーディネートやアドバイス等を行い、子育てを支援する。
	福祉のまちづくり条例	高齢者や障がい者をはじめ、全ての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、多くの人が利用する公共施設（建築物や道路など）について、整備基準に適合した整備を行うことを定めた条例。
	福祉のまちづくり推進計画	高齢者や障がい者の利用頻度の高い箇所や危険性の高い箇所などを調査し、必要となる箇所や公共施設を計画的に改修、整備していくことを定めた計画。
	フッ素洗口	歯ブラシ後、フッ化物洗口剤を30秒間ブクブクうがいする、むし歯予防の方法。
	ふれあいバス	平成22年10月から運行を行っている五泉地区と村松地区の市街地を結ぶ路線バス。

用 語		解 説
ほ	防犯組合連合会	五泉市と五泉村松職域防犯組合で構成し、主に次の活動を行っている。 1. 街頭犯罪及び侵入犯罪抑止活動 2. 高齢者を対象とした犯罪予防と広報活動 3. 少年の非行防止活動 4. 少年の薬物乱用防止対策
	母子保健推進員	お母さんと子どもの健康を守るために、妊娠・子育てで不安なことへの相談に乗る、身近な相談役。
ま	マタニティセミナー	妊娠・出産・育児に関する知識を深める教室。妊婦や父親同士の交流の場にもなっている。
	まちの駅	地域住民や来訪者が自由に利用できる休憩場所や地域情報を提供する機能を備え、さらには地域内交流・地域間連携を促進する公共的空間施設。（平成23年末現在：市内に1カ所）
	窓口のワンストップ化	各種の案内、受付、交付などのサービスを1カ所あるいは1回の手続きで提供する行政サービスのこと。
み	民生・児童委員	社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、心身障がい者（児）、老人、母子世帯等、援護を必要とする人々の相談指導にあたる地域の奉仕者のこと。
	民有林	国が所有する「国有林」以外の森林のこと。民有林には、個人や会社が所有する私有林のほか、県や市町村が所有する公有林も含まれる。
め	メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満に加え、高血圧・血中の脂質（中性脂肪・コレステロール）異常・高血糖のうち2項目以上が該当している状態。
ゆ	ユニバーサルデザイン	誰もが使いやすいように製品や施設、生活環境、都市をデザインすること。
よ	用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など12種類がある。
	要保護児童対策地域協議会	虐待や非行などの要保護児童に関する問題について、関係機関等の連携により組織的に対応し、当該児童の早期発見及び適切な保護を図ることを目的に設置された組織。
	横須賀市衣笠地区交流	昭和初期、村松地区（旧川内村）の山間で雪崩に巻き込まれた飼い主を2度にわたって救った忠犬タマ公。タマの行為に感激した新潟県出身の横須賀市の市民らが、横須賀市内の衣笠山公園中段広場に石碑を建てた。この忠犬タマ公が取り持つ縁から、衣笠地区の住民を田植え・稲刈りなどの農業体験に招いたり、衣笠地区で開催されるタマ公慰霊祭へ参加するなどの交流が生まれた。
ら	ライフライン	電気・ガス・水道・下水道・道路等の公共公益設備や電話・インターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し、現代人が日常生活を送る上で必須の諸設備の総称。
り	リサイクル	製品化された物を再資源化し、新たな製品などの原料として利用すること。
	リデュース	環境負荷や廃棄物の発生を抑制するために無駄・非効率的・必要以上の消費・生産を抑制あるいは行わないこと。
	リユース	一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のある部品をそのまま再利用すること。
	療育教室	就学前で心身に障がいのある幼児及びその保護者を対象に、専門指導員による指導訓練と保護者に対する療育技術指導を行い、それぞれの障がいに応じた発達を促し、集団または社会に適応できるよう育成助成する教室のこと。
ろ	6次産業化	農業は従来、1次産業としての農作物生産を行う事業であったが、2次産業である加工、3次産業である販売までを一体的に事業化し取り組むことで、新たな産業形態の創出と農業者の所得向上をめざすもの。





